

2018年度 点検・評価報告書



日本女子大学
JAPAN WOMEN'S UNIVERSITY

目次

序章.....	2
第1章 理念・目的	5
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	19
第4章 教育課程・学習成果	27
第5章 学生の受け入れ	44
第6章 教員・教員組織	50
第7章 学生支援.....	59
第8章 教育研究等環境	67
第9章 社会連携・社会貢献	76
第10章 大学運営・財務.....	84
第1節 大学運営	84
第2節 財務.....	91
終章.....	94

序章

1. 前回の認証評価を踏まえた改善・向上の取り組み

日本女子大学は、2013（平成25）年3月に、公益財団法人大学基準協会から、大学基準に適合している旨の通知を受けた。この際、「社会においてリーダーシップや独創性を発揮できる女性の育成を目指し、教育・研究活動を展開している。」との評価を受けた。長所として特記すべき事項として、①「総合研究所」における幼稚園から大学、センターに至る教職員が教育・研究の連携を行っていること、②学生のロールモデルともなることから女性教員の採用に積極的であること、また、その支援のための制度を設けていること、③学士課程では副専攻を設け将来の具体的な目的に沿って、より質を高めるために役立つ専門的なコースを設置していること、家政学研究科においては「キャリアデザイン」を設けるなど充実したキャリア教育を実施していること、④生涯学習センターの「リカレント教育課程」における再就職支援プログラムの実施と就職希望者に占める就職者の割合が高いこと、⑤人間社会学部における学生が参加する地域との連携活動、理学部の「サマースクール」「夏休み小学生科学体験教室」「文京区科学特別教室」など幅広い理科教育の啓発活動に寄与していること、の五点が挙げられた。一方、努力課題として、①FD活動が不十分であること、②学位論文審査基準が研究科ごとに学生に明示されていないこと、③学生の受け入れ方針の求める学生像が具体的でないこと、④過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が高い学部があること、また、同比率が低い研究科があること、⑤内部質保証システムにおいて、検証結果を改善につなげるための体制が不十分であること、が挙げられ、改善勧告としては、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が非常に高い学部・学科があることが指摘された。

これらの努力課題及び改善勧告に対し改善に真摯に取り組み、2016（平成28）年7月に改善報告書を提出した。努力課題④研究科の学生の受け入れについては、適切な定員管理に向けて引き続きの努力を求められたが、他の指摘に対しては、改善が認められるとの評価を得た。

2. 自己点検・評価の経過

<内部質保証体制と自己点検評価>

前述のとおり、前回の認証評価において、内部質保証体制については、「検証結果を改善につなげるための体制が不十分であること」を指摘されたため改善に努めた。詳細は第2章に記載するが、まず「日本女子大学における自己点検・評価体制イメージ図」を作成し、内部質保証体制の可視化を進めることにより、教職員が点検・評価を改善・向上に生かす体制を共有することができるようになった。特に、本学では、学校法人の中・長期計画を達成するために、年度ごとに各部局等で到達目標を策定することにしており、毎年のPDCAサイクルによる自己点検・評価活動を通して、自己点検・評価の方法について見直しを行い、より実質的に意味のある自己点検・評価活動に深化してきている。

2015（平成27）年度からIR活動を学園活動評価・改革計画室の業務に入れ、2016（平成28）年度から教学比較IRコモンズに参加して、学修行動調査を実施している。2018（平成30）年6月に組織改編を行い、大学改革推進室IR推進室がIR活動を引き継いで実施してい

る。参加大学と本学のベンチマークを利用した分析を進めている。

また、2018（平成30）年度から、自己点検・評価委員会の下に近隣自治体及び産業界、研究機関の委員を構成員とする外部評価委員会を設置したことにより、本学が認識する日本女子大学像と社会から見た日本女子大学像、また、本学が目指す将来像と社会から求められる将来像の差異を知り、具体的な改善方策の検討につなげることができた。今後も外部評価委員会を中心に、第三者評価を教育の質向上に生かしていきたいと考えている。

3. 教育改革と大学の将来像

2021（令和3）年に創立120周年を迎え西生田キャンパスの人間社会学部を目白キャンパスに移転してキャンパス統合を計画する本学は、教育改革に向けた検討を積極的に進めている。

<理念・目的>

創立者の建学の精神「女子を人として、婦人（女性）として、国民（社会人・国際人）として教育する」に基づいて育成する学生像を描き、「信念徹底」、「自発創生」、「共同奉仕」の教育理念の涵養をめざして、「自学自動」で示される自主性を促す教育方針をもって教育する姿勢が変わることはない。女子高等教育のパイオニアとしての信念を貫き、総合大学であることによる多様性を強みとして、社会の変化に対応できる女性の育成のために教育改革に取り組んでいる。2014（平成26）年から、タグライン“Bloom as a leader.”—自己の可能性を開花させて、それぞれのステージでリーダーになる—を設け、在学生、卒業生、さらにはこのタグラインを目にするすべての女性に向けて、本学の教育が目指す姿勢を示している。

<内部質保証>

「大学改革運営会議」を設置し、教学マネジメント体制を整備するとともに、教育改革に資する内部質保証推進体制の構築を図った。この体制のもと、教育改革のための方策を検討し、同時に内部質保証システムそのものの向上にも努めている。また、本学の現状を大学基準に照らしたときに、改善・改革のための取り組みが必要な事項が明白となり、この度の評価受審が本学の女子大学としての在り方を改めて考える機会となった。2019（令和元）年度にはJWU女子高等教育センター（仮称）を設置し、教育改革を一段と推進する予定である。

<教育課程・学習成果、学生の受け入れ>

2010（平成22）年度に3つのポリシーを整備してから、毎年、学部・学科、研究科・専攻での見直しを行っているが、内部質保証体制の見直しと改善を繰り返すことにより、全学的な質保証の目線で重点目標を設定するなど、改善を推進している。

<教育研究組織、教員・教員組織>

学問の動向、社会的要請を踏まえた教育研究組織の改革については、「Vision120」や「学校法人中・長期計画」での計画を踏まえ、検討を開始した。現在、学部・学科の再編成を行うことを前提に検討を進めているが、これは、教育課程や学生の受け入れ、教員組織、財政を含む経営の問題等と密接に関係しており、並行していくつもの課題を解決していく必要がある。

<社会連携・社会貢献、教育研究組織>

前回の大学評価において長所として指摘された「リカレント教育課程」等の活動を拡充することにより、附置研究所、センター等の附属機関等で実施している男女共同（平等）参画社会実現のための人材育成等を女子大学の使命と捉え、引き続き取り組んできた。

<大学運営>

2021（令和3）年度の創立120周年のキャンパス統合により、本学発祥の地である目白キャンパスに4学部15学科及び5研究科18専攻が集結する。学園の将来構想に向け、教学側と法人側が協力し、効果的な意思決定プロセスのシステム構築を試みることはもとより、管理運営における役割と位置づけをより明確にさせて、広く社会に開かれた女子大学として認知されるよう大学全体の改革・改善を図っていきたい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

日本女子大学は、我が国で初めての女子の高等教育機関として1901（明治34）年に「日本女子大学校」として創設された。創立者成瀬仁蔵は、「女子を先ず人として、第二に婦人として、第三に国民として、教育する。この順序を間違えてはならない」（資料1-1、p.183【ウェブ】）と記した。これは、本学における建学の精神であり、性別による差別なく、個性と特性を踏まえて、積極的に社会に関わる女性を育成しようとするもので、現在も本学に受け継がれている（資料1-2【ウェブ】）。また、成瀬は、教育方針として「自学自動」、「自念自動」を掲げ、自発性を重視し、自らの人格を高め、使命を見出し、全身全霊を尽くして前進することを示す「信念徹底」、各自の創造的能力の尊重と開発に努める「自発創生」、より良い社会をつくるための連帯感と協調を図ることを教える「共同奉仕」の三綱領を教育理念として示した（資料1-3【ウェブ】）。この建学の精神と教育理念は人間教育における普遍的なものであり、本学は創設以来一貫して女性の高等教育機関としての社会的役割を果たすことを目的としてきた。

大学については「平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめることを目的とする。」（日本女子大学学則（資料1-4【ウェブ】）第1条）と示している。これを踏まえて、家政学部・家政学部通信教育課程は「生活」、文学部は「文学・言語・歴史」、人間社会学部は「人間と社会」、理学部は「自然科学」の、それぞれの専門性を明示した目的を「日本女子大学人材養成・教育研究上の目的に関する規程」（資料1-5【ウェブ】）に示している。

また、大学院については、「本大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。」（日本女子大学大学院学則（資料1-6【ウェブ】）第1条）ことを明記している。これを踏まえて、家政学研究科及び人間生活学研究科では「今日的課題の解決と、実践性」、文学研究科は「人間精神の生み出した文化の諸相」、人間社会研究科は「常に変貌しつつある人間社会」、理学研究科は「諸分野の総合化、広域化への対応」を特徴とした目的を「日本女子大学大学院人材養成・教育研究上の目的に関する規程」（資料1-7【ウェブ】）に示している。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表してい

るか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のとおり、大学及び大学院の理念・目的は、各学部・学科の目的として学則に明示している。学則や関連規程は、本学公式HP（資料1-8【ウェブ】）に掲載し、学内外に広く公表している。また、学部学生用の「履修の手引き」（資料1-9①p.330～340、②p.201～219、③p.213～220）、大学院生用の「大学院要覧」（資料1-10①p.136～156、②p.3～5・115～131）に学則や関連規程を記載し、学生に周知している。教職員は、学則や関連規程を規程集（資料1-11）で確認できることを周知している。

理念・目的に対する理解を深めるための取り組みは、日常的に種々の機会をとらえて行っている。学生や教員に対する取り組み、社会に対する取り組みの具体的な事例は次のとおりである。

学生に対しては、初年度必修科目として「教養特別講義1」（資料1-9①p.62～65・70、②p.31～32・35）を設けており、創立記念式典・講演会における講演・講話、「わたしの大学」（資料1-12）の講読、成瀬記念館（資料1-13【ウェブ】）の見学、1泊2日の軽井沢セミナーの各ゼミの活動等をとおして、本学の理念・目的を理解し、学びの方向性の確認を行い、三綱領（資料1-3）を実践する機会としている。2・3年次学生に対しては、「教養特別講義2」（資料1-9①p.68～70、②p.32～35）を必修科目とし、学外講師を招いて現代女性のキャリアを伸ばすことに重点を置いた講義と意見交換を行い、社会における自己実現・キャリアモデルを知る機会としている。

新任教員に対しては、「新任教員の集い」（資料1-14）を開催し、学長・役職者の講話等において本学の理念・目的を説明している。

また、大学及び附属校・園の教職員を対象に、毎年「学園一貫教育研究集会」（資料1-15【ウェブ】）を開催し、講演会とテーマ別討論会の場で本学の理念・目的への理解を深める機会としている（資料1-16【ウェブ】）。

社会に対する取り組みとして、家政学部では毎年国内外の個人及び団体を対象に授与する「家政学部賞」受賞者の公開講演会（資料1-17【ウェブ】）において、文学部は文学部学術交流企画のシンポジウム・講演会・研究会等（資料1-18【ウェブ】）において、理学部は中高生対象の「理学部サマースクール」（資料1-19【ウェブ】）や文京区の子ども科学カレッジなど（資料1-20【ウェブ】）、人間社会学部は学生が川崎市多摩区等の地域住民と協働する「SAKU LABO」（資料1-21【ウェブ】）等において、それぞれの理念・目的を体験的に周知する機会を設け、その内容をHPで発信している。また、文学部と理学部は中学・高校の現職教諭の研修（資料1-22【ウェブ】）に協力し、本学の理念・目的を実証している。大学院においては各専攻科で入学説明会の折に本学の理念・目的を伝えている。特に家政学研究科住居学専攻や人間社会研究科心理学専攻では、施設見学などをとおして本学の理念・目的を伝える機会を設けている（資料1-23【ウェブ】）。加えて各学科と研究科の教員と学生の協働による学内学会活動、機関誌、紀要の編集・発行等も大学及び大

学院の目的等の周知に貢献している。

以上のことから、本学の理念・目的及び学部・大学院の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると判断できる。

**点検・評価項目③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、
大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

評価の視点1： 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

日本女子大学は2021（令和3）年に創立120周年を迎えるにあたり、2011（平成23）年12月に「Vision120～創立120周年に向けて～」（資料1-24【ウェブ】）を公表し、『創立者成瀬仁蔵の建学の精神を継承し、発展させるとともに、社会を支え、国際社会をリードする人材を育成するために教育改革を進める』とする方針を示した。創立120周年には、全学を目白キャンパスに統合配置して、女子の総合大学として発展的な教育・研究を行うことを目指す。

また、現在は「中・長期計画（2004年度～2013年度）」（資料1-25）、「同（2009年度～2013年度）」（資料1-26）の点検評価結果を踏まえた改善事項を盛り込んで制定した「学校法人日本女子大学中・長期計画（2014年度～2023年度）」（資料1-27【ウェブ】）の10か年計画の実施途中にある。この中・長期計画については2018（平成30）年度に見直し、2019年度から後半5年の計画を実施することになっている（資料1-28）。中・長期計画に行動計画として具体的な計画を設定し、各種方針（資料1-29【ウェブ】）に沿って実施するとともに、点検・評価（資料1-30【ウェブ】）を毎年行っている。行動計画は、理事長、学長のリーダーシップのもとに、学校法人に関することは学園総合計画委員会（資料1-31）、大学・大学院に関することは大学改革運営会議（資料1-32）において、それぞれ全学的視野で行う体制となっている。特に、教学に関連した行動計画事項としては、Vision120に向けた将来計画は、①日本女子大学のすべての総合力を発揮した学生のための教育改革、②大学の教育改革（グローバル化した21世紀社会をリードする女性の育成、豊かな人間性をはぐくむ実践教育）、③キャンパス計画（教育改革・教育研究環境の充実を実現するためのキャンパス再整備、目白・西生田両キャンパスを活用した教育研究環境の充実）であり、大学・大学院の教育研究計画に加えて、一貫教育、生涯教育計画（「自学自動」「自念自動」を实践する女子教育、女性の活躍を支援するキャリア教育、一生を支える生涯教育）について毎年到達目標（資料1-33）を策定している。

到達目標の策定については、「日本女子大学自己点検・評価規則」（資料1-34【ウェブ】）に則り、自己点検・評価委員会の下に設置した自己点検・評価教学委員会及び自己点検・評価法人委員会の主導により、各部局において到達目標を設定し、学部又は研究科委員会に設けた各組織において毎年検証し、各学部教授会及び研究科委員会に情報を共有している。到達目標の点検・評価をとりまとめた「自己点検・評価報告書」（資料1-30【ウェブ】）は、毎年、全教職員にイントラネットを通じて周知するだけでなく、大学HP（資料1-35【ウェブ】）で公開している。

前述したように、本学では将来を見据えた中・長期の計画を大学・大学院において設定し、その点検・評価に関わる規定も適切に設定している。したがって、大学の理念・目的、

各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると判断できる。

（２）長所・特色

本学は女性の高等教育機関としての社会的役割を果たすために、外部資金の獲得を強く推奨している。科学研究費補助金は、いずれの学部・研究科においても採択率が高い。2012（平成24）年以降採択数は増加しており、2017（平成29）年度には101件（平成29年11月30日現在）と、私立女子総合大学としては全国1位、私立大学のなかでも上位を占めている。特に基盤研究に採択された研究課題は「アパレルの質と国際競争力向上の基盤となる日本人の人体計測データの構築と多角的分析」、「「復興」期における被災コミュニティ再編と子どもの学校生活・進路に関する追跡的研究」など、女性の視点又は人間の尊重の観点に立脚したものが多い（資料1-36【ウェブ】）。

また、理学部は文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業において、2009（平成21）年度の「バイオイメーキング研究の高度化に向けた人材養成拠点」及び「生命動作原理を解き明かす新バイオイメーキング技術の開発とその応用」（2014（平成26）年度）が採択され、これらを基盤に「日本女子大学バイオイメーキングセンター」事業として先進的な技術の開発と発信、基礎研究と応用研究、次世代研究者の育成を行っている（資料1-37【ウェブ】）。得られた研究成果は、こどもを対象とした科学教室の開催や一般市民への理科啓発活動をとおして発信しており、自然科学を諸分野の総合化、広域化に対応することを特徴とした理学部及び理学研究科の目的を特徴的に具現化していると言える。

国内唯一の家政学部の通信教育課程をおき、学ぶ意欲のある女性に広く門戸を開き、自立して社会的役割を担う女性を支援してきた。2016（平成28）年度に通信教育課程専任の特任教授4名を採用し、カリキュラム改革に取り組んだ。その結果、既存の中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）に加えて、フードスペシャリスト、繊維製品品質管理士、二級建築士・木造建築士の資格取得に向けたカリキュラムと、福祉・医療分野等での貢献が期待される「芸術・子ども支援プログラム」（資料1-9③p.53～54）を提供している。

また、日本女子大学「リカレント教育課程」（資料1-38）は、「キャリアブレイク中の女子大学卒業生のためのリカレント教育・再就職あっせんシステム」として、本学が立案し、文部科学省の2007年度「社会人の学び直しニーズ対応教育事業委託」として採択され、2007年9月から実施してきた事業である。2008年4月1日から、日本で初めて履修証明を授与する大学の課程として認められた。入学者は女子大学のみならず共学大学卒業の女性も多く、2015（平成27）年12月には、リカレント教育課程が文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」に認定され、厚生労働省「専門実践教育訓練講座」に指定されて、2016（平成28）年4月から新たなカリキュラムで離職した女性の自立を支援している。

昨今は、女性の定義の見直し、トランス女性への対応が社会的に求められており、具体的施策が必要である。2018（平成30）年度にはこれを検討し、ダイバーシティ委員会を設置した（資料1-39）。今後、早急に施策を作り実践的対応ができることを目指している。

これらの例は、本学が建学の精神と高等教育機関としての目的を、たゆみなく実現することに努めているということから長所ということができる。

(3) 問題点

理念・目的を実現するうえでの問題として、創立120周年に向けたキャンパス統合計画が進む中で、統合のシナジー効果を得るために、統合後の中・長期計画の策定と年次計画及びモニタリングのシステムを全学的に融合させ、浸透させるための準備が必要である。現状では、学部・学科間の横断的な取り組みや4学部一丸となった取り組みが不十分であるので、今後は一層充実させることが望ましい。

さらに、国際社会において個々の教員の活躍は認められるものの、国際的に活躍できる人材の育成を一層促進する仕組みが求められる。

(4) 全体のまとめ

本学は、1901（明治34）年の創立以来、一貫して女性の高等教育機関としての社会的役割を果たしてきた。今日においても、社会的弱者となりがちな女性が、急速に変貌する社会において自立して生涯学び続け、自己実現のみならず、生命・平和の守り手として社会に貢献できるようになることを目指している。

創立以来の建学の精神と大学・研究科の理念・目的は適切に設定し、周知公表している。これらは大学の中・長期計画と関連しており、『大学基準』に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが適切であると評価する。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学では、「日本女子大学学則」（資料1-4【ウェブ】）第2条及び「日本女子大学大学院学則」（資料1-6【ウェブ】）第2条に示すとおり、自己点検・評価活動を通じて教育研究の改善に取り組む意思を表すため、2011（平成23）年度に内部質保証の方針（資料2-1【ウェブ】）を定めた。

内部質保証の方針を含む各種方針は毎年自己点検・評価委員会において見直しており、2018（平成30）年度は次のように定め、大学HPで公表している（資料1-29【ウェブ】）。

日本女子大学は、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むため、次の方針を定める。

- (1) 教育研究上の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況について、不断の自己点検・評価を行う。
- (2) 自らの教育研究活動について、自ら強みと弱みを客観的に把握し、教育研究の改善に取り組む。
- (3) 上記2点を具現化するための内部質保証システムに関し、「日本女子大学における内部質保証に関する方針」を別に定める。

前述の「日本女子大学における内部質保証に関する方針」は、2017（平成29）年度に現行の内部質保証体制を図式化しながら（資料2-2）検討し、2018（平成30）年度から施行した。本方針に則り、自己点検の結果を教育・研究の改善に結びつけるために、自己点検・評価委員会主導で到達目標（資料1-33）を設定し、自己点検・評価活動を行っている。

2013（平成25）年3月の大学評価（認証評価）結果（資料2-3【ウェブ】）において、「内部質保証システムにおいて、検証結果を改善につなげるための体制が不十分であること。」が努力課題として指摘されたため、自己点検・評価委員会において、様々な方策を検討してきた。

2014（平成26）年度第4回自己点検・評価委員会（資料2-4）において、「第3期認証評価における大学評価の基本方針」（平成26年7月1日大学評価企画立案委員会）を意識した学長提案として、これまでの形式を踏襲することではなく、様々なエビデンスに基づいて、各学部、研究科及び事務部署での問題点を明確にし、中・長期計画に即した改善方策を次年度に検討することが重要と捉え、2015（平成27）年度からは、学校法人日本女子大学中・長期計画（資料1-27【ウェブ】）の達成を実質化するため、毎年、自己点検・評価の基本方針及び実施基準を定め、自己点検・評価規則に定める部局ごとに年度の到達目標を策定し、それらを自己点検・評価する体制とした。併せて、全学共通の目標として内

部質保証に関わるPDCAサイクル又はこれに代わるしくみの見直しとIR (Institutional Research) を活用したエビデンスベースによる自己点検・評価プロセスの可視化を共通の到達目標とした(資料2-5)。

2016(平成28)年度からは、可視化されたこのプロセスが内部質保証のために有効に稼働しているかを点検することを共通目標とした(資料2-6)。「自己点検・評価報告書」(C)の評価結果をもとに、到達目標の策定(A・P)を毎年度行い、目標遂行後(D)、評価(C)、改善(A)・計画(P)のプロセスを実施する。加えて、前年度のプロセスの有効性を検証・改善することによって、改善・改革の推進をより恒常的に行う仕組み作りを行った。

2017(平成29)年度には、学長を中心とした全学的な内部質保証のシステムを構築するため、「日本女子大学自己点検・評価規則」を改正し(2017(平成29)年4月1日施行)(資料2-7)、学長を委員長とした「自己点検・評価委員会」のもとに、教学部門は「自己点検・評価教学委員会」を、法人部門は「自己点検・評価法人委員会」を統括委員会として置き、部門別自己点検・評価と、それらを踏まえた全学的自己点検・評価を組織的に行えるような体制とした(資料2-8)。

「自己点検・評価教学委員会」は、学部・研究科・課程・委員会等の教学に関する各自己点検・評価担当組織に目標策定及び点検・評価を依頼する。また、自己点検・評価教学委員会では、委員の所属学部配慮した点検グループを設け、相互評価が可能なチェック体制を構築し、目標設定の妥当性及び目標に対する自己点検・評価の適切性を点検している(資料2-9)。

※自己点検・評価教学委員会におけるチェック体制								
所属学部	メンバー				グループ	メンバー		
家政学部	A	B	院	→	1	人B	理A	家・院
文学部	A	B	院	→	2	家A	理B	文・院
人間社会学部	A	B	院	→	3	家B	文A	人・院
理学部	A	B	院	→	4	文B	人A	理・院

「自己点検・評価法人委員会」は、事務局等法人に関する自己点検・評価担当組織に目標策定及び点検・評価を依頼する。

「自己点検・評価委員会」は、附属機関の自己点検・評価担当組織に目標策定及び点検・評価を依頼するとともに、前述の2委員会から報告された点検評価結果に基づき改善提言を行う。

また、従前の理事長及び学長の責任のもとでの自己点検・評価結果の公表に加え、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、「理事長及び学長は有効かつ具体的な措置を講ずるもの」とし、「本大学の構成員は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、改善に努める義務を有すること」を規則に明記した(資料2-7)。

2018(平成30)年度には、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備のために、各学部・研究科その他の組織におけるPDCAサイクルを実効性のあるものとして運営・支援する教学マネジメント担当組織「大学改革運営会議」を設置し(学則第13条・資料2-10)、「自己点検・評価規則」を改正した(資料2-11【ウェブ】)。また、「日本女子大学にお

ける内部質保証に関する方針」（資料2-1【ウェブ】）、「日本女子大学における内部質保証に関する体制図」（資料2-12）を定めた。大学改革運営会議は学内の教育・研究の改革推進の中心的役割を担う教学マネジメント担当組織として、教育研究、教育課程の編成、学生支援、社会貢献等について全学的な方針を審議・決定し、既存の自己点検・評価活動を用いながら、教育活動における全学内部質保証について責任を負う。同年6月1日には、事務組織を改編（資料2-13【ウェブ】）し、同組織を支える事務局機能を設けた（資料2-14・1-32）。

2019（平成31）年度からは、学校法人の事業計画（資料2-15）又は大学改革運営会議が策定する重点目標（資料2-16）に則って年度の到達目標を策定するように「自己点検・評価規則」を改正した（資料2-17【ウェブ】）。さらに、自己点検・評価体制と教育改善のためのPDCAサイクルをまとめて視覚的に理解できるように、「日本女子大学における自己点検・評価体制イメージ図」を「日本女子大学における内部質保証に関する体制図」に取り込む形で改定した（資料2-18【ウェブ】）。

点検・評価項目②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備するため、第3期認証評価で求められる内部質保証システムの確立について現状の体制を見直す中で、既存の委員会（大学改革委員会）を教学マネジメント担当組織（大学改革運営会議）として学則（資料1-4【ウェブ】）に定めることから着手した。大学改革運営会議は、学長、副学長、各学部長、家政学部通信教育課程長、大学院各研究科委員長及び各学部教授会構成員から選出された教員各1名をもって組織する。なお、議長は、学長又は副学長が当たることとしている。

内部質保証体制については、各学部・研究科が行うPDCAサイクルを、全学内部質保証推進組織である大学改革運営会議がマネジメントする構図を可視化し、それらを明文化して「日本女子大学における内部質保証の方針」（資料2-1【ウェブ】）を定めた。

「日本女子大学における内部質保証の方針」においては、教員及び学部・研究科レベルでの質保証、全学内部質保証推進組織である大学改革運営会議による全学レベルで内部質保証の取り組みを推進することを定めている。さらに、これらの内部質保証への取り組みに加え、自己点検・評価活動では、自己点検・評価委員会が中心となり、毎年、中・長期計画の達成のために、部局ごとに年度の達成目標を策定・点検・評価している。これにより、一般の大学において共通の課題である教育の質の向上と、本学校法人が独自に目指す大学・大学院像の双方の視点から、全学的な教学マネジメントを推進している。

点検・評価項目③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

●3つのポリシー策定のための基本的考え方

「日本女子大学における内部質保証に関する体制図」（資料2-12・2-19【ウェブ】）のとおり、大学改革運営会議において、全学的な観点による3つのポリシーの策定を行う。大学改革運営会議での策定の前段としては、各学部・研究科における3つのポリシーのPDCAを踏まえて改善施策・改善支援を検討、全学的な方針を決定すると共に、学長から各学部・研究科等への改善等の指示をし、各学部・研究科のPDCAの結び付けをしている。また、2018（平成30）年9月末に、各学科のカリキュラム・ツリー（資料2-20①【ウェブ】及び②）を公表した。

●PDCAサイクルを機能させる取り組み

前述のとおり、中・長期計画に基づく毎年の部局ごとの到達目標策定及び点検・評価について、教学部門は自己点検・評価教学委員会が、法人部門は自己点検・評価法人委員会が、附属各機関は自己点検・評価委員会がPDCAサイクルを点検・評価している。自己点検・評価教学委員会においては、学部が異なる委員の組み合わせでチェックグループ設け、教学に関する各自己点検・評価担当組織の「到達目標策定シート」及び「到達目標点検シート」に記載されたPDCAサイクルの点検を行っている。

2019年度からは、大学改革運営会議が策定する重点目標（資料2-16）又は理事会が決定した事業計画を踏まえて、関係する部局や委員会等が協働してPDCAサイクルを機能させるようにした（資料2-17【ウェブ】）。

●行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応

2018（平成30）年3月、文部科学省から収容定員増に関する設置計画履行状況等調査があり、通信教育課程の定員未充足の是正に努めるべく改善方策について報告した（資料2-21【ウェブ】）。

大学基準協会の認証評価受審時に付された努力課題・改善勧告については、2016（平成28）年7月に改善報告書（資料2-22【ウェブ】）の提出によって対応している。学長の指示により、自己点検・評価委員会において指摘事項関連部署への対応依頼を行い、改善状況を把握しながら適切な改善が行われるように調整している。第3期からは、指摘事項への対応の適切性は自己点検・評価委員会が調整しながら、大学改革運営会議が中心となり改善方策の策定及び実行を遂行する。指摘事項、改善報告書、改善報告書検討結果については、大学HP上に「点検・評価への取り組み」（資料1-35【ウェブ】）として公表している。

特に、2013（平成25）年3月の大学評価（認証評価）結果では、「内部質保証システムにおいて、検証結果を改善につなげるための体制が不十分であること。」が努力課題として指摘された。これに対する対応は、点検・評価項目①のとおりである。この指摘を契機に、自己点検・評価活動の見直しと改善が活発になり、本学の実情に合った自己点検・評価体制の追求が恒常的に行われるようになった。

●点検・評価の客観性・妥当性

2018（平成30）年度に、これまで課題であった外部評価の導入について検討し、自己点

検・評価委員会において「外部評価委員会規程」（資料2-23_p.12【ウェブ】）を定め、「外部評価委員会」を設置した。「本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行う。」ことを外部評価委員会の任務とし、2018（平成30）年度は、次の3点を活動内容とした（資料2-23_p.10～11【ウェブ】）。

- (1)本学が実施する自己点検・評価において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の自己点検・評価の取り組みの適切性について、客観的に評価する。
- (2)「自己点検・評価報告書」の内容に基づき、到達目標の設定、取り組み状況、成果・評価の確認及び自己点検・評価委員会に対する助言を行う。
- (3)自己点検・評価委員会が大学基準協会の認証評価で求められる内容に即して当該年度のテーマを設け、そのテーマについて点検・評価を行い、改善・向上に関する意見を提示する。

これらのうち(3)については、毎年、テーマを決めて実施することとし、2018（平成30）年度は、基準4及び5にあたる内容について、点検・評価を実施した。2019年度には、基準4・5以外の基準を中心に、2年間で基準全てを点検・評価することとしている。

2018（平成30）年度の委員会活動としては、第1回委員会を9月29日、第2回委員会を12月15日に開催し（資料2-24）、評価の結果を提言書として本学自己点検・評価委員会に提出した（資料2-23【ウェブ】）。自己点検・評価委員会はこの評価結果を大学改革運営会議等と共有し、自己点検・評価活動、教育課程・学習成果及び学生の受け入れに関する改善方策について検討し、外部評価委員会に対する回答の作成を進めている（資料2-25）。なお、大学改革運営会議においては、教育上の改善課題を踏まえて2019年度重点目標（資料2-16）を立案した。

点検・評価項目④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

●教育研究活動等の状況の公表

教育研究活動について情報公開については、学校法人日本女子大学として学園全体の内容データの冊子（資料2-26）を毎年作成し、この冊子によって行っている。学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項に定める内容については、大学HP（資料1-8【ウェブ】）上で公開している。

教育研究活動に関する情報公開については、項目ごとに更新時期は異なるが、当該年度の最新情報が掲載されるように更新を行っている。

●自己点検・評価結果の公表

自己点検・評価結果の公表については、「日本女子大学自己点検・評価規則」第6条に「自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長及び学長の責任において公表する。」と定めており、毎年「自己点検・評価報告書」（資料1-30【ウェブ】）

を作成し、大学HP（資料1-35【ウェブ】）で公表している。また、学内者に対しては、イントラネットに「大学改革推進室」のページ（資料2-27）を設け、このページを通して自己点検・評価に関する情報共有及び活動推進のための啓発を行っている。

自己点検・評価報告書については、点検・評価結果を改善に活用できるように、自己点検・評価委員会で承認後、毎年6月を目途に学内外に公表している。自己点検・評価報告書を掲載している大学HP「点検・評価への取り組み」（資料1-35【ウェブ】）への2017（平成29）年度アクセス数（ページビュー）は1,756件（2018（平成30）年2月27日現在）で（資料2-28）、前年同時期の1,165件を上回った。なお、公表事項について学外からの意見等はなかった。

●財務状況の公表

財務については、学校法人から大学、大学院、附属校園までを一括して、事業計画、予算、事業報告、決算、財産目録及び監査報告書を大学HP（資料2-29【ウェブ】）上で公表している。事業報告の「財務の概要」（資料2-30_p.14～18【ウェブ】）に、財務状況の説明、財務比率の経年推移資料を掲載している。

財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書については、作成後、速やかに更新している。

●その他取り組みの公表

前述の公開情報以外では、教育研究環境等に関し、次のような大学の取り組みを公表している（資料2-31【ウェブ】）。

- ・知的財産活動への取り組み
- ・FDへの取り組み
- ・情報セキュリティへの取り組み
- ・公的研究費の適正な執行等のための取り組み
- ・男女共同参画推進の取り組み
- ・ハラスメント等防止への取り組み
- ・Vision120～創立120周年に向けて～

点検・評価項目⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

●全学的なPDCAサイクル

2015（平成27）年度から、到達目標点検時に「内部質保証に関わるPDCAサイクル又はこれに代わるしくみの見直しとIRを活用したエビデンスベースにより可視化されたプロセスの記載を求めた（資料2-5）。

2016（平成28）年度からは到達目標策定時に、年度の「自己点検・評価の基本方針及び実施基準」（資料2-6）を自己点検・評価委員会において定めることとした。2016（平成28）年度自己点検・評価の基本方針には「各種方針に基づく活動について、2015（平成27）年

度に可視化したPDCAサイクルが稼働しているかを自己点検する。」ことを挙げ、各部署においてPDCAサイクルの有効性を検証するようになった。

2017（平成29）年度には「各種方針に基づく活動について、PDCAサイクル（又はこれに代わるしくみ）を可視化し、エビデンスベースによるプロセスを全学で共有することにより、本学における内部質保証の向上に努める。」ことを自己点検・評価の基本方針（資料2-32）に挙げ、全学的な視点でPDCAサイクルの適切性・有効性を検証するようになった。2018（平成30）年度は、2017（平成29）年度の方針を踏襲し、以後、恒常的に各部署によるPDCAサイクルの検証と全学的な視点での検証を実施する体制を整えた（資料2-33）。

全学的なPDCAサイクルについては、大学改革運営会議による大学全体・大学院全体の到達目標策定及び点検によって、適切性・有効性を確認し、自己点検・評価委員会において点検・評価する。この点検・評価結果を大学改革運営会議等に戻し、改善・向上に向けた検討を行う。

また、点検・評価項目③のとおり、2018（平成30）年度に外部評価委員会を設け、学外者からの意見・提言をもとに改善・向上させる仕組みを導入した。「外部評価委員会提言」（資料2-23【ウェブ】）に回答する形で、自己点検・評価委員会の責任の下、大学改革運営会議等において、教育・研究を改善・向上させるための方策を検討・実施し、2019年度には、それらの方策の有効性等を外部評価委員会で点検・評価し、PDCAサイクルが適切に運用されているか、内部質保証システムが機能しているかを点検・評価することとしている。

●根拠資料に基づく点検・評価

2017（平成29）年度末の自己点検・評価から、到達目標点検シートに根拠資料を付記することとした（資料1-30【ウェブ】）。これにより、実行の際に、結果を集計、報告し、分析して評価することを意識するようになり、改善方策の策定と次年度の目標設定への連続性と全学的な改善意識の共有が促進した。

また、2018（平成30）年6月にIR推進室を設置し（資料2-13【ウェブ】）、教育についての各種データの分析を行い、大学改革運営会議に報告して改善・向上に資する体制を構築した。

●点検・評価に基づく改善・向上

2016（平成28）年度から、年度ごとの「自己点検・評価の基本方針及び実施基準」では、「中・長期計画」に示された内容について、前年度の実施状況を踏まえ、当該年度に取り組む課題や到達目標を策定することを自己点検・評価の基本方針としている（資料2-6）。このことにより、目標が達成しなかった場合や、より高い目標への転換等、改善・向上への取り組みの質が向上した。

さらに、2018（平成30）年度からは、到達目標策定時に、大学基準協会による大学評価（認証評価）の基準との照合するようにした（資料2-33）。これにより、大学基準で求められている基準を達成することと、中・長期計画を達成することの双方を考慮しながら、教育に関する計画を策定するようにした。

また、複数年で実施している計画について、これまで単年度での目標策定としており、点検・評価も単年度の基準で行っていたが、全学的でかつ大きな改革を必要とする内容は単年度計画で達成できないため、計画の年数を提示し、継続性を担保し、達成進度（深度）

を点検・評価して全学的な改善・向上を図れる体制とした（資料1-33）。加えて、ルーティン業務が中心の教学部門の委員会の自己点検・評価体制について、各々の委員会がより自己点検・評価しやすくなるよう見直しを行い、自己点検・評価教学委員会から自己点検・評価委員会に提案し、2019年度に向けて改善を図った（資料2-34）。この自己点検・評価活動の改善を踏まえて、2019年度の事業計画（資料2-15）及び重点目標（資料2-16）の策定を行った。各担当組織が、事業計画又は重点目標に基づいて年度の到達目標を策定することで、より明確にPDCAサイクルを機能させる内部質保証体制とした（資料2-18【ウェブ】）。

（２）長所・特色

自己点検・評価活動については、第２期認証評価で指摘を受けてから、毎年見直し及び改善を行っている。

本学では、「中・長期計画」の達成を目指した目標策定、自己点検・評価を行っている。「中・長期計画」と大学基準の各項目を十分検討した上で、求められている基準を満たす認証評価受審とは別の自己点検・評価を毎年実施しており、実際のところ、自己点検・評価活動への負担は小さくないが、10年間で達成すべき大学・大学院の姿を実現するために、意味のある活動と捉えている。また、全学的な目標設定の他に、大学改革運営会議が重点目標（資料2-16）を設定して取り組む体制を整えている。

また、第２期認証評価の際に実施した三女子大学（東京女子大学・津田塾大学・本学）連携による相互評価に代わる第三者評価について検討し、2018（平成30）年度に外部評価委員会を設置した。外部評価委員会は、自己点検・評価体制や「自己点検・評価報告書」の点検・評価に加え、教育課程・学習成果や学生の受け入れの視点から点検・評価を行い、提言書（資料2-23【ウェブ】）が提出された。自己点検・評価に関しては、自己点検・評価委員会で検討し、教育課程・学習成果や学生の受け入れについては大学改革運営会議等において改善・向上に関する方策を策定して、外部評価委員会へ回答することとしている（資料2-25）。

（３）問題点

自己点検・評価の方法については、2013（平成25）年３月の大学評価（認証評価）において「内部質保証システムにおいて、検証結果を改善につなげるための体制が不十分であること。」が努力課題として指摘された。それ以来、毎年、点検・評価体制の見直し、PDCAサイクルの確立、関連規則の改正等を行っている。また、到達目標策定及び点検を可視化するための各種様式の修正等、実際の手続きの見直しを繰り返して改善を試みている。このように様々な角度からの改善を行う中で、学内の内部質保証体制への理解は広まってきており、教学マネジメント担当組織として大学改革運営会議を設置し、改善方策の策定を進めているところである。内部質保証のための体制を整備し、活動するところまでは実現したが、これらが十分に機能するようにその改善を図ることが、今後の課題である。

（４）全体のまとめ

前述のとおり、自己点検・評価活動については、第２期認証評価の指摘をもとに毎年見

直しを行っており、本学に適した教育の質保証及び向上に向けた体制の整備を継続して行っている。

毎年実施している自己点検・評価活動については、「中・長期計画」を達成するだけでなく、文部科学省等から出される新しい時代の大学像への対応や社会的要請等に対応する全学的な取り組みの策定と、恒常的・継続的な改善・向上をめざす体制を維持する必要がある。この努力が、教育の質保証に繋がる取り組みになるよう、今後も継続していく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

教育研究組織の編制原理については、自己点検・評価委員会において各種方針（資料1-29【ウェブ】）の中で、毎年見直しを行っている。2018（平成30）年度は次のように定めている。

日本女子大学は、教育研究組織を整備するため、次の編制原理を定める。

- (1) 建学の精神、教育理念、教育方針を堅持しつつ、女子の高等教育機関として時代や社会の要請に応え得る総合大学として、家政学部、文学部、人間社会学部及び理学部を置き、大学院には、家政学研究科、文学研究科、人間生活学研究科、人間社会研究科及び理学研究科を置く。
- (2) 大学の門戸を社会に広く開放し、女子の高等教育機関として専門的知識と技能を授けることを目的として、通信教育課程を置く。
- (3) 建学の精神、教育理念に基づく女子教育の成果を、広く社会に発信し貢献するために成瀬記念館、現代女性キャリア研究所、教職教育開発センターを配置する。
- (4) 大学の研究者・附属校園の教員による研究の拠点として、総合研究所を置く。
- (5) 本学の教育機能を地域に開放し、地域との連携、生涯教育への貢献を旨とした生涯学習センターを置く。

前述のとおり、女子の高等教育機関として時代や社会の要請に応え、女子教育の成果を社会に貢献することをめざした生涯学習や地域貢献に関わる生涯学習センターや研究所の設置等についても定めている。この編制原理の前提である男女共同参画社会の実現は創立者の信念であった。聡明な知性を持ち社会の中核となる女性の育成が求められている現代、日本女子大学はその期待に応えるべく、基盤教育、専門教育、加えて、高度な学術研究を遂行するための教育研究組織を編成している。

●大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性

本学は、「学校法人日本女子大学寄附行為」（資料1-40）第3条の定めにより、創立者成瀬仁蔵の総合大学構想に基づく大学、大学院を設置している（資料2-13【ウェブ】）。大学は、生活科学系、人文科学系、社会科学系及び自然科学系の4学部15学科に加えて、創立者の大学拡張の精神に発する通信教育課程を置き、大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究するため5研究科18専攻を擁している。大学、大学院の構成は次のとおりである。

日本女子大学寄附行為

第3条 この法人は、創立者成瀬仁蔵の教育精神である信念徹底・自発創生・共同奉仕の三理念に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、大学その他の学校を設置すること

を目的とする。

第4条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

一 日本女子大学

大学院 家政学研究科 文学研究科 人間生活学研究科 人間社会研究科

理学研究科

通信教育課程

家政学研究科

家政学部 児童学科 食物学科 住居学科 被服学科 家政経済学科

通信教育課程

児童学科 食物学科 生活芸術学科

文学部 日本文学科 英文学科 史学科

人間社会学部 現代社会学科 社会福祉学科 教育学科 心理学科 文化学科

理学部 数物科学科 物質生物科学科

二 (以下略)

学部・研究科は、「日本女子大学学則」(資料1-4【ウェブ】)第1条、及び「日本女子大学大学院学則」(資料1-6【ウェブ】)第1条にある目的に則り、設置・運営している。

2011(平成23)年11月に「Vision120～創立120周年に向けて～」(資料1-24【ウェブ】)を発表し、120周年に向けて、4学部の教育・研究を目白キャンパスにおいて展開することとした。「学校法人日本女子大学中・長期計画(2014年度～2023年度)」(資料1-27【ウェブ】)においては、キャンパス統合を中心に計画を立てた。2018(平成30)年度に中・長期計画を見直し、2019年度～2023年度の中・長期計画(資料1-28)では、重点実施項目に「日本女子大学のすべての総合力を発揮した学生のための教育改革(1)学部・学科再編についての検討」を挙げ、大学改革運営会議に「学部・学科再編ワーキンググループ」を置き、キャンパス統合後の学部・学科再編について検討を開始した(資料3-1)。

●大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学では創立者・成瀬仁蔵の理念のもと、前述の教育研究組織の編制原理に基づき、学園全体の活動を支援するものとして次の附置研究所、センター等を設置している(資料2-13【ウェブ】)。

- ・成瀬記念館
- ・現代女性キャリア研究所
- ・教職教育開発センター
- ・総合研究所
- ・生涯学習センター

<成瀬記念館>

1984(昭和59)年に創立80周年記念事業の一環として、本学の創立者成瀬仁蔵の教学の理念と学園の歴史を明らかにし、広く女子教育の進展に寄与することを願って設立した(資料1-13【ウェブ】)。成瀬記念館は本学の建学の精神や理念・目的、女子教育の歴史を社会に発信する拠点となっている(資料3-2【ウェブ】)。この運営については「日本女子大学成瀬記念館規則」(資料3-3)を定め、博物館として一般公開し、入館者への対応や資料収集、整理・保存、学園史及び資料に関する質問への対応などを行っている。

<総合研究所>

本学の建学の精神に基づき、本学固有の研究の推進を図るとともに、本学の学際的共同研究・調査を推進し、大学院、学部、附属校・園の研究及び教育の充実、発展に寄与することを目的として設置した(資料3-4【ウェブ】)。本研究所の事業については「日本女子

大学総合研究所規則」(資料3-5【ウェブ】)に定めている。本研究所は、研究課題を毎年募集し、2018(平成30)年度は、新規4件、継続4件の研究課題を実施している(資料3-6【ウェブ】)。「総合研究所研究内規」(資料3-7【ウェブ】)第8条に基づき、プロジェクトごとに研究経過報告書を掲載し、年度ごとに公開研究会・講演会等を開催し、研究経過を報告している。2018(平成30)年度は、公開研究会1件、公開講演会及び研究発表会1件を実施した(資料3-8【ウェブ】)。同内規第9条に基づき、研究期間終了後は、『日本女子大学総合研究所紀要』(資料3-9【ウェブ】)に研究成果を発表している。これらの情報は、総合研究所HP及び『総合研究所ニュース』(資料3-10【ウェブ】)で公開している他、毎年12月に総合研究所研究発表会を開催するなど、附属幼稚園から大学、センターに至る教職員が連携を行いながら、教育・研究の推進に努めている。

<現代女性キャリア研究所>

日本女子大学がその創設時から掲げてきた女性教育の伝統と理念を現代社会に活かすために、現代の女性とキャリアを取り巻く諸問題を調査研究し、その成果を、本学の教育のみならず、広く社会へ発信して、女性の能力を全面的に発揮できる社会の実現に貢献することを目的として設立した(資料3-11【ウェブ】)。その運営については、「日本女子大学現代女性キャリア研究所規則」(資料3-12)に定めている。女性と職業キャリアに関する研究、日本の家族に関する分析などの研究活動の他に、本研究所を基盤として学外資金による研究を進めている。また、特定非営利活動の女性のライフプランニング事業、賛同企業、協力自治体による調査研究事業等への研究協力も行っている(資料3-13【ウェブ】)。

<教職教育開発センター>

本学は創立以来、初等・中等教育分野に多くの教員を輩出してきた。現在、4学部14学科に教職課程を置いており、教員養成から現職教員(卒業生)のブラッシュアップまで一貫したサポート体制の構築を目指して本センターを設立した(資料3-14【ウェブ】)。主な事業は次のとおり。

- ・教育実践力向上のためのセミナー・ワークショップの開催
- ・講演会・シンポジウムの開催
- ・教員免許状更新講習
- ・教員採用の動向及び展望に関する調査
- ・教員養成教育に関する基礎的情報の収集

運営については、「日本女子大学教職教育開発センター規則」(資料3-15)に定めている。教職を志す学生を支援すると共に、現職教員(特に、女性教員)のネットワーク拠点として教育力向上のための情報や交流の機会を提供し、教員養成から現職教員まで一貫したサポート体制を構築している。

<生涯学習センター>

日本女子大学及び附属各校・園の伝統と特質を生かしつつ、本学の知的財産・教育的資産を社会に開放し、学内外の生涯学習活動の連携を図り、推進することを目的として開設した(資料3-16【ウェブ】)。運営については「日本女子大学生涯学習センター規則」(資料3-17)に定めており、目白・西生田それぞれの地区の生涯学習事業に相応しい講座提供、相談事業、施設提供、教育事業等を展開している。

生涯学習センター(西生田)は、在学生・卒業生・地域住民を対象とした「公開講座」

や「心理相談」などの事業を行っている（資料3-18【ウェブ】）。生涯学習センター（目白）は、公開講座に加え、インターネットで学習できるVOD講座を提供するなど、情報化社会に対応した取り組みを行っている（資料3-19【ウェブ】）。また、女性の学び直しと再就職支援を行う「リカレント教育課程」（資料3-20【ウェブ】）にも力を入れている。リカレント教育課程の運営については「日本女子大学リカレント教育課程要項」（資料3-21）に定めている。「リカレント教育課程」（資料1-38）は、2007（平成19）年9月に文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」として採択された「リカレント教育・再就職システム」事業を前身とし、2008年4月1日、学校教育法第105条に基づき、履修証明書を交付する特別の課程として認められた、大学の課程として日本最初の「リカレント教育課程」である。2010（平成22）年3月31日をもって文部科学省の委託から独立し、本学が独自で運営していく課程となった。

以上に掲げた附置研究所、センター等の他に、本学における教育・研究に貢献するものとして、次の機関を設置している。

<さくらナースリー>

さくらナースリーは働く女性たちの育児支援のため、男女共同参画時代に先駆けて昭和46年（1971年）附属豊明幼稚園に併設開所した（資料3-22【ウェブ】）。運営については「日本女子大学さくらナースリー規則」（資料3-23）に定めている。さくらナースリーは、育児支援（資料1-9③p.128）だけでなく、学生に女性のライフスタイルを考えるチャンスを与え、児童学科との交流や附属中学校・高校のサマーボランティアの受け入れ等、保育職を目指す学生にインターンシップの場を提供している。また、学内の研究者にとってフィールドワークの場であると同時に大学教員の専門家としての知的財産が保育相談、講演会などに生かされ学園の附属機関として創立者の教育理念の具現化の一翼を担っている。

<その他、学部が擁する機関>

電子顕微鏡施設が母体の組織となり、2009（平成21）年度に文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の採択を受けて発足した「日本女子大学バイオイメーキングセンター」（資料1-37【ウェブ】）は、2014（平成26）年度に、同支援事業において再度採択され、理学部が本センターの教育研究活動をサポートし、現在に至っている。本センターは、理科の啓発活動及び学生・研究者への技術指導を目的としており、その活動の一環として、理学部主催の本学附属中学・高等学校生対象のサマースクールの指導及び支援、附属豊明小学校5年生対象の理科授業への協力、附属豊明幼稚園児と保護者への公開科学教室を開催している。

●学問の動向、社会的要請に応じた教育研究組織の構築と成果

大学の理念・目的に合った基盤教育、専門教育、さらに高度な学術研究を遂行するために、女子の総合大学として、文系・理系の学部・研究科を配し、教育研究活動を行っている。社会的要請や横断的な学問の展開等、多様で柔軟な学位プログラムを構築すべく、学部・学科再編について大学改革運営会議に設置した「学部・学科再編ワーキンググループ」において検討を開始した（資料3-1）。

一方、創立者が目指した男女共同参画社会を実現するためには、女性の社会進出が政治、

経済、教育いずれの世界でも不可欠である。日本女子大学はその期待に応えるべく、大学・大学院だけでなく、上述の附置研究所、センター等における教育・研究の成果も社会に還元できるよう、教育研究組織の見直しと改善・向上に努めている。主な附置機関の活動状況は次の通りである。

「現代女性キャリア研究所」は、2017（平成29）年4月1日に「家族・家計経済研究センター（CROFH）」を設置し、HP上に旧家計経済研究所の研究成果を掲載した（資料3-24【ウェブ】）。また、2017（平成29）年度は、中小企業へのヒアリング調査や「女性とキャリア」に関わる調査報告書の収集及び書誌データの入力、教育支援として「教養特別講義2」の講師及び課題図書選定の他に、社会的要請に応じた事業を行った（資料3-25【ウェブ】）。

2018（平成30）年度は、①女性の社会的活躍を促進する企業側の工夫と課題を対象を中小企業に絞って明らかにする研究を行う、②女性とキャリアに関する調査成果を収集し、調査の書誌データベース拡充や資料室の充実を図る、③同窓会等と協力して卒業生のネットワークを構築する、④キャリア教育の授業における講師及び参考図書の推薦やワークショップ・研究会を通じた教育研究支援を行う、⑤他大学、他機関等と連携して大卒女性の就業継続・再就職を支援する、という5つの到達目標を掲げ（資料1-33）、引き続き、学問の動向や社会的要請に応じた活動を行っている。

「教職教育開発センター」では、教職に携わる本学卒業生及び在校生のネットワーク「カモミールnet」（資料3-26【ウェブ】）を構築している。教職志望学生支援については、「教員採用試験対策講座」の企画・運営及び教員採用試験に関する相談業務を行っている。日常的な相談業務は、児童学科特任教授、本センター専任教員及び同客員研究員を担当者とし、公立学校教員採用試験に限らず、私立学校教員採用や教職大学院進学まで、多様な内容に応じている。2017（平成29）年度は、教員免許状更新講習（本学生涯学習センターと連携実施）、女性現職教員の教育実践力向上のためのワークショップ等の活動を行った（資料3-27）。これらの活動から、本センターは、学内での教職教育の拠点であるだけでなく、女性を中心とした多くの現職教員のための機関としての役割を担っている。

「生涯学習センター」は、在学生・卒業生・一般市民の方々を対象に、大学及び附属各校・園の伝統と特質を生かしつつ、学内外の生涯学習活動の連携を図り、本学の知的財産・教育的資産の社会への還元を推進している。この目的を達成するため、公開講座事業・リカレント教育事業・相談事業・施設提供を行っている（資料3-18・3-19・3-20ともに【ウェブ】）。また、前述の本学教職教育開発センター主催の「教員免許状更新講習」実施のサポートを行っている。さらに、講座開講を通して、各キャンパスにおいて、文京区あるいは川崎市との地域連携活動を実施している。

「リカレント教育課程」（資料1-38）は、卒業後も社会の変化に対応した学びの場を提供し、充実したキャリアを持てるように、生涯にわたって大学が支援することをめざしており、同じ理念の「生涯学習センター」の下で運営している。本課程は各種の経済団体と直接の関係を結び、幅広い年齢層の就職希望者と、多様なニーズを抱えた各種企業との橋渡しをしている。2016（平成28）年度には、総理大臣と本課程の担当者、修了生及び受講生の意見交換の場が持たれ、厚生労働大臣に課題を伝える機会を得た。2016（平成28）年4月には、文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」と厚生労働省の専門実践教

育訓練講座に指定された。リカレント教育課程については、第9章で詳細を説明する。

「成瀬記念館」では、前述の「総合研究所」における研究課題47「成瀬仁蔵及び本学学園史研究資料データベースの構築」（資料3-28【ウェブ】）において成瀬記念館資料をアーカイブ化し、「成瀬仁蔵及び本学学園史研究資料データベース」（資料3-29【ウェブ】）を構築するなど、歴史的資料（史料）のデジタル化等により、女子高等教育の歴史研究に貢献している。また、初年度必修科目「教養特別講義1」（資料1-9①p.62～65・70、②p.31～32・35）において、全ての1年次学生が成瀬記念館を見学し、本学の歴史や伝統を知り、本学で学ぶ意義の理解と自己形成につなげている。

以上のように、附置研究所、センター等についても、学内の教育・研究機関としてだけでなく、女子大学の理念を踏まえた活動を推進することにより、社会的要請に応じている。

点検・評価項目②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

●教育研究組織の構成に関する自己点検・評価

本学の教育研究組織は、学部・研究科、事務局及び附属各機関（附置研究所、センター等を含む）が、毎年、自己点検・評価の基本方針及び実施基準（資料2-32・2-33）に基づき、到達目標の策定及び点検・評価を行っている（資料1-30【ウェブ】）。

●改善・向上に向けた取り組み

<学部・研究科>

学部・研究科の教育組織設置の適切性については、2018（平成30）年度の中・長期計画の見直しの際に、現行体制の点検・評価を踏まえて、2021（令和3）年度のキャンパス統合後の学部・学科再編について検討することとした。この目標に基づき、理事会設置の学園総合計画委員会（資料1-31）において、新生日本女子大学構想について議論する一方、教学側としては、大学改革運営会議において、具体的な学部・学科、研究科・専攻の構成について検討を開始した（資料3-1）。このように、大学改革についての議論の中で本学の教育研究組織のあり方についての検討している。

<附置研究所、センター等>

附置研究所、センター等は、それぞれに運営委員会が設置しており、その運営委員会において事業計画及び運営の基本方針、企画に関する重要事項等、研究所の運営に関する事項を協議し、その年度の活動報告及び次年度の活動に向けた検証を行っている。附置研究所、センター等における新規事業の導入については、設置目的・ミッションを現代社会における様々な問題を鑑み、また、学校法人の中・長期計画（資料1-27【ウェブ】）に照らし合わせ、各附置研究所、センター等が自らの目標として立案している（資料1-33）。これらは、年度の到達目標として策定し、自己点検・評価委員会においてその妥当性・適切性を点検・評価され、実施後、年度末に自己点検・評価し、その結果を自己点検・評価委員会において点検・評価される。附置研究所、センター等の組織設置の適切性については、前述の定期的な点検・評価を踏まえ、学問の動向や社会的要請等に配慮し、大学の理念・目

的を具現化するための機関であることを、個々の活動を通して常に検証している(資料1-30【ウェブ】)。

本学の教育研究組織は、定期的な点検・評価結果に基づき、個々の活動を達成することを通して、改善・向上の取り組みを実施している。2021(令和3)年のキャンパス統合を踏まえた将来構想を含め、引き続き総合大学としての教育研究組織編制原理に沿って改善・向上の取り組みを進める。

(2) 長所・特色

「学校法人日本女子大学中・長期計画(2014年度～2023年度)」(資料1-27【ウェブ】)において、創立120周年に向けて掲げた「Vision120」に向けての将来計画として、キャンパス一体化に向けた教育体制の見直しと、両キャンパスの統合と再整備を行うこととしている。また、「(2) 四つの科学系統(人間生活科学系・人文科学系・社会科学系・自然科学系)の発展」を挙げ、現在、四つの科学系統に分かれた教育、研究だけでなく、四つの分野の研究を融合し新しい学際分野を創成することとしている。2018(平成30)年度に「学校法人日本女子大学中・長期計画(後半)」を見直すにあたり、2019年度からの計画(資料1-28)に学部・学科再編を含め、教育研究組織の再構築に向けて、学内での検討を始めたところである(資料3-1)。

附置研究所、センター等においては、それぞれの理念・目的の適切な実現・運用をめざし、各教育研究活動等の動きは活発である。女性の能力を全面的に発揮できる社会の実現に貢献するための現代女性キャリア研究所、女性教員をサポートし現職教員が相互に連携・協力できるネットワークの拠点となることを目的とした教職教育開発センターについては、いずれも、本学の100有余年にわたる女子教育の実績をもとに活動するための機関として、引き続き拡充していく。

「現代女性キャリア研究所」は、リカレント教育課程との連携と支援を強化する等、本学ならではの活動の拡大が見込まれる。

「教職教育開発センター」は、現職教員の卒業生に対して積極的にアプローチし、ネットワークの構築を進めている。教員免許状更新講習については、板橋区教育委員会と本学との連携協定により、同区教諭の優先的受入れを行っている。

「総合研究所」は、これまで同様、本学の附属幼稚園から大学、センターに至る教職員が教育・研究の連携を行っており、活発な活動を展開し、本学における教育・研究の拠点としての役割を果たしている。

「生涯学習センター」は、地域連携を活発化させるとともに、学内において、リカレント教育課程と現代女性キャリア研究所との連携等、それぞれの活動の拡張を促進させる重要な役目を担っている。

「リカレント教育課程」は、女性の再教育・再就職の支援を継続してきたことから、数百人の受講生の様々なデータや意見の蓄積がある。これは、国内の高等教育において先駆的である。また、2016(平成28)年4月には、文部科学省「職業実践力育成プログラム(BP)」及び厚生労働省の専門実践教育訓練講座に指定された。本課程から出された意見や要望は、国の制度の改正につながっており、2018(平成30)年1月に実施された専門実践教育訓練給付金の支給要件の緩和(退職後1年以内に受講を開始することが要件で、妊娠・出産な

どの事情での延長は4年以内とされていたものが退職後20年まで拡大)等が挙げられる。

以上のように、教育研究上の理念・目的を学園全体で実現していくために、教育研究組織の横の連携を密にし、組織の改編を含めた検討を引き続き行っていく。なお、附置研究所、センター等については、第9章でも詳細を説明している。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

教育研究組織の適切性については、自己点検・評価活動を中心に毎年検証を行っている一方、2011(平成23)年11月に発表した「Vision120～創立120周年に向けて～」(資料1-24【ウェブ】)では、教育改革の骨子として、次の3つを挙げている。

- ・日本女子大学のすべての総合力を発揮した学生のための教育改革
- ・目白・西生田両キャンパスを活用した教育研究環境の充実
- ・教育改革・教育研究環境の充実を実現するためのキャンパス再整備

「日本女子大学のすべての総合力を発揮した学生のための教育改革」としては、「四つの科学系統(人間生活科学系・人文科学系・社会科学系・自然科学系)の発展」、「教員の総合力を活かした基盤的教育」、「総合大学に相応しい専門教育(大学)と高度専門教育(大学院)」、「国際交流の推進、特色ある一貫教育の実現」を教育改革として挙げている。さらに、「目白・西生田両キャンパスを活用した教育研究環境の充実」として、「女性が力を発揮できる教育研究環境」、「高度な研究を支える教育研究環境」、「地域連携・社会貢献型教育研究の促進」、「短期集中型実習・研修提供への対応」、「他分野交流の展開(学生、教員、職員、分野を越えた相互横断的コミュニティの形成)」の整備を掲げている。これらを踏まえ、創立120年を迎える2021(令和3)年度に実現するキャンパス統合(人間社会学部・人間社会研究科の目白キャンパスへの一斉移転)による教育研究組織の拡充についての将来構想の構築が急がれる。

また、2018(平成30)年度に中・長期計画を見直し、後半5年間(2019～2023年度)に達成する目標に将来構想を踏まえた計画を取り込み、将来構想のコンセプトに基づく重点目標(資料2-16)の策定などにより、附置研究所、センター等を含む附属各機関と学部及び大学院教育の連携や、附属各機関間における有機的な連携の推進等、学内の進むべき方向性を明確にした。特に、教育改革を推進するための機関として、「JWU女子高等教育センター(仮称)」を2019年度に設置することを決定した(資料2-15)。本学の理念・目的を具現化する教育研究組織の整備に取り組むこととしている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学は、創立者成瀬仁蔵の教育理念に基づき、大学の理念・目的を「平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめることを目的とする」と学則第1条に定めている（資料1-4【ウェブ】）。この教育理念・目的に基づき、大学の学位授与方針（以下「DP」）を次のとおり定めている。

- ・建学の精神を理解し、ひとり人間として、女性として、国際社会の一員として、自立することができる。
- ・強い信念を持ち自らの人生を切り拓いていくことができる。
- ・自ら新たな課題を発見し、専門的知識と教養教育により培われた知性と感性によって課題の解決に努めることができる。
- ・他者に対する共感の気持ちを持ち、まわりの人々と円滑なコミュニケーションをはかって、共同でよりよい社会を築くことができる。

各学部・学科、研究科・専攻及び家政学部通信教育課程のDPは、前述の大学全体のDPに基づき、各分野に求められる知識、技能、態度などを具体的に定めている。これらのDPは、大学HP（資料1-8【ウェブ】）、『履修の手引き』（資料1-9①p.330～340、②p.201～219、③p.213～220）、『大学院要覧』（資料1-10①p.136～156、②p.4～5）において公表している。また、各学科のカリキュラム・ツリー（資料2-20①【ウェブ】）にDPを明示し、教育課程との関連を明らかにしている。

点検・評価項目②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

●教育課程の編成・実施方針の設定、公表

大学及び大学院全体のDPに対応した教育課程編成方針（以下「CP」）を次のとおり定め、『履修の手引き』（資料1-9①p.330～340、②p.201～219、③p.213～220）、『大学院要覧』（資料1-10①p.136～156、②p.3）、大学HP（資料1-8【ウェブ】）において公表している。

<大学全体>

日本女子大学は、その教育理念に基づき、幅広い教養と高度な専門知識・技能、そして豊かな人間性を備えた女性を育成するため、次の科目群を開設している。

- ・本学の建学の精神と教育理念を学ぶとともに、現代を生きる女性の様々な生き方や考え方にふれ、自己実現をはたすための教養特別講義。
- ・女性の仕事と人生の歩み方を考えるためのキャリア関連科目。

- ・様々な学問分野について広く知識を身に付け、柔軟な思考力と的確な行動力を身に付けるための教養教育に関わる科目。
 - ・専門教育の基礎であるとともに現代人に必須のコミュニケーション能力を養うための外国語科目と情報処理関連の科目。
 - ・豊かな人生の基盤となる心身の健康を保持・増進するためのスポーツ・身体運動。
 - ・専門的知識・技能を身に付け、自発的に課題を見出し解決する能力を養う専門科目。
 - ・個別指導による、学士課程の集大成としての卒業論文・卒業研究・卒業制作。
- <大学院全体>
専攻分野で高度な学術の理論を学び、精深な学識と研究能力を養うための演習・講義・特別研究を置く。

また、各学部・学科、研究科・専攻及び家政学部通信教育課程においても、CPを定め、各々のDPの実現のための実施方針としている。これら各領域のCPは、「履修の手引き」（資料1-9①p.330～340、②p.201～219、③p.213～220）、「大学院要覧」（資料1-10①p.136～156）、大学HP（資料1-8【ウェブ】）において公表している。

授業形態に関しては、講義科目、演習科目、実験・実習・実技科目、卒業研究・卒業制作に区分している。家政学部通信教育課程では、テキスト科目（教科書授業）とスクーリング科目（面接授業）の形態で授業を開講している。授業科目区分、授業形態、必修・選択の別、卒業要件単位数に関しては、「履修の手引」（資料1-9①p.19～27、②p.11～12、③p.28～37）に提示している。

●教育課程の編成・実施方針とDPとの適切な連関性

大学全体のCPでは、DPに掲げられた目的に沿って、前述の授業形態に従って各科目を設置することを明記し、DPとCPの適切な関連性を保持している。同様に、各学部・学科・研究科・研究科各専攻のDPとCPの関連性を担保している。各学科のカリキュラム・ツリーでは、DPとCPの関連を可視化している（資料2-20①【ウェブ】）。

家政学部と理学部のCPにおいては、専門科目、卒業論文・卒業研究・卒業制作に加え、家政学部共通科目、理学基礎系列の科目を設置し、各々の設置目的とDPとの整合性を明記している。文学部や人間社会学部のCPでは、専門科目、言語教育科目、卒業論文・研究等を設置するとともに、それぞれのDPに合致した副専攻を置くことを明記している。家政学部通信教育課程は、DPに基づき、「基礎科目」「教養科目」「軽井沢卒業セミナー」を設置している。

大学院のCPにおいては、DPで設定した「専門分野の高度な知識の習得」「研究能力の養成」といった目標を実施するため、「演習」「講義科目」「特別研究」を設置することを明示している。

点検・評価項目③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

- 評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

●学士課程における教育課程を編成するための措置

<カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性>

学士課程においては、「幅広い教養と高度な専門知識・技能、そして豊かな人間性を備

えた女性を育成する」という大学全体のCPを実現するため、教育課程は、次の科目群をもって構成している。

- ・通学課程 [目白キャンパス (家政学部、文学部、理学部)] (資料1-9①p.19)
教養特別講義、基礎科目 (外国語、情報処理、身体運動)、教養科目、
キャリア形成科目、学部共通科目、学科科目、現代女性とキャリア連携専攻、
資格関係科目、外国人留学生科目・交換留学生科目
- [西生田キャンパス (人間社会学部)] (資料1-9②p.11)
教養特別講義、学科教育科目 (基本科目、学科専門科目、展開科目)、
キャリア形成科目、
資格関係科目、外国人留学生科目・交換留学生科目
- ・通信教育課程 [家政学部通信教育課程] (資料1-9③p.29)
基礎科目、教養科目、学部共通科目、学科科目、軽井沢卒業セミナー、
教職に関する科目、司書教諭に関する科目

<教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮>

教育課程の編成に関しては、カリキュラムの構造を明確にするため、カリキュラム・ツリー (資料2-20①【ウェブ】) を大学HP (資料4-1【ウェブ】) で公開している。カリキュラム・ツリーについては、カリキュラムとCPとの整合性、各科目の関連性、年次ごとの目的を明示することで、教育課程の順次性と体系性に配慮している。また、学部カリキュラムの体系性をわかりやすくするために、2019年度から「科目ナンバリング」を導入することを決定し、2019年度前期シラバスに記載し、公表した (資料4-2)。

<単位制度の趣旨に沿った単位の設定>

授業の形態、教育効果、予習・復習の時間を考慮しながら、単位数を設定している (資料1-9①p.20、②p.12、③p.30~70) (資料1-10①p.5、②p.11)。

授業時間外の学修に関しては、シラバスに「授業外で行うべき学修」として明示している (資料4-3)。

<個々の授業科目の内容・方法>

・両キャンパス共通の科目

[教養特別講義] (資料1-9①p.62~70、②p.31~35)

教養特別講義1は、学問における真理の探求と人間形成とを不可分とする創立者が担当する講義として設置された「実践倫理」をその原点とし、本学独自の「教養特別講義」というカテゴリーを構成する全学部1年次の必修科目である。自校教育として、創立記念式典・講演会、各2回の講義とセミナー、「わたしの大学」(資料1-12)の講読、成瀬記念館(資料1-13【ウェブ】)の見学を経て、8月に軽井沢「三泉寮」での1泊2日のセミナーに参加することによって、本学の学生としての社会的責任を自覚し、自分の生き方、生かし方を深く見つめることを目的としている。

「教養特別講義2」では、学内外の講師による講演を聞き、講演者との意見交換等を行う。現代を生きる女性のキャリアを伸ばすことに重点を置いたテーマを設け、テーマに沿った講演を行っている。学生委員、教員及び現代女性キャリア研究所(資料3-11【ウェブ】)から提出された候補者をもとに、教養特別講義2委員会において講師を決定している(資料4-4②③)。

[キャリア形成科目] (資料1-9①p.87～89、②p.136～137)

社会的・職業的自立に向けて必要な知識、技能、態度を身につける科目として、自分自身や将来を広い視野で捉えられるように、体系的・総合的に展開している。また、学科専門領域との関連性や、今後社会に求められ、かつ学生が力を発揮してゆきたいと思う分野、自己の適正などを、各自に適した形で見いだせるよう配慮している。

[外国人留学生科目・交換留学生科目] (資料1-9①p.90～91、②p.118～119)

外国人留学生及び交換留学生に適用する科目群である。

[資格関係科目] (資料1-9①p.219～314、②p.141～198)

資格関係科目に関しては、<資格関連>で述べる。

・目白キャンパスの科目(家政学部・文学部・理学部)

[基礎科目] (資料1-9①p.71～83)

基礎科目は、「外国語(英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語)」「情報処理」「身体運動」で構成している。

[教養科目] (資料1-9①p.84～86)

教養科目は、人類の知的財産や歴史を継承しつつ現在についての認識を深め、様々な学問分野の到達点を常識として知ることにより、批判的意識をもって自立した市民として生きる価値観を確立できるよう知的訓練を行うことを目的としている。さらに、本学で学べる特徴的な科目として、世界平和、社会貢献、リーダーシップの養成、生活の質の向上、科学・情報リテラシーなどに関わる科目や能動的学修を主体とする演習科目、英語による講義科目を用意している。特定の学問領域にとらわれず、A「地球市民をめざして」、B「よき生をもとめて」、C「知と感性を磨く」の3系列全てから偏らずに履修することとしている。

[学科科目]

各学科においてCPにもとづいた学科科目を設置し、カリキュラム・ツリー(資料2-20①【ウェブ】)に、それらの科目を体系的に明示している。

・西生田キャンパスの科目(人間社会学部)

[学科教育科目] (資料1-9②p.11)

人間社会学部の授業科目の特色として、5学科間で相互に有機的に関連し、基礎教育と専門科目との両方の側面に対応するように工夫した「学科教育科目(基本科目・学科専門科目・展開科目)」を開設していることが挙げられる。展開科目は、目白キャンパスにおける教養科目に相当し、所属5学科がそれぞれ専門に基づいた科目を相互又は共同で開講することにより、学部横断的な基礎知識や技術を教授し、自己の教養を発展させる共通の基盤を形成することで、新たな「知」の確立を目指す点を特徴とする。教養科目と展開科目との違いは、各キャンパスの学部編成に関連し、目白キャンパスには3学部あるため、カリキュラムは教養科目(3学部共通)、学部共通科目(各学部ごと)、学科専門科目という階層によって編成している。一方、西生田キャンパスは1学部であるため、教養科目と学部共通科目が近似し、両者を区別することなく一つのカテゴリで科目を編成することができる。したがって、教養科目では3学部に通じる「教養」を提供するのに対し、展開科目では特定の主題に対して様々な専門領域から多角的に接近できるよう科目を編成している。

・通信教育課程独自の科目

[軽井沢卒業セミナー] (資料1-9③p.101~104)

家政学部通信教育課程では、軽井沢三泉寮において、卒業見込みの学生を対象に、指導教員による「軽井沢卒業セミナー」を実施している。

●修士課程、博士課程における教育課程を編成するための措置

大学院では、それぞれの研究科・専攻のCPに基づき、専門領域の高度な学術の理論を学び、精深な学識と研究能力を養うための「講義科目」「演習科目」「実験・演習科目」、そして学位論文作成の指導をする「特別研究」を設置している。また、修士課程及び博士課程において、各専攻が、「研究指導スケジュール」と「研究指導概要」を示し、修士論文及び学位論文の完成に至る過程を説明することで、教育課程の体系性を担保している。

「研究指導スケジュール」と「研究指導概要」は、「大学院要覧」(資料1-10①p.28~106、②p.98)に明記している。なお、各研究科の教育課程の編成については、3つのポリシーとしての整合性を含め、大学改革運営会議で審議する(資料1-32第5条)。

●授業科目の位置づけ(必修、選択等)

学士課程においては、各学部・学科のCPに基づいて必修・選択の別を設け、これらの区分は、「履修の手引き」(資料1-9①p.70~216、②p.31~137、③p.40~70)に明示している。必修科目と選択科目の関連については、各学科のカリキュラム・ツリー(資料2-20①【ウェブ】)に示している。

修士課程、博士課程においては、同様に、各専攻で必修・選択の別を設け、これらは「大学院要覧」(資料1-10①p.28~106、②p.15)に示しており、指導教員と相談して履修科目を選択する(資料1-10①p.5、②p.12)。

●学士課程にふさわしい教育内容の設定

<初年次教育>

全学部において、初年次教育、リメディアル教育として相応しい内容となるよう基礎的・入門的・概論的な科目(講義科目・演習)を配置し、カリキュラム・ツリー(資料2-20①【ウェブ】)において明示している。理学部では、初年次教育として多くの理学基礎科目及び基礎的な情報処理の科目を配置し、特に高等学校教育からの連続性に配慮した(概論)科目では、基礎知識の習得度について確認しながら、授業方法を改善している。また、人間社会学部では、基礎演習・研究法・外国語演習などの導入教育を重視し、学科の特質に対応した初年次教育やリメディアル教育を行っている(資料4-5)。

<高大接続への配慮>

毎年、大学概要ガイダンス、入試ガイダンス、系統別ガイダンス(家政学系統、理学系統、人文科学系統)を行い、本学の教育への理解を深める取り組みを行っている。また、通常のオープンキャンパスとは別に、高校生を対象とした3女子大学(東京女子大学・津田塾大学・本学)による合同説明会(資料4-6【ウェブ】)を行い、女子大学の特徴、女子大学に進学するメリットなどを中心に、大学概要説明・入試概要説明を行っている。

附属高校との連携に関しては、高校2年生を対象に、学部・学科説明会、特別講義、研究室訪問、卒業生による説明会等を全学科で実施している(資料4-7)。また、毎年6月、高校3年生を対象に、授業見学・進学相談会を実施し、教員と学生の対話を通じ

て、各学科の教育内容に関する理解を深める場を設けている（資料4-8）。また、「大学進学生徒と学科教員との懇談会」を開催し、大学生活や履修について説明し、質問の場を提供することで、大学への円滑な移行を目指している（資料4-9）。2016（平成28）年度から「春期セミナー」を全学部で実施し、附属高校生及び外部の高校生の希望者に対し、大学での学びを体感できる機会を設けている（資料4-10）。

高等学校生徒を対象とした先取り履修制度の導入については、2018（平成30）年7月に大学改革運営会議において、本学附属高校生徒の具体的な受入体制や規程等の整備について決定した（資料4-11）。このことを受けて、科目等履修生の規程及び次年度からの受入体制の整備を行い、2019年度から履修生制度を実施することになった（資料4-12）。

<教養教育と専門教育の適切な配置>

「幅広い教養と高度な専門知識・技能、そして豊かな人間性を備えた女性を育成する」という大学全体のCPに沿って、「教養科目」「専門科目」を設置し、両者の関連をカリキュラム・ツリー（資料2-20①【ウェブ】）で明らかにしている

●修士課程、博士課程にふさわしい教育内容の設定

<コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等>

各研究科において、高度な専門的知識を習得するコースワーク（講義、演習）と、高度な研究を自立的に行うリサーチワーク（演習、実験、実習、フィールドワーク、修士論文等）を適切に組み合わせた学修を行っている（資料1-10①p.28～106）。例えば、文学研究科においては、修士課程から博士課程に進むに従い、リサーチワークの比重を高め、その成果に基づいた公的学会における口頭発表・論文発表を奨励し、博士論文に仕上げるための個別指導を行っている。人間社会研究科心理学専攻では、前期課程を基礎科学的なコースと実践的なコースに分けて、実習を含む実践的な科目を配置している。また、社会福祉学専攻では「学修・研究計画書」において学生のための詳細なチェックリストを作成して、コースワークとリサーチワークが適切に組み合わせた学修が行われるよう配慮している。

●学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<教養特別講義2>（資料1-9①p.66～70、②p.32～34）

全学部を対象に、必修科目として教養特別講義2を設置し、学生の社会的及び職業的自立を図っている。この科目では、現代を生きる女性のキャリアを十分伸ばすことに重点を置いたテーマに関する講演が行われ、その内容は、「教養特別講義2講義録」として本学図書館HPで公開している（資料4-4①【ウェブ】・③）。

<キャリア形成科目>（資料1-9①p.87～89、②p.136～137）

社会的職業的自立に向けて必要な知識、技能、態度を入学時から修得するために「キャリア形成科目」を置き、将来を広い視野で捉えられるように、体系的・総合的な授業を展開している。また、「インターンシップ」を科目として設置し、在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行えるよう配慮している。キャリア形成科目の体系的性に関しては、「キャリア支援プログラム」（資料4-13【ウェブ】）をHP上に公開することで、編成内容を明確化している。また、「社会で自立した女性をめざす4年間のステップ」というチャートを示し、進路決定に至る順次性についても説明している。

<資格関連>（資料1-9①p.219～314、②p.141～198）

取得できる資格、卒業後受験資格を得られるものは、学科により異なる。

教職課程に関しては、2013（平成25）年度から教職教育開発センター（資料3-14【ウェブ】）において、教職を目指す学部生・院生への支援を実施し、教育採用試験対策講座の企画・運営や教育採用試験に関する日常的な指導・相談業務を行っている。また、教職に関心のある1～3年次生を対象とするガイダンスも実施し、教職へのモチベーションの維持と早期からの準備を促している。併せて、「教員採用メールマガジン」を発行し、各自治体の教育採用試験情報や合格者体験報告などの情報提供にも努めている。

これら資格取得に関連する教育課程の編成に関しては、各学科において、随時見直しを行っている。児童学科では、2017（平成29）年度入学者から「保育者養成コース」（資料1-9①p.98～99）を設置した。また、心理学科では、公認心理師の法施行（平成29年9月）に伴い、学科のカリキュラムの見直しを行い、2018（平成30）年度入学者から公認心理師の資格取得に対応したカリキュラムを編成した（資料1-9②p.96）。

その他資格関連の取り組みとして、教育学科では「学校教育ボランティア学校サポート事業」（資料4-14）と「学校インターンシップ」（資料4-15）が挙げられる。学校教育ボランティア学校サポート事業は、「多摩区・3大学連携事業」の趣旨に基づき、川崎市多摩区との協同事業として2006（平成18）年8月から実施している。教職をめざす学生に初年次から学校現場での経験を積むため、2011（平成23）年度から「学校インターンシップ」を単位化した。また、2016（平成28）年度に横浜市教育委員会と教育インターンシップに関する特別協定書を締結し、「学校インターンシップⅢ」（資料4-16）を開設した。

<文学部副専攻>

文学部では、学生の社会的職業的自立を図るため、副専攻として「文学部コース制」を設け、将来の就職・資格所得に役立つよう、文化マネジメントコース・観光文化コース・文化財コースを設置している（資料1-9①p.186）。学科間での履修上の交流を図ることによって、社会における実践と学部の教育内容をから緊密に結びつけようとする取り組みであり、学生の職業的自立を図るための文学部独自の教育編成となっている。この取り組みを有効に機能させるため、取得証明書制度を設け、「文学部コース制単位取得証明書」を発行している。

<現代女性とキャリア連携専攻><キャリア女性学副専攻>（資料1-9①p.211、②p.120）

「キャリア女性学副専攻」は、人間社会学部の開講授業科目の中から、キャリア女性学という観点で授業科目を履修できるようになっている。「現代女性とキャリア連携専攻」は、目白キャンパスの全学生に開講しており、「キャリア女性学副専攻」と連携し、一部の科目に関しては、両キャンパスの学生が相互に履修することが可能である。

ともに修了要件を満たした学生に修了証書を発行している。これらの専攻については、現代女性が大学を卒業して職業につき、結婚や子育て、介護、老後等、多様なライフコースを辿ることを理解し、自身の人生を設計することを支援するために設置した。

点検・評価項目④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を

行うための措置

●各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

本学では、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準と定めている（資料1-9①p.20、②p.12）。

また、十分な自習時間を確保するため、全学部において上限単位数を設定している（資料1-9①p.30、②p.19）。

●シラバスの内容及び実施

シラバスの様式は全学的に統一しており、「授業の概要と方法」「授業計画」「成績評価の方法」「授業の到達目標」「授業外で行うべき学修」等を明示している（資料4-3）。

シラバスの点検は、学科科目に関しては当該学科の教員が、その他の科目に関しては担当の各委員会によって行い、授業内容との整合性を確保している。2019年度シラバスについては、2018（平成30）年度に第三者チェックを実施した（資料4-17）。

授業アンケートにおいても、シラバスに関する項目を設けることで、授業内容との整合性を確認している（資料4-18【ウェブ】）。

また、全教員に授業方法に関するアンケートを実施し、集計結果をイントラネットで公開し、教員間で情報を共有することによって授業計画の改善に役立てている（資料4-19）。

●学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

創立者は、教育方針として、「自ら考え、自ら学び、自ら行う」ことを意味する「自念自動」「自学自動」を掲げている（資料1-24【ウェブ】）。この教育方針は創立以来受け継がれ、「自ら新たな課題を発見し、専門的知識と教養教育により培われた知性と感性によって課題の解決に努めることができる」というDPにも反映されている。この精神は、教養特別講義1などの自校教育を通して大学全体に周知され、通学課程4年次学生全員に対して卒業論文・卒業研究・卒業制作を提出することを求めている。このような卒業論文・卒業研究・卒業制作は、自ら問題を設定し、調査し、解決するという過程を重視する点で「自念自動」「自学自動」の精神を具体化したものであり、この主体的学習活動が、全学部の学生の卒業要件となっていることが本学の特色となっている。

このように本学では、創立以来、学生の主体的参加を重視し、その精神は各授業に浸透している。

また、全学的な方策として、2019年度から100分授業を実施することを大学改革運営会議で決定し、アクティブ・ラーニングを用いて授業を行うことを推進することとした（資料4-20【ウェブ】）。

ここではアクティブ・ラーニングの事例として、（1）基礎科目「プレゼンテーション・イングリッシュ a・b」と（2）家政学部住居学科の授業内容を取り上げる。

（1）基礎科目「プレゼンテーション・イングリッシュ a, b」（資料4-21）

家政・文・理学部の1年次必修科目で、英語によるプレゼンテーションの基本的なスキルを学びながら表現力やコミュニケーション力を体得するように、学生の能動的参加を促している。学生は、与えられたトピックに関して資料収集や英語による討議を行い、その成果として、年に数回の英語によるプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションは、教員による評価とともに、学生同士の評価も行い、学生の主体性を促すよう工夫している。

(2) 家政学部住居学科

住居学科では、実験・実習を取りそろえることで、学生の主体的学びの姿勢を引き出すことを重視している。住宅・建築設計・インテリアデザイン・リフォームに関する実務的内容を扱うため、設計製図演習、意匠・構造・環境面での実験・演習やデザインに関する基礎的スキル取得のための演習を設置し、1年次から4年次前期にかけて、個人による実習からグループ課題へと展開していくよう編成している。また、体験を深める学習として、エリアマネジメントやまちづくり、バリアフリーデザインやユニバーサルデザインに関する授業があり、それぞれの授業で実験や実習などのアクティブ・ラーニング的要素を取り入れている。さらに、実験授業におけるコンクリート作製、木材の切り出しや、実大の鉄骨造骨組みの協働組み立て作業により実際の建築材料に触れ、施工経験を積むためにも、学生の能動的参加を促している。これらの作業が、実験結果の分析・比較や設計への応用といった理論的考察と結びつくことで、主体的学びを深められるよう配慮している。

特に、PBL (project/problem based learning) の応用と実社会への提案型授業として、社会における取り組むべき課題を明らかにし、それらの課題の改善をグループで討論し、実現可能なものとして提案する授業がある。グループの意見を調整し、合意形成するなどの意思決定に関わるスキルの取得、外部のゲストクリティーク同席のプレゼンテーションにより、授業の成果を社会還元するという学習を行う。これらの授業は、グループ課題の成果を各学生グループが発表し、防災や途上国支援などの面から実社会（役所や地域コミュニティ、NPO、実在の建物への導入等）に提案できる形でまとめるなど、サービス・ラーニング的要素を含んでいる。PBLのテーマは、学生の視野を広げるため、国際的観点から実践的な課題を用意している。また、クライアントにわかりやすく的確に説明できる力をつける設計者のアカウントビリティ（説明責任）を育成し、専門家倫理に対するグループ討論、説得的コミュニケーションのグループ実習などを行っている。

●学士課程における効果的・実質的な教育のための措置

段階的・体系的な教育課程による履修が効果的・実質的になされるように、特に演習科目については、授業当たりの参加学生数に配慮している。

基礎英語教育に関しては、各科目（「プレゼンテーション・イングリッシュ」、「アクティヴ・イングリッシュ」（資料4-22））に、英文学科の教員をコーディネーターとして配置し、学習内容、授業の進行状況、成績評価の統一を図っている。また、年に一回、「非常勤講師の会」を設け、各教員の教授法を学びあうことで、授業内容の改善に努めている。

授業外の措置としては、ラーニング・commons、ランゲージ・ラウンジ、オフィスアワーが挙げられる。ランゲージ・ラウンジでは、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、イタリア語の効果的学習を促進するため、学生がネイティブと会話ができる時間や、発音や作文の矯正・添削を行っている。また、年間を通じて、外国語学修に役立つイベントを開催するとともに、日本人スタッフによる履修相談・留学相談・学習相談も受け付け、外国語の学習全般への支援を行っている（資料4-23【ウェブ】）。また、図書館内にラーニング・スペース（資料4-24【ウェブ】）を設置し、大学院生のサポーターが学部生のレポート作成などを指導している。

●修士課程、博士課程における研究指導

大学院各専攻は、博士課程前期・後期別に「研究指導スケジュールと研究指導概要」を作成し、「大学院要覧」（資料1-10①p.28～106、②p.98）に記載しており、4月実施の履修ガイダンスにおいて学生に周知している。

各専攻では、指導内容及びスケジュールに基づいて研究指導を実施し、修士論文中間発表会を行い、指導内容が学習成果に適切に反映されているかを確認している。また、大学院紀要への積極的な投稿、学会誌等への論文の投稿、学会発表（海外を含む）を、奨励事項としてCPや研究指導概要に記載し、適宜奨励することで、学習成果の可視化に努めている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

●単位認定及び成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置

学士課程における成績評価については、学則（資料1-4【ウェブ】）第51条第3項に基づき、基準を定め、全学生に配布する「履修の手引き」（資料1-9①p.51、②p.24、③p.38）に明記している。

単位認定は授業担当者が行うが、ひとつの科目を複数の教員で担当する場合（必修英語「プレゼンテーション・イングリッシュ」、「アクティヴ・イングリッシュ」等）は、共通のシラバスを用い、教員により評価が異なることのないように担当者間で連絡を密にすることを求めている（資料4-25）。

学生は自身の成績に疑義がある場合に成績の確認を授業担当者に求めることができる（資料4-26）。

上記の他に5大学間学生交流（f-Campus）、技能審査等の合格（英語、独仏中韓）、協定大学・認定大学への留学、海外短期研修、同志社女子大学との学生交流等により取得した単位を本学の単位として認定することができ、このことを「履修の手引き」（資料1-9①P.35～39、②p.20～21）に示している。

大学院の成績評価基準については、大学院学則（資料1-6【ウェブ】）第17条に規定している。到達目標・評価の方法についてはシラバスに明記しており、大学HPで参照できる。他大学院との単位互換は、取り交わした協定書や覚え書きに基づいて実施しており、最終的には研究科委員会で審議し、認定する（資料1-10①P.159～188）。

●既修得単位の適切な認定

他大学から編入した学生の既履修単位認定については「編入学・学士入学に関する規程」（資料4-27）に定めており、編入学生に対する単位認定についての査定会議を学部ごとに開催し、適切な単位認定を行っている。

また、本学2キャンパス間で異なる授業科目（語学、体育など）を提供しているため、異なるキャンパスへ転学科するときは既履修科目を読み替える必要があり、この点につい

ては「地区を越える転学科(転学部)の科目区分の対応表及び授業科目対照表」(資料4-28)に定めている。

●卒業・修了要件の明示

卒業要件は学則(資料1-4【ウェブ】)第31条第6・7項に明記し、これに基づき卒業認定を行う。学部生は「履修の手引き」(資料1-9①p.21~27、②p.12、③p.30~37)で確認する。大学院の修士課程及び博士課程前期の修了要件は、大学院学則(資料1-6【ウェブ】)第19条、博士課程後期の修了要件は同第21及び22条に規定されている。大学院生は「大学院要覧」(資料1-10①p.10、p.11)で確認する。

●学位授与を適切に行うための措置

学士課程(通学)については、卒業論文(学科によっては卒業研究・卒業制作)を全学科必修としている(資料4-29【ウェブ】)。

卒業研究の実施と卒業論文審査の方法は学部・学科により異なる。例えば文学部の学生は専任教員のゼミに所属し、それぞれのテーマについて教員の指導の下で研究を行う。日本文学科では、卒業論文の審査・成績評価を、主査(指導教員)・副査(近接分野の専任教員)による口述試験の後、卒業論文担当教員全員による合議によって決定する。英文学科では、指導教員による査読の後、卒業論文の閲覧期間が設けられ、卒業論文担当教員全員による合意のもとに評価を行う。史学科では、主査(指導教員)による査読と、ゼミ単位での報告会(口述試験)、さらに学科全体での研究発表会における質疑応答を経て成績評価を行う。卒業認定・学位授与は最終的に教授会で審議承認し決定する(資料4-30)。

修士課程及び博士前期課程においても、研究の実施と論文審査の方法は研究科によって異なる。文系研究科ではゼミ、理系研究科では研究室に学生が所属し、ゼミ又は研究室の担当教員の指導のもと、研究を行う。学位授与については、大学院学則第19条の定めに則り、規定の単位数を取得し、修士論文審査と最終試験に合格することが必要である。学位論文の審査基準は、研究科又は専攻ごとに定めている(資料1-10①p.128~131、②p.137)。

理学研究科では前期課程2年次学生に研究成果の中間発表を義務づけ、5分間のショートプレゼンテーションと90分のポスター発表により、大学院担当教員全員による質疑応答を行う。指導教員の判断によっては中間発表を認めないことがあり、その判断基準は指導教員に委ねられている。ただし、教員ごとに判断基準が大きく異なることがないように専攻会議で議論している。中間報告で大きな問題が指摘されなければ、修士論文作成を開始し、この時点で副査を2名選出する。修士論文発表会の前に修士論文を主査と副査で審査し、修正意見があった場合は修正版を修士論文発表会で回覧する。修士論文発表会終了後に判定会議が開催され、専攻として修士授与を決める。最終的には研究科委員会で審議決定となる(資料1-10①p.76・79)。

博士課程においても修士課程・博士前期課程と概ね同様であるが、手続きはより厳格である。博士論文の審査及び最終試験は、大学院学則第21条及び「日本女子大学学位規程」(資料4-31)第13条及び第14条に基づき、各研究科委員会が定めた方法で行う。提出された博士論文に対して、公開審査会、本審査、口述試験を行い、論文の概要とともに報告された結果をもとに研究科委員会で審議し、博士号授与の可否を決定する。なお、専攻ごとに博士学位論文提出に必要な要件を定めて公表(資料1-10①p.128~131)している。

点検・評価項目⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

●学部における分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

本学では、学部ごとのDPの達成と学習成果は、卒業単位によって測定している。

家政学部では、各授業科目において、DPと対応させた達成目標、達成度の評価方法をシラバスに明記し、個人別に知識の定着度を調査・確認するようにしている。

文学部においては、4年間の学習成果の主たる指標は卒業論文の執筆作成である。そのため、卒業論文の審査・成績評価を特に入念に行っている。「健全な批評精神」「知識・調査力」「コミュニケーション能力」等に評価の支点を置き、各学科において卒業論文の達成度を慎重に審査・確認している。卒業論文作成学生と指導教員全員が参加する口述試験や卒論発表会を実施し、公開の場での検証を通して、卒業論文評価が教育目標に沿って行われているかも確認している。

人間社会学部も同様に、各授業科目におけるシラバスの確認と評価指標の明示を行い、資格取得、卒業論文作成を学習成果の指標としている。

理学部では、複数クラス開講科目において、担当教員同士で成績評価の基準をあらかじめ相談・統一化し、担当クラス間での評価の違いが生じないように努めている(資料4-32)。また、2018(平成30)年度から、1年次用の数学の専門科目(微分積分、線形代数)において、2クラス共通の試験問題を作成し、評価の統一性をより徹底できるようにした。理学基礎の化学概論では、毎年授業期間の最初と最後で同様のテストを実施することで学習成果の測定を行っている。

家政学部通信教育課程では、卒業年度の必修科目「軽井沢卒業セミナー」を履修するための予備登録・本登録を通じて、単位修得状況を確認している。「軽井沢卒業セミナー」は、通学課程学生が受講する「軽井沢セミナー」意味合いと異なり、建学の精神を再確認し、日本女子大学の卒業生としての意識を持つ重要な機会と位置づけている(資料1-9③ p.70)。

なお、通学課程における各授業の単位取得・達成度評価については、2012(平成24)年度に導入したGPA制度を活用している(資料1-9①p.52~54、②p.24~26)。半期GPAが1.3未満の学生については、学科アドバイザーを中心に面接等を行う。これにより、学習成果が未達である要因、学習上の課題を把握し、適切なアドバイスを行うなど、きめ細かい学習支援体制を敷いている(資料4-33)。GPAに基づく一定値以下の学生への面談では、学習成果と問題点の把握に努め、1人1人に適した学習アドバイスを行っている(資料4-34)。このことにより、特に専門科目が増える2年次から3年次にかけて、一定値以下の学生が減少する等の成果が見えてきている(資料4-35)。

●大学院における分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

修士論文の審査については、研究科ごとに基準を定めており(資料1-10①p.128~131)、各専攻での審査を経て研究科委員会において可否を判断する(資料4-31第19条)。すべてのプロセスは透明性をもって適切になされている。例えば、理学研究科においては、1年

次に行う「総合演習」において、研究の背景や目的を中心とした内容のプレゼンテーションを専攻の教員及び学生全員の前で行い、さらに2年次には「総合演習」の中の取り組みとして修士論文研究の中間発表会を行っている。このように、学習・教育成果を確認する機会を定期的に設定することで、修士論文の質的維持向上に努めている。

博士後期課程における博士論文の提出についても、研究科ごとに基準を定めている（資料1-10①p.128～131）。例えば、人間生活学研究科においては、査読つき論文1本（人文科学系・社会科学系）、2本（実験系）、及び紀要等論文2本以上（人文科学系・社会科学系）、1本以上（実験系）が基準となっており、資格審査委員会での審議においてこれらの点を確認している。また、博士課程後期では、毎年度ごとに博士論文研究の中間報告を行い、博士論文審査時には予備審査会及び公聴会を開催して、厳正な審査を実施している。これらは、文学研究科、人間社会研究科、理学研究科においても同様である。

大学院FD委員会が2016（平成28）年度に実施した第3回「大学院の教育と研究に関する調査」結果を一つの指標として、授業科目や論文指導体制上の課題を把握し、改善策を検討している（資料4-36）。

●学習成果を把握及び評価するための方法

学習成果の測定方法として、目白キャンパスにおける初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語）での「じぶん評価表（独自開発のポートフォリオ）」の実施、英文学科での1年次と3年次でのTOEFL（ITP）受験等が挙げられる（資料4-37）。また、前述のとおり、理学部の数学の専門科目、理学基礎における科目等ではアセスメント・テストを導入している。これらにより、各学生の客観的学習成果を把握、評価している（資料4-38）。

大学改革運営会議においてアセスメント・テストの導入を決定し、学習（学修）成果の把握についての全学的な取り組みとして、2019年度新入生から実施することとした（資料4-39）。

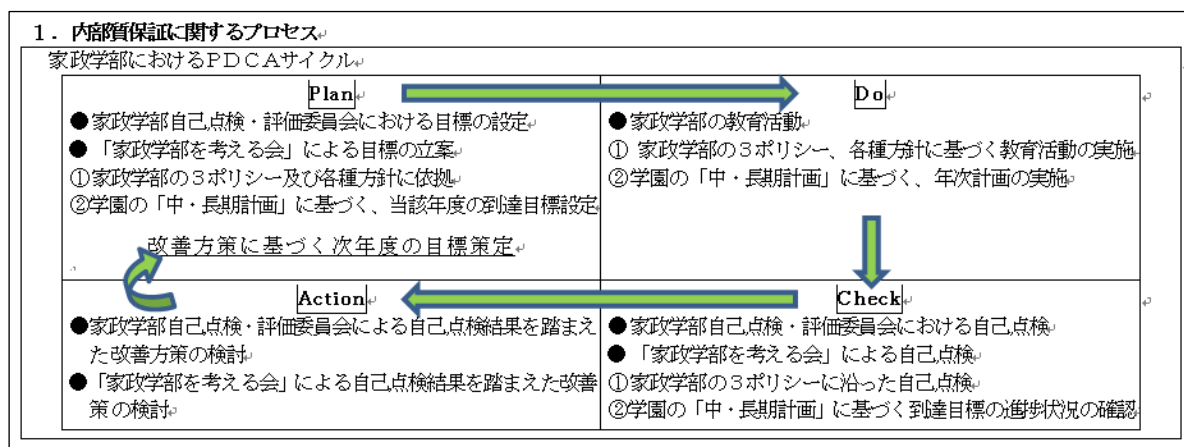
2017（平成29）年度に新学習支援システムmanabaを導入したことにより、学習ポートフォリオの作成も可能となった（資料4-40【ウェブ】）。これら新システムを利用した運用事例の蓄積や、評価・測定方法の策定については今後行っていく。

DPに沿った学習成果が得られているかどうかを定量的に評価するために、卒業時アンケートを実施している。学部別、学科別に集計し、調査結果（資料4-41）は、学部・学科ごとにフィードバックしている。結果の評価・分析は学科ごとに行い、DPと学習成果との関係を点検し、教育内容・方法の改善に用いている。

また、学生の学習成果や学習行動の継時的変化を把握するために、2016（平成28）年度から1・3年次学生を対象としたALCS学修行動調査を実施し、本学学生の学習行動の現状と特徴の把握、GPA分布データとの関連性分析等を行っている（資料4-42①・②【ウェブ】）。2018（平成30）年度に第3回調査を実施し、2016（平成28）年度結果をベースラインとした継時的な学習成果の測定を行う予定である。

上記の定量的調査とは別に、本学学生の学習成果について定性的に把握するため、卒業生、実習先、企業等外部から意見を聞く機会を設定している。人間社会学部現代社会学科では、学生が卒業生にインタビューを行い、大学における学習や生活を振り返ってもらい、学科の新入生や進学希望者への資料として活用している（資料4-43【ウェブ】）。企業が

「大学改革運営会議」からの指示への対応は、家政学部の例をあげると、次の図のように、「家政学部を考える会」で目標を策定し、「家政学部自己点検・評価委員会」において到達目標の達成状況を確認・評価し、「家政学部を考える会」で改善策を検討するような体制で行っている（資料1-33）。（資料1-33より）



教育課程及びその内容、方法の適切性を判断する基準としてカリキュラム・ツリー（資料2-20①【ウェブ】・②）を作成した。また、科目ナンバリングリスト（資料4-2）の導入を決定した。

教育内容と方法の点検と評価は、主にシラバスチェックとFD活動によって行っている。

これまで、学科・専攻ごとの方針でシラバスをチェックしていたが、全学部・学科、大学院・研究科、資格課程の全ての開講科目のシラバスの内容について、カリキュラム・ポリシーに照らし合わせて複数の第三者チェックを行い、不備・不適切な内容について修正し、シラバスに反映させることとした（資料4-17）。

学部・大学院それぞれのFD委員会において、DP、CPと授業内容・方法の改善に向け、年度を通じて組織的な取り組みを推進し、次年度に向けて改善している。例えば、2018（平成30）年度のFD活動は、年度初めの「新任教員の集い」に始まり、授業相互参観及び意見交換会の開催、「学園一貫教育研究集会」（資料1-16【ウェブ】）における教職協働の討論会、「学生と授業改善について考えるアンケート」実施、「授業の改善に向けた報告書」の取りまとめ、「授業方法に関する調査」実施、各委員会共催の研修会やセミナーの開催などである（資料4-45【ウェブ】）。FD委員会で実施した各種調査の結果及び実施報告はイントラネットに掲載（資料4-46）し、授業改善のための取り組みについて全学で情報共有している。授業相互参観は、2015（平成27）年度にアクティブ・ラーニングの質の向上を目指してアクティブ・ラーニング実施科目を対象に「公開授業」として実施した。2016（平成28）年度は対象科目を拡大し、参観者から公開者に向けた意見のフィードバックの方法を検討した（資料4-47）。これをもとに2017（平成29）年度、2018（平成30）年度は、授業直後に公開者と参観者との意見交換会を開き、授業展開に関わる方法や技術、ツール、教育支援システムの利用などについて、問題解決が促進される時間を設け、公開者と参観者相互に有益な機会となっている（資料4-48）。

学習成果の測定は、レポート、定期試験、課題、提出作品、ポートフォリオなど、科目の専門性に相応しい方法を各教員が決定している。これに加えて、2017（平成29）年度からラーニングマネジメントシステム（LMS）manaba（資料4-40【ウェブ】）を運用し、

9,292科目のうち1,694科目で利用され（約18%）、教員と学生の情報共有レベルを高めるとともに、授業時以外の学修について、準備や復習の状況なども学習成果の判定に役立っている。これらは「学生と授業改善について考えるアンケート」結果（資料4-18①【ウェブ】）と合わせて、評価の客観性を高めている。

また、2016（平成28）年度から教学比較IRコモンズに参加し、学修行動調査を実施している（資料4-42①・②【ウェブ】）。この調査によって、学修状況に影響する学生の行動や環境等を把握し、学習・学修成果を上げるための総合的支援の標的を確認できるので、2018（平成30）年度実施の集計結果をもとに、教育の改善に結びつける方策を2019年度に決定することとしている。

以上のことから、日本女子大学においては、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている」と評価する。

（2）長所・特色

創立者成瀬仁蔵が掲げた「自学自動」の教育方針に基づき、全学部において、主体的学びとしての卒業論文・卒業研究・卒業制作を重要視し、必修科目として4年次の学生全員の提出を求めている。そのため、卒業論文・卒業研究・卒業制作の完成を目標とした段階的・体系的な教育課程を編成し、学生による主体的な調査・発表・討議を中核とした演習を重視し、それらを少人数科目として効率的に履修できるような科目設置、履修指導を行っている。また、卒業論文・制作の完成に向け、適切な指導教員を配置し、ゼミ別指導と個別指導を組み合わせた丁寧な指導を展開し、その成果は、4年次の学生全員の参加による卒業論文発表会において示されている。

学部1年次必修科目の教養特別講義1は、本学の歴史や伝統を知り、本学で学ぶ意義の理解と自己形成につなげる科目である。夏に軽井沢「三泉寮」において1泊2日で実施する「軽井沢セミナー」は、一般的なオリエンテーションキャンプとは一線を画し、創立者ゆかりの地で、全学部の教員が関わりながら行うセミナーとなっている。教員の専門を活かしたゼミ形式で、学生同士が学部を越えて議論することで、本学で学ぶことの社会的責任を自覚し、自分の生き方、生かし方を見つめる機会としており、自校教育と人間形成を目的としている。一方、通信教育課程の軽井沢卒業セミナーは、卒業するために必ず受講する科目で、教員や友人と生活を共にし、思索、対話、討論、交流を通して勉学の総仕上げと生き方について学び合い、卒業生としての自覚を高める機会となっている（資料1-9③p.70）。

（3）問題点

認証評価受審に向けて準備を進める中、自己点検・評価委員会の下に設置した自己点検・評価プロジェクトチームにおいて問題点の洗い出しを行い、自己点検・評価委員会及び大学改革運営会議に報告した（資料4-49）。また、大学基準を見据えた点検・評価を、自己点検・評価委員会から外部評価委員会に依頼し、提言書が提出された（資料2-23【ウェブ】）。

これらの指摘を踏まえ、次の事柄を問題点として挙げる。

- ・アセスメント・ポリシーの策定（大学、教育課程、科目ごと）
- ・学修成果の把握と可視化（学修ポートフォリオの検討、ルーブリックの開発、学修行動調査、卒業時アンケート、外部アセスメント・テスト活用方法の検討）
- ・教育理念である「三綱領」（『信念徹底』『自発創生』『共同奉仕』）と3つのポリシーとの関連性を明確化（新カリキュラム・ツリー及び科目ナンバリングの完成）
- ・授業方法の改善及び授業外学修の促進（ラーニング・コモンズの活用、アクティブ・ラーニング、問題解決型学習（PBL）及びサービス・ラーニングの促進、情報通信技術（ICT）を活用した教育の推進）
- ・成績評価基準の運用（成績分布公表に向けたGPA制度の見直し）

これらに対しては、大学改革運営会議において全学的な改善方策を策定し、2019年度重点目標として取り組むこととした（資料2-16）。

（４）全体のまとめ

教育課程のあり方として、自校教育やキャリア支援に関する点に特徴を確認できる。また、学士教育においては、学生全員に卒業論文・卒業研究・卒業制作を課すことに本学の教育の特徴があり、DPを見据えてCPを組み立てる全学的な教育方針の礎となっている。

学習（学修）成果の把握については、全学的な基準の導入が進んでいなかったが、大学改革運営会議でアセスメント・テストの導入を決定し、2019年度新入生から実施することとした（資料4-39）。

2018（平成30）年度に大学改革運営会議を設置したことにより、全学的な教育の質改善への具体的な対応のマネジメントが可能となった。このような体制が整ったので、2018（平成30）年度から検討を開始した学部・学科再編成と合わせて、2019年度から予定している教育改善のための取り組みを着実にやっていく。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

大学全体として学位授与方針（ディプロマ・ポリシー。以下「DP」。）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー。以下「CP」。）と整合するように学生の受入方針（アドミッション・ポリシー。以下「AP」。）を設定し、それを元に、それぞれの学部・学科、大学院研究科・専攻においてもAPを設定している。

設定したAPは、大学HPによって公開周知している（資料5-1【ウェブ】）。受験生には『入学者募集要項』（資料5-2①～⑤ともにp.1～2【ウェブ】）、『大学院学生募集要項』（資料5-3①～⑦ともに表紙裏ページ【ウェブ】）、『入学ガイド』（資料5-4_p.1・p.24～25【ウェブ】）で閲覧が可能で、冊子・HPいずれでも確認できるように公表している（基礎要件確認シート12）。また、入学後は、DP・CPと合わせて『履修の手引き』（資料1-9①p.330～340、②p.214～219、③p.213～215）、『大学院要覧』（資料1-10①p.135～156、②p.4～5）で確認できる。

APには記載していないが、募集要項において入学前の学習歴、学力水準、能力等を設定している。一般入試、センター利用入試では、入試教科・科目として必修科目、選択科目の指定や出題範囲の設定により、入学前の学習歴を規定している（資料5-2①p.6【ウェブ】）。また、本学の自己推薦入学試験では、入学前の学習歴、学力水準、能力を受験資格として、募集要項（資料5-2②p.3～23【ウェブ】）に記載している。例えば、英文学科の自己推薦入試には、

(1)を除き2018（平成30）年11月30日より遡及して2年前まで

(1)英検2級以上 (2)TOEFL-iBT 45点以上 (3)IELTS 5.0以上

の条件が付与されており、これが入学前の学力水準を示す一例である。数値と級が明記されており、水準を満たすかについての判定は容易である。

指定校制推薦入試については、募集要項を本学指定の高等学校に送付し、各学科の評定値・履修科目に関する基準を明記している（資料5-5）。

留学生の受け入れについては、出願資格を資料のとおり示している（資料5-2③p.6【ウェブ】）。

点検・評価項目②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切

な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

●学生募集方法及び入学者選抜制度の設定

学部・研究科のAPは、本学の建学の精神を体現するにふさわしい人材像をそれぞれの分野の言葉で示したものであり、この中で、それぞれの分野で受け入れ学生を選別するにふさわしい入試形態を設定している。

本学では次に示す入学試験により、学部の入学者を選抜している。

- ・一般入試（英語外部試験利用型一般入試を含む）、センター試験利用入試
- ・特別入試（附属高等学校推薦入試、編入学入試、学士入学入試、社会人入学入試、外国人留学生入試、自己推薦入試、指定校制推薦入試）

特に附属高等学校推薦入試では、創立者の建学の精神を体現する人材育成に配慮し、一貫教育の視点から、学科ごとの受入可能な上限数を定め、他の入試制度からの受け入れ人数との調整を行っている（大学基礎データ表3）。

大学院の入学者の選抜では、学力検査・出願書類を資料とし、これら総合して入学者を決定している（資料5-3①p.12～13、②p.7、③p.12～14・p.18～19、④p.11～13・p.16、⑤p.9～10・p.13、⑥p.8～9・p.11～12、⑦p.7・p.10【ウェブ】）。

●入学者選抜実施のための体制

全学委員会（資料5-6）の一つとして、教授会の下に「入学委員会」を設置し、入学試験について、入試の実施にかかわる事項の立案、適性を持つ学生を広く受け入れるための今後に向けての検討を職掌としている（資料5-7）。この委員会は、各学部から2名、計8名の委員をもって構成している。例えば、一般入試において入試科目を変更したいとした場合、理学部では、理学部長の諮問機関である「理学部を考える会」で議論し、それが入学委員会に提案される。入学委員会は全学の教学的観点から議論を行い、その結果、入試科目変更が望ましいとなった場合は各教授会で審議・決定する。

一方、学則を根拠とする規程である「日本女子大学入学者選抜規程」（資料5-8）第9条に定められた組織として「入学試験協議会」を置いている。入学試験協議会は、「日本女子大学入学試験協議会規程」（資料5-9）に、入学試験の全学的な方針の策定、実務全般の調整と実施、入学者数管理を役割とすると規定しており、構成員は教授会での選挙により選出される学部長に加え、学長、理事長、理事である事務局長及び事務局職員が含まれ、教学的観点だけでなく、入学者確保に直結する経営的観点からも協議を行う。

一般入試問題については、科目ごとに出题者が学長から委嘱され、出题責任者が選出される。出题責任者全員と学部長1名による出题採点部会（資料5-9_第9条）が入学試験協議会の下に組織され、出题と採点についての責任を負う。出题ミスが起きないようにするための方策の立案とその実施はこの部会の役目である。採点結果を用いて合格者を決めるために、各学科から数名の委員と学科長で入試査定部会が入学試験協議会の下に組織され、学部長のうち1名がその長となる。特別入試では、入学試験協議会の下に置かれる特別入試部会の管轄のもと、学科ごとの実施となり、学科長が責任者となり問題作成と合否査定を行う。一般入試、特別入試のいずれにおいても、合否発表に先立ち入学試験協議会で合

否査定結果を検証し、教授会で審議・承認した後、学長決定となり公表している。

学士課程の学生受け入れに関する改革については入学試験協議会が、出題・査定等を含む主に実務の改善については入学委員会が行うこととしており、それぞれの組織が各々の職掌を果たすとともに、構成員の異なる2つの会議体で慎重に検討することで、円滑かつ厳正な入学者選抜を実現している。

大学院入試においては、全学的な方針策定と各研究科共通事項等の調整を職掌とする大学院入学試験協議会を組織している（資料5-10）。大学院入学試験の実務全般は、同規程に基づき、当該の研究科委員長がこれを判断し、必要な調整を行っている。

●合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

障がい等があり、受験の際及び入学後に特別な配慮を必要とする場合は、入学試験協議会で配慮内容を協議決定の上、必要に応じた措置を講じている（資料5-11【ウェブ】）。

点検・評価項目③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

入学定員及び収容定員は、本学の建学の精神に基づく教育方針、教員組織、校地・校舎等面積等の条件を勘案して定めている。特に専任教員一人当たりの在籍学生数の比率（S/T比）（資料5-12【ウェブ】）は、本学で重視している指標であり、これを小さくすることで少人数教育によるきめ細かな学生への教育を実現している。大学院の入学定員と収容定員についても同様に定めている。

本学の学部・大学院の志願者・合格者・入学者の推移については大学基礎データ表3に示すとおりである。

2012（平成24）年度に受審した第2期認証評価においては、一部の学部学科について入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率について改善が求められた。それを契機に、2013（平成25）年4月1日に「日本女子大学入学試験協議会規程」（資料5-9）を制定し、入学許可者の決定について、理事長を議長とする入学試験協議会が入学許可者の決定過程に積極的に関わるよう定員管理にかかる体制を改めた。また、決定のための資料について、過去の実績を元に合格後に入学を辞退する率を一層正確に予測するよう改めた。これらの改善により、入学定員に対する入学者数比率の平均はほぼ適切な水準で推移しており（大学基礎データ表3）、その結果、収容定員に対する在籍学生数比率も適切な水準である（資料5-13【ウェブ】）。なお、編入学については入学定員を設定していない。

通信教育課程は、1948（昭和23）年10月に設置認可を受け、学部全体の入学定員3,000名、収容定員12,000名である。現在の入学者数及び在学者数（大学基礎データ表3、資料5-14【ウェブ】）を踏まえ、入学定員・収容定員を見直した。学則を改正し、2019年度から適用する（資料5-15）。

大学院について、過去5年間の入学定員に対する入学者比率は次のとおりである。

修士課程 家政学研究科0.47（住居学専攻1.24）、文学研究科0.81（史学専攻1.23）
人間社会研究科0.42、理学研究科1.14

博士課程 人間生活学研究科0.40、文学研究科0.62（英文学専攻1.07）
人間社会研究科0.40、理学研究科0.03

修士課程については、家政学研究科住居学専攻、文学研究科史学専攻及び理学研究科で定員を充足している。一方で定員充足率が0.5を下回る研究科もある。博士課程では文学研究科英文学専攻で定員を充足しているが、理学研究科が極めて低い数値に留まり、全体として定員を満たしていない傾向である。

入学者を増やすために、次の方策を実施している。

- ・以下の専攻で、社会人出願の枠を設け、例えば児童学専攻では、自身の専門分野に関連する実務経験についての小論文をもって英語の試験に代替するなど、受験科目を軽減することにより、社会人の志願者も積極的に受け入れるよう対策を行っている。

家政学研究科 児童学専攻、食物・栄養学専攻、被服学専攻、生活経済専攻

文学研究科 全専攻

人間社会研究科 社会福祉学専攻博士課程前期、教育学専攻博士課程前期

理学研究科 全専攻

- ・家政学研究科・人間社会研究科において、入学志望者にとってモデルとなるようなキャリアパスを各専攻で調査し、HP上で公開している（資料5-16【ウェブ】）。
- ・社会人経験を経た卒業生の大学院入学を促進するため、本学学部学生が大学院の授業科目を履修した単位を大学院修了要件に算入する先取り履修を制度化している（資料1-9①p.40、p.134～135）。
- ・留学生に向けて、英文のリーフレット（資料5-17【ウェブ】）を作成しアピールする努力を行っている。家政学研究科住居学専攻や文学研究科日本文学専攻では、外国人留学生を受け入れるため、試験科目等に柔軟な措置を行っている（資料5-3①p.9～10、②p.12【ウェブ】）。

点検・評価項目④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学部、研究科、全学委員会、に自己点検・評価委員会を設け、入学委員会や入学試験協議会においても、毎年、点検項目を設定して点検を行っている（資料2-19【ウェブ】）。

全学委員会の一つである「入学委員会」では、年度当初の到達目標についての達成度合いを中心に点検・評価を行っている。オープンキャンパス・入試相談会については、毎年

改善を検討しており、2018（平成30）年度新規の企画として実施した「ナイトオープンキャンパス」は当初予定を上回る80名の来場を得た（資料5-18）。本学の特徴を伝え入学してほしい人材像を受験生に直接伝える大きな機会であるオープンキャンパスに多数の来場者を得ている状況は、肯定的に評価できる。

入学試験協議会では、入学区分毎に、大学入学後の成績について分析と検証を行っている（資料5-19）。当該報告書では、前年度の卒業生について入学選抜区分別の退学率・留年率の検証及び入学選抜区分別の大学成績（GPA）の検証を行っている。入学選考区分別（一般、センター前期、センター後期、附属高校推薦、指定校推薦、自己推薦）に4年間の大学成績（通算GPA）の平均を見ると、特定の1～2名の成績低位者を除外すれば、各入学選考区分に有意な差は見られない。したがって、入学選抜区分別の選考基準と入学人数は適切に機能していると判断できる。今後は、入学選抜区分別の成績等分析を引き続き継続するとともに、高大接続改革に対応して入学選抜基準の設定を進めることについて検討する。

なお、2018（平成30）年度に導入した人間社会学部における英語外部試験利用型入試では、募集定員比42.3倍の志願者を得た。この数は1年先行して導入した競合大学とほぼ同水準の志願者数である（資料5-20）。このことから、導入初年度ではあったが、一定の受験生への訴求ができたものと評価している。今後は、志願者増を図るためにも、この制度を導入する学部の拡大を検討し、また、この制度で入学した学生の大学における成績の追跡調査を行い、入試制度の検証を行う。

（2）長所・特色

特になし。

（3）問題点

●収容定員に基づく在籍学生数の適正な管理について

大学院人間社会研究科博士課程前期の収容定員充足率が0.45、大学院理学研究科博士課程後期の収容定員充足率が0.11であり、低い充足率を解消できていない（大学基礎データ表2）。大学院修了後のキャリアパスの整備や確保が必要である。

●入学前の学習歴、学力水準の公表について

学生の受入方針は学科ごとに明確に定め公開しているが、入学試験区分ごとに選抜に用いる基準には学習歴、学力水準等相違があり、その相違理由の説明が受験生に対して十分なされているとは言い難い。すなわち、この入学試験区分では「このような学生を受け入れたいのでこの基準によって選抜する」という点についての情報の公表は行っていない。今後、APに入学試験区分毎の基準の説明を加えて設定し公表する必要がある。

●入学者選抜改革への対応について

将来に向けての改革は入学試験協議会、出題・査定等実務の改善は入学委員会と棲み分け、構成員の異なる2つの会議体で検討しているが、昨今の国主導による入学者選抜改革の早さと範囲の大きさに対応し将来の入学者選抜制度の検討を加速するために、入学委員会と入学試験協議会の職掌を再検討の上、速やかな決定を行えるよう体制を整理する必要がある。

(4) 全体のまとめ

大学全体の教育方針に沿った学生受入方針を公表し、適正な入学定員・収容定員を設定している。公正な入学者選抜を行うための大学としての体制を整備しており、学士課程は概ね適正な学生受け入れを行っている。また、全学的な入学者選抜体制の定期的な点検は組織的に行っているが、今後は、高大接続改革、少子化対応に向けて、より適切な入学者選抜を行うための改善方策を検討する必要がある。

大学院では、定員を満たす専攻はあるものの多くの専攻で定員を充足しておらず、改善が必要である。これまで実施してきた入学志願者増への取り組みを検証し、当該研究科委員会で必要な調整をする等の方策が必要であるため、研究科委員長間で具体的な対応方法について検討を行っている（資料5-21）。今後は、大学院入学試験協議会において全学的な改善方針を策定し、各研究科で具体的な施策を立案・実行するように体制を整えて改善・向上に努めていく。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、第1章で述べた建学の精神に基づく教育を実現し、それを主体的に担い、教育研究の発展に資する教員像及び教員組織の編制方針を定め、大学HPで公表している（資料1-29【ウェブ】）。

日本女子大学の教員像

- (1) 本学の建学の精神、教育理念、教育方針を理解し、教育研究に取り組む意欲のある者。
- (2) 平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究する者。
- (3) 常に教育研究水準の向上につとめ、教育研究基盤の充実と組織運営の発展に寄与する者。

教員組織の編制方針

- (1) 大学・学部・学科・研究科・専攻の教育の目的を達成し、学位授与方針に沿ったカリキュラムを実現するための適正な教員を配置する。
- (2) 教員の採用は、公正かつ適切な基準と手続きに従い、年齢構成、性別構成等のバランスに配慮した編制を行う。
- (3) 外国人教員の採用や客員、特任などの任期制教員採用により、国際的、多面的な教員組織を編制する。

各学部・学科、各研究科・専攻においては、前述の方針に基づき、それぞれの教育研究の目的に合わせ適切な教員組織の編制を行っている。

各学部・研究科は、「日本女子大学学則」（資料1-4【ウェブ】）第11条（教職員組織）に規定する教授・准教授・講師・助教・助手・研究員によって構成される。

本学の公務に関する最終決定権は学長にある（学則第12条）。各学部・研究科・通信教育課程の教員組織の編成方針の策定は、大学改革運営会議が行う（学則第13条）。大学改革運営会議は、教育研究等の全学的方針の策定を行い、学長、副学長、各学部長、家政学部通信教育課程長、各学部教授会構成員から選出された教員各1名、大学院各研究科委員長を以て組織される。また、全学的な教学に関する重要事項、各学部・研究科、諸機関、キャンパス間の連絡調整に関する重要事項を協議するために、大学評議会を置いている。大学評議会は、学長、副学長、家政学部通信教育課程長、学部ごとに教授、准教授又は専任講師から選出された3名、大学院各研究科委員長によって組織され、学長が定期的に招集する（学則第16条）。

各学部における授業科目と教員の関係は、各学部教授会において検討する（資料6-1）。

教授会は、各学部の教授、准教授、専任講師を以て組織する（学則第14条）。また、教授会の下には各種委員会を組織し、各教員が委員会に所属し学務に携わる（学則第15・18条）。ここで検討された事項は教授会にて報告・審議される。各学部は、責任者として学部を統括する学部長を置き、各学科は学科長を置いている。学科長は学科の学務を処理し学部長を補佐する。各学部の教育研究における諸課題については、各学科の学科会議、各種委員会、学科長会において情報の共有、審議がなされ、これにより全体としての教育研究の質的向上が図られている。研究教育に責任を持つ単位として各学部があり、その基礎単位として各学科がある。人事においては各学科が発議の単位となり、各学部レベルで審議し、全学に提案を行う。その他、全学的な将来構想や学部改革など相互に調整が必要な事項、FDに関する事項、点検評価に関することについては、学部ごとに学部教授会の承認を得て学部内協議会等（ex.人間社会学部改革協議会）を独自に編成し、課題に対して迅速かつ柔軟に対応できる体制を取っている。

大学院においても同様に、責任者として統括する研究科長を置き、また、専攻ごとに専攻主任を置いている。大学院専攻ごとの専攻会議、専攻主任会議で教育研究の質的向上に関する議論を行っている。学部と同様に、研究教育に責任を持つ単位が各研究科であり、その基礎単位が専攻である。将来構想にかかわる事項については、協議会（ex.人間社会研究科を考える会）を教授会の議を経て設置し、具体的な改善の方向性や内容を検討している。

点検・評価項目②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置
評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

●専任教員数

大学・大学院の専任教員数（2018（平成30）年5月1日現在）は、資料6-2【ウェブ】のとおりである。その内容は大学HPで公開している。なお、外国人教員の人数は次の表のとおり。

表 学部ごとの国別専任教員数（2018（平成30）年5月1日現在）

国別	家政学部	文学部	人間社会学部	理学部	附属機関	合計
外国	0	3	5	0	0	8
日本	85	47	74	45	3	254

●教員組織編制

本学では、教育上主要な授業科目は全て専任教員が担当している。例えば、全学部必修科目であり、かつ初年次教育として実施される教養特別講義Ⅰは専任教員が担当する。これは本学の自校教育及び初年次の基礎的教育を担うものである。なお、教養特別講義Ⅰ（1年次）、同Ⅱ（2・3年次）はそれぞれ全学の常設委員会（教養特別講義Ⅰ委員会、同Ⅱ委員会）を組織し、同委員会が実施運営を行う（資料5-6）。各学部のディプロマ・ポリシーを支える主要科目（専門基礎に関わる科目、少人数による専門演習（ゼミ）、卒業論文）は専任教員が担当している。

専任教員一人当たりの在籍学生数（ST比）は、家政学部26.6名、文学部33.5名、人間社会学部26.8名、理学部20.5名となっている（資料5-12【ウェブ】）。各学部・学科ごとの違いはあるが、全体では24.5名と教育目標を達成する上で適正に配置されているといえる。また、専任教員の男女比については男性117名（45%）、女性141名（55%）となっており、女性教員の比率が高い（資料6-3【ウェブ】）。このことは本学の大きな特徴である。

また、近年では若手教員の採用が進んだことから、専任教員の年齢構成はバランスのとれたものになっている（資料6-4【ウェブ】）。なお、学部の大学設置基準上の必要専任教員数は159人であり、2018（平成30）年5月1日時点の教員数は263名（助手・通信教育課程・附属機関含む）である。大学院の設置基準上の必要専任教員数は博士前期課程89人、博士後期課程71人であり、同様に担当教員数は博士前期課程185人、博士後期課程165人である。それぞれの教育課程に必要な教育を推進していくために十分な専任教員を配置している。

各研究科担当教員の資格については、「日本女子大学大学院学則」（資料1-6【ウェブ】）及び「日本女子大学大学院人材養成・研究上の目的に関する規程」（資料1-7【ウェブ】）に基づき、研究科ごとに、博士前期課程、博士後期課程それぞれにおける担当資格基準を、取得学位、研究業績、教育業績の観点から具体的に定めている（資料6-5）。担当資格基準については、各研究科委員会において、担当教員の適正な配置という点からも審議・検討している。

専任教員の一人の各学期における担当科目は、6科目（12時間）を基準とし、教授内容の質的保証に努めている。専任教員による主要科目の担当、少人数教育の実施により、開講科目全体における専任教員数の割合は少なくなるが、資格・能力等を備えた非常勤講師を任用することで（2018（平成30）年5月1日時点で769名、全教員数に対する比率は74.6%）（資料6-6【ウェブ】）、各学部学科の教育目的を実現できるようにしている。また、各学部の教務学科目委員は、非常勤講師との教授内容の調整を行うとともに、各教育課程における専任、兼任教員の適正な配置・調整に努めている。

研究科については、各専攻の研究分野ごとに専任教員を配置し、教育研究上の目的を達成するための教育課程及び研究領域を編制している。また、教育研究分野によっては、他専攻の専任教員を兼任教員として配置している。研究科担当の教員については、初担当時に、研究科委員会において、研究科の定めた内規・申し合わせに則って資格を審査し、適格と認められた者が、授業科目・研究指導の担当者となる。毎年度の各授業科目の担当者については、各専攻において、博士課程前期・後期それぞれの目的に即し、研究分野・国際性・男女比率等を考慮しつつ配置し、研究科委員会の議を経て、確定する。家政学研究

科通信教育課程家政学専攻については、研究指導教員数四は満たしている。ただし、2019年3月末の時点で、大学院設置基準別表第一に規定された「原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする」という点を満たしていないため、2019年4月に必要な学内手続きを踏んでこの点を改善することとしている。

専任教員の性別、国際性、年齢のバランスについては、第一に学科ごとに考慮するが、全学に提案する母体となる各学部においてもこれらの観点に配慮した上で、慎重に審議・検討を行っている。

●学士課程における教養教育の運営体制

目白キャンパスの3学部共通の基礎科目、及び教養科目の編制、運営方法等の協議、及びその実施、運営を行うのは、「基礎科目委員会」「教養教育委員会」である（学則第15条）。それぞれの委員会は、各科目担当教員、及び各学科における担当教員によって構成する。各科目の授業は、同委員会からの依頼に基づき、各学科所属の専任又は非常勤教員によって分担する（資料5-7）。

西生田キャンパス（人間社会学部）における展開科目（目白キャンパスにおける基礎科目・教養教育科目に相当）の構成・運営は、「教務・学科目委員会」が行う。同委員会は、各学科によって選出された教員によって構成され、各科目は、同委員会からの依頼に基づき、各学科の専任又は非常勤教員によって分担する。

科目、担当者は、基礎科目委員会、教養科目委員会（以上、家政学部、文学部、理学部）、教務・学科目委員会（人間社会学部）の検討・審議を経て、各教授会において決定する。

点検・評価項目③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

各学部・研究科の教員採用に関わる基本手続きについては、2018（平成30）年度から大学改革運営会議（資料1-32）において定めた以下の手続きにより運用している（資料6-7）。

（1）専任教員採用人事（任期更新も同様）

- ①大学改革運営会議において採用方針を確認し、後任枠の承認を行う。
- ②大学改革運営会議のもとに置かれた人事検討委員会（大学改革運営会議規程第6条）で、人事検討委員会運営要綱に基づき、大学改革運営会議から委任を受けた専任教員採用審査（枠）に関する事項を協議する。
- ③常任理事会の承認を得る
- ④各学科において募集、書類審査、面接により候補者を決定
- ⑤再び人事検討委員会で候補者の書類審査、承認、及び常任理事会の承認
- ⑥教員の所属機関の教授会等において審議、承認

（昇任人事）

- ①大学改革運営会議のもとに置かれた人事検討委員会（大学改革運営会議規程第6条）で、人事検討委員会運営要綱に基づき、大学改革運営会議から委任を受けた専任教員採用審査（枠）に関する事項を協議する。

②常任理事会の承認を得る

教員の職位（教授・准教授・講師・助教）ごとの採用・昇任等に関する基準及び手続きは、「教員選考規則」（資料6-8）によって規定している。また、手続きについては学部ごとに「教員選考に関する内規」（資料6-9）を設けており、そこで資格委員会の構成、教授会における人事の決定方法など、その詳細を規定している。

専任教員の募集（教授会構成員及び助教）は公募制を原則としており、模擬授業、面接等を実施し、研究業績だけでなく教育業績、実践業績等のバランス、また、本学の教育理念の理解も評価項目に加えた上で、公正かつ適切な教員人事を行っている。人事の手続きは、学科によって人事が発議されたのち、学科長会、学部長会において調整、大学改革運営会議で学科の将来計画と人事計画の整合性が審議され、最終的に教授会において審議・投票・決定し、学長による承認を行う。

助教の任用・更新、授業担当の審査、手続きは、学部ごとに「助教選考に関する申し合わせ」（資料6-10）、「助教に関する任期更新に関する申し合わせ」（資料6-11）を定めており、教授会の審議の下で適正な教員人事を行っている。

家政学部通信教育課程における特任教員、客員教員、非常勤講師及び添削指導教員（リポートインストラクター）の採用については、各学科等において「日本女子大学特任教員規程」（資料6-12）、「客員教員規則」（資料6-13）、「インストラクター（添削指導教員）選考基準内規」（資料6-14）に基づき審議を行う。その後、家政学部通信教育課程学務委員会、家政学部教授会において審議がなされ採用の適否を決定する。

大学院研究科においても同様の基準、及び手続きや規程を設定している。研究科担当教員は概ね各学部の専任教員であるため、学部教員としての採用時に研究科指導資格が同時に考慮される。研究科指導教員のための基準、手続きは、研究科ごとに内規及び申し合わせとして明文化、策定している（資料6-15）。教員人事は、大学院学則、上記の内規及び申し合わせに則って、各専攻での会議、専攻主任会、研究科委員会に設ける審査委員会、研究科委員会での審議、投票等を経て行われる。

点検・評価項目④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

●組織的なFD活動の実施

本学におけるFD活動は、学部、研究科それぞれにおいて全学的な常置委員会であるFD委員会を中心に、企画・運営している。FD委員会の活動はHP（イントラネット）上に公開（資料4-46）しており、また、各教員の教育研究業績、社会貢献活動、受賞等についてもHP上で公開（資料6-16【ウェブ】）している。

FD委員会の構成は、次のとおり。

- ・学部FD委員会（資料6-17）：学部選出委員各1名（計4名）、専門委員2名（学長委嘱による）
- ・大学院FD委員会（資料6-18）：研究科選出委員各1名（ただし、家政学研究科と人間生活学研究科はあわせて1名）（計4名）

学部FD委員会では、従来の「学生による授業評価」を再編し、2015（平成27）年度からは「学生と授業改善について考えるアンケート」（資料4-18【ウェブ】）を実施している。学内へ結果のフィードバックを授業管轄の各委員会に行うことで、教育方法の組織的改善を行うことを目的としている。基礎科目（外国語）、学部共通科目（家政学部）、現代女性とキャリア連携専攻コア科目について、授業科目区別アンケート結果の活用が行われている（資料6-19）。FD委員会では、調査項目の検討、調査データの集計方法の見直しや調査方法の改善を行っている。2015（平成27）年度後期からは、学生のアンケート回答をPC及びスマートフォン上からできるようシステムを改め、実施・運用面の改善を図る対策を講じている。同様に、授業担当教員からのアンケート結果へのフィードバックも行い、その内容を公表することで、学生と授業担当教員との双方向的な授業評価の場を設けている。さらに、FD委員会での検討の結果、2019年度からは、集計結果をシステムにより学生に公表し、教員の授業改善報告書公表を行うこととなった（資料6-20）。アンケートの結果を学部単位でも検討しており、授業改善のための基礎的データとして活用する。家政学部では、学部内の「家政学部を考える会」において具体的な改善方法について協議を行っている。

また、従来の「公開授業」を見直し「授業相互参観」（資料6-21）を実施し（2016（平成28）年度開始）、各教員相互で授業内容・授業方法を公開・参観することで、授業の質的向上に務めている。そして、その結果を学内にフィードバックをすることで教育方法の改善を目指しており、2017（平成29）年度からは、各教員が行っている授業を充実するための取り組みの成果を共有する機会として、授業終了後に意見交換会を実施している（資料4-47・4-48）。

その他のFD活動として、学内各部署が主催する研修会や講演会等を実施している（資料4-45【ウェブ】）。他に、理学部では「理学部を考える会」において、新入生アンケート（資料6-22）や卒業時アンケート（資料4-41）の結果に基づき、授業改善方策を検討している（資料6-23）。

教員の研究教育活動や社会貢献活動については、本学が実施している国内外の研修、「特別重点化資金」、若手教員への奨励費、学術交流費、公的・民間の外部資金の獲得、産学連携等の活動を通じて行われている。こうした活動は、学部横断的研究活動を活性化させ、教員相互の研究教育の質的向上を促すよう機能している。例えば、家政学部では「特別重点化資金」に学部横断的に申請し、東日本大震災からの復興に家政学を学際的・実践的に役立てる研究を継続し成果を産んでいる（資料6-24①【ウェブ】・②）。

大学院FD委員会では、各研究科で行っている教育改革の内実を検証するため、4年ごとに「大学院の教育と研究に関する調査」を実施している。2016（平成28）年度実施の調査結果については2017（平成29）年6月に報告書（資料4-36【ウェブ】）としてまとめ、学内にフィードバックした。調査結果を基に、研究科委員長会において今後に向けた対応策を検討している（資料6-25）。また、学位取得率の向上や支援策の検討に資するため、大学院生の研究業績の集約化に取り組んでいる（資料6-26）。こうした全学的取り組みとは別に、研究科ごとの独自の活動も行っている。人間社会研究科では、大学院生を対象としたアンケート結果に基づき、留学生のための独自の学習支援（日本語論文作成指導）を行っている（資料6-27）。

学部・大学院FD委員会合同の取り組みとしては、2019年度から施行する1コマ100分授業に向けて「授業方法に関する調査」を実施し、より効果的な教育を行うための授業方法の共有化を図った（資料4-19、6-28）。

FD活動は全学的に行っているが、その成果の活用については各学部・研究科での議論（各学部の「考える会」等）に委ねている。また、こうした制度的・定型的なFD活動の他に、非定型的な形でのFD活動が、演習の持ち方や卒業論文発表会、成績評価、授業内容・科目の編成等をめぐる学科会議など、日常的な教員相互の議論を通じて行われているが、組織的FD活動とはなっていない。また、大学院でのFD活動については、研究科ごとには実施しており、学部と比べると、組織的になされているとは言えない。この点は、今後の課題である。

●教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価と活用

各教員の研究活動については、『日本女子大学学術研究データベース』（資料6-16【ウェブ】）を通して、広く公開しており、希望者はデータ連携してresearchmapにも情報を公開している。また、外部資金獲得状況、教育活動、社会的活動の成果（受賞等）についても適宜HPを通じて公開している（資料1-36・6-29・6-30ともに【ウェブ】）。それらの結果は、教員の採用・昇任等に関わる資格審査の際に評価資料として活用している。

点検・評価項目⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のとおり、個々の教員の教育研究活動に対する点検・評価は、主に採用・昇任等の資格審査の際に、具体的な根拠に基づいて、適切・適正に行っている。また、教員組織全体の適切性に関わる点検・評価も、職位別員数・男女比・年齢構成等の情報に基づいて大学改革運営会議において行い、特に専任教員採用時には、学部・学科ごとの教員組織の適切性を考慮している。

教員組織全体の適切性に関する点検・評価活動及び教員組織全体の編成に関わる方針については、学長の下に組織された大学改革委員会が担ってきた。2018（平成30）年度からは、中・長期計画に基づいたカリキュラム改革（カリキュラム・ツリー（資料2-20①【ウェブ】））等を踏まえて、大学改革運営会議（資料1-32）が行うこととし、その責任と権限を明確にした。

（2）長所・特色

本学では、その教員像を建学の精神、教育理念、教育方針を理解し、教育研究に取り組む意欲のある者と定め、また、教員組織の編成においても、各学部・研究科の教育目的を達成し、カリキュラムを実現しうる教員の配置がなされてきた。特に性別の構成においては、学生のロールモデルともなる女性教員の比率が全体でも55%となっており（資料6-3【ウェブ】）、その中には本学出身者も少なくない。これは、日本最初の本格的な女子高等教育機関として、長期にわたって女子教育活動に邁進し、優れた教育研究者を輩出して

きた本学の誇るべき特色である。また、同様に教員一人当たりの学生数が少ないことも女子大学ならではの特色と言える（資料5-12【ウェブ】）。

教員の採用人事に関しては、大学改革運営会議において、大学のVision120（資料1-24【ウェブ】）等の将来構想や中・長期計画（資料1-27【ウェブ】）を踏まえ、新カリキュラム案に沿って進めている。また、退職者の補充採用の場合、単純に退職者と専門分野を同じくする者を採用するのではなく、時代や社会の状況に応じ、教育研究領域に適合する適切な専門分野の教員を配置し、学部の様態をアクティブに変化させ続けるよう配慮している。その結果、若い教員の採用が増えていることにより、現在の年齢バランスとなっている（資料6-4【ウェブ】）。これらは、大学改革運営会議により、各学科の教員採用について、学科の現状分析と課題を明示するようにしたことの結果でもある。

FD活動は、教授会のもとに全学的なFD委員会が組織され、継続的なアンケート調査によるデータの蓄積が進められている。また、授業改善のための教員相互の授業参観も実施され、授業改善への具体的示唆を得られる体制が取られている。また、家政学部や基礎科目（外国語）など、これらデータを活用し、授業改善方策を検討する場が設けられているケースも見られる。学科レベルでも学科会議等で授業評価・方法をめぐる議論が重ねられており、これらが授業改善のベースとなっている。

教員の教育活動、研究活動、社会活動については、データベースが整備され、広く社会に公開されている。科研費等の外部資金獲得状況も公開されているが、採択率等を含め、高い研究水準を示している。

（3）問題点

専任一人当たりの在籍学生数については、学部、学科間で若干の開きがある。この点は、学問分野の違いはあるが入学者数の管理と合わせて、教員の適切な配置の問題として検討が必要である。

家政学研究科通信教育課程家政学専攻については、研究指導教員数四は満たしている。ただし、2019年3月末の時点では、大学院設置基準別表第一に規定された「原則として、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて六以上とする」という点を満たしていないため、2019年4月に必要な学内手続きを踏んでこの点を改善することとしている。

教員の教育活動、研究活動、社会活動は広く公開されているが、これらに関する点検・評価や結果の活用については明示的になされていない。これらも今後の課題である。

大学院のFD活動は、学部のFDのそれに比べると不十分な点がある。

（4）全体のまとめ

各学部及び所属各学科は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針に関する全学的な方針やこれらを定めた諸規程に則り、教員組織を適切に整備している。また、教員の資質向上にも取り組んでおり、FD活動は、毎年見直しを行い、改善・向上のための取り組みを継続している。

また、将来的な年齢、性別構成、新カリキュラム案に沿った教員配置については、大学運営会議において、全学的かつ中長期的視野から行っている。これを一層有効なものとするべく、2021（令和3）年度までに大学改革運営会議における教員採用方針を明確にし、各

学科の独立した教育展開とそれを全学の教育体制に有機的に位置づけていくことの両者のバランスを取っていくための方策を検討している。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、自己点検・評価委員会において学生支援の方針を定めている。2018（平成30）年度の方針は次のとおりである（資料1-29【ウェブ】）。

- (1) 学生の自主性を尊重しながら、精神的に自立し、自ら考え、判断する力と他者をいたわる心を養うための支援を行う。
- (2) 多様な文化や価値観を持った人々を尊重し、国際社会の一員として共生できるよう支援体制を整える。
- (3) 学生の自己実現を助け、その人間形成に寄与するため、生活支援に関係する部署の連携、支援体制を強化・整備し、教育・研究環境の安全確保に努める。

◎各支援に対する方針

学修支援：学生の学修状況を把握し、学生の状況に応じた学修支援を行う。また、障がいのある学生への支援体制を整備する。

生活支援：心の健康保持・増進、身体の健康保持・増進、安全・衛生の側面から学生が自ら行動できる力を養うための支援を行う。特に、学園全体で健康教育に対する連携や実施等を推進する。また、必要に応じて経済的支援を行う。

進路支援：多様化する社会に適応し、リーダーシップ・独創性・協心力を発揮して世界で活躍できる力を身につけるための支援を行う。

留学支援：国際人としての深く広い教養を身につけるための学習環境・制度等の整備充実を図り、グローバル社会で活躍する力を養うための支援を行う。

この方針は教職員向けホームページに掲載し、教職員で共有している。また、大学HPに掲載し、学生、保護者等にも明示している。

点検・評価項目②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

●学生支援体制

本学では学生支援に関わる部署間の連携を強める体制として「学生支援ネットワーク」（資料7-1）を形成している。本ネットワークは、学生の生活支援の中心となる学生生活部（学生課、キャリア支援課、国際交流課）、保健管理センター、カウンセリングセンターによって構成されていた「三部門懇談会」に、学修支援の中心となる学務部教務・資格課と西生田学務課を加えたものであり、2006（平成18）年以来活動を継続している。学生支援について幅広い情報を共有するとともに、定期的に研修会も実施している。いずれの部

署であっても、どんな問題であっても、窓口で相談が可能であることを学生（資料7-2）と教職員（資料7-3）に周知している。

●修学支援

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、各学科の学年ごとに2名以上の専任教員によるアドバイザーを配置し（資料7-4）、学生の履修に関する相談などを受けている。

入学者に対しては、新入生オリエンテーションを行っている（資料7-5）。主に履修ガイダンスを行う学科オリエンテーションは、各学科のアドバイザーとオリエンテーション委員によって行われる。オリエンテーション委員は、各学科3年次学生4～5名で構成されているため、新入生は大学におけるロールモデルを身近に感じながら大学での勉学の仕組みを理解することが可能となる。

導入教育としての初年次教育やリメディアル教育は、各学科がそれぞれのカリキュラムに合わせて独自に行っている。例えば人間社会学部では、LL準備室において、授業時間以外の学生の語学自習のサポートを行っている（資料7-6）。

また、全学科において卒業論文・卒業研究を必修としている。そのため、学生はきめ細やかな教育を受けているという実感を持ち、教員に対する満足度は高い（資料4-42①）。その他、学生の必要に応じて、履修については学科研究室、文献検索や情報収集については図書館（資料7-7【ウェブ】）、ICT関係についてはメディアセンター（資料7-8【ウェブ】）で対応している。

通信教育課程については、補助教材『女子大通信』で学生に必要な情報を毎月発信するとともに、「学習友の会」（資料1-9③p.122）において担当教員による学習会を開催するなどの修学支援を行っている。

・正課外教育

授業外での外国語学習の場として「ランゲージ・ラウンジ」を設置し（資料4-23【ウェブ】）、6カ国語のネイティブ教員との会話、留学生と日本人学生との交流のための多彩な国際交流イベントや日本人スタッフによる留学・学習相談を行っている。また、全学生に対し、各自の英語力に応じた学習ができる「英語eラーニング」を提供している（資料7-9）。

また、図書館内に、本学学生保護者の会である泉会からの支援により、学修スペースとして「泉ラーニング・スペース」を設置した（資料4-24【ウェブ】）。ここでは、学科・専攻推薦を受けた本学学生（学部3・4年生及び大学院生）がラーニング・サポーターとして滞在しており、レポート作成などの学修に関する相談をすることができる。

生涯学習センターでは学生価格を設定し、資格取得、語学、就職活動支援など卒業後の可能性を拡げるキャリア支援講座の受講について優遇している（資料7-10）。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

<生活・学修支援>

新入外国人留学生、交換留学生及び短期留学生には、本学学生をチューターとして配置し、学内の生活全般をサポートしている（資料7-11）。大学院生の留学生には必要に応じて大学院チュートリアルを設け、論文作成の支援を行っている。

正規生である外国人留学生には、1学期に1回、国際交流課による個人面談の機会を

設けている（資料7-12）。交換・短期留学生に対しては帰国前にアンケートを実施し、留学生生活を振り返る報告書（任意）を母国語で作成させている（資料7-13）。これらから得た情報は、国際交流課が国際交流委員会や国際化推進分科会に報告し、留学生及び留学生全体の支援を強化し、改善を図るよう努めている。

<経済支援>

私費外国人留学生のうち経済的に困窮している学生について、本人の学業成績、経済状態等を審査の上、授業料減免を実施している（資料7-14）。その他の経済的な支援として「泉会外国人留学生学業奨励賞」（資料7-15）、「野見山不二留学生奨学金」（資料7-16）、在学生保護者会（泉会）と卒業生保護者会（目白会）からの援助金（資料7-17）が授与されている。海外に留学する学生向けの経済支援としては、「世界トップ100大学留学奨学金」（資料7-18）、「協定大学留学奨学金」（資料7-19）及び「認定大学留学奨学金」（資料7-20）等を設け、保護者会からも「泉会奨励金」（資料7-21）が用意されている。

・障がいのある学生に対する修学支援

障がい学生支援委員会を置き、規程（資料7-22）、覚え書き（資料7-23）及び活動方針（資料7-24【ウェブ】）に則り、支援（合理的配慮の提供）を実施している。

履修に際しては、授業配慮願を基にノートテイクによる情報提供、データ等の提供、資料拡大、授業の録音許可、支援器機の使用許可、レポート等の提出期限の延長、座席配慮、授業中の入退出許可及び支援員によるスケジュール管理、優先順位管理、情報収集等の支援を行うほか、定期試験における時間延長や別室受験等の配慮を行っている（資料7-25）。

身体障がいについては、保健管理センターが学生生活上の注意点や見通しなどを提示し、施設面においては、バリアフリーデザインを専門とする家政学部教員が学内環境を点検し、バリアフリー化を推進している（資料7-26）。発達障がい、精神障がいのある学生には、保護者・教職員・外部医療機関との密接な連携のもと、カウンセリングセンターが当該学生に適した支援計画を立てて実施している。

また、幼稚園から大学までの学園全体で障がい学生等支援学園連絡会議（資料7-27）を設置し、支援情報及び問題点の共有を行っている。さらに、教職員に対する啓発活動として、学内講演会や研修会（資料7-28）、障がい学生修学支援についてのアンケート（資料7-29）等を実施している。

・成績不振の学生の状況把握と指導

GPA制度を活用した成績不振の学生への個別指導に関する申し合わせ（資料4-33）に基づき、個別指導記録を基に各学科が成績不振の学生の状況を把握し、個別指導を徹底している（資料4-34）。

・留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応

授業を休みがちな学生や成績不振の学生については、担当学年アドバイザーが個別面談を行っている。留年者、休・退学者については、学科長と学年アドバイザーを中心に対応し、学部ごとに全教員で情報を共有している（資料4-35）。

家政学部通信教育課程では、特任教員を中心に成績不振の学生の状況を把握し、直接指導の機会を設け、学生の状況把握と学修継続に導くための支援を行っている（資料

7-30)。

- ・LGBTに関する対応

ダイバーシティ委員会を設置し、トランス女性の受け入れについて、教職員や学生に向けた研修会やアンケート調査を通じて啓発活動をするとともに、意見を収集しトランス女性が学べる場を大学が提供できるよう、検討を行っている（資料1-39）。

- 生活支援

- ・奨学金その他の経済的支援の整備

奨学委員会において全学生の厚生と奨学に関わる事項を審議している（資料7-31）。大学院においても同様の組織を構成し、必要に応じて合同委員会を開催している。

本学独自の経済的支援として、次のような制度を設けている。

学費援助の奨学金として、家計急変等で学費納入が困難になった学生を対象とする貸与型の奨学金（資料7-32）がある。一方で、経済事情で学業継続が困難な学生への経済支援の給付型奨学金として運用している奨学金（資料7-33）は、例年特に申込者が多く、拡充を図っている。また、家計急変時に給付できる奨学金（資料7-34）も整備し、多様な支援体制を整えている。

育英的な支援を行う奨学金としては、学業成績優秀者に授業料を減免する日本女子大学学業成績優秀賞・研究奨励賞などがある（資料7-35）。その他、論文を提出できる要件を備えた学生を対象にした奨学金や（資料7-36）、あらゆる分野で優れた業績をあげた学生に給付される奨学金（資料7-37）、学科独自の表彰的奨学金も整備している（資料1-9③p.136、1-10①p.19～20）（資料7-38①・②【ウェブ】）。

東日本大震災や熊本地震で被災した学生に対する支援も行っている（資料7-39①②【ウェブ】・③）。

- ・学寮の設置

本学の学寮は、大学の開校と同時に教育寮として設置している。現在も、「自治寮」として自立的な精神を養うことをめざし、安全かつ安価な住居を提供している（資料7-40）。ただし、2019年3月末に西生田キャンパス寮は閉寮、目白キャンパス寮は休寮し、キャンパス統合（2021（令和3）年度）の前年度から新たな運用を開始する予定である（資料7-41【ウェブ】）。

- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

2008（平成20）年に「日本女子大学セクシュアル・ハラスメント等防止宣言」（資料7-42【ウェブ】）を宣し、「日本女子大学ハラスメントの防止・排除に関する規程」（資料7-43）、「同細則」（資料7-44）を制定した。「日本女子大学ハラスメント防止・排除のためのガイドライン」（資料7-45【ウェブ】）を作成し、学園構成員の共有を図っている。

ハラスメント防止対策委員会を設置し、学生課等の学生相談窓口（資料7-46）に加えて理事長任命による相談員（資料7-47【ウェブ】）を配置している。防止対策委員や相談員へは、相談対応時に適切な対応ができるよう研修を実施し、また、教職員全員を対象とした研修会（資料7-48）を行うことにより学内啓発活動に取り組んでいる。

学生には、学生向けに配布する冊子「学生生活案内」（資料7-49）や在学生専用ポータルサイト及び大学HP（資料7-50【ウェブ】）に、相談できる環境が整っていることを

掲載し周知している。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の自己実現に向けての支援に手厚いことが本学の伝統であり、身体、心理に関わる啓発教育、相談、呼び出し面接、集団指導などの実践的プログラムを組んで実施している（資料7-51）。心理面での支援を行っているカウンセリングセンター（資料7-52【ウェブ】）では、保護者からの相談も増えており、学生の生活環境を整えるために保護者への助言も実施している（資料7-53）。

●進路に関する支援

・学生のキャリア支援を行うための体制の整備

キャリア支援課は、個別相談ブースとプライバシーに配慮した相談スペースを両キャンパスに確保し、安心して相談できる環境を整えている（資料4-13【ウェブ】）。また、来課相談履歴検索（資料7-54）を作成し、キャンパスをまたいで相談に来る学生、低学年のうちから相談に訪れる学生を把握し的確なアドバイスが行えるよう環境を整えている。また、キャリア支援課が生涯学習センター、メディアセンター、学部学科と連携し、就職・資格関連講座を開設している（資料7-10）。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

1年次から履修できる「ライフプランとキャリアデザイン」（資料7-55）の授業では、各界で活躍する多彩な卒業生をゲストスピーカーとして招聘することで、仕事をする姿勢や自らのキャリアについて早くから考える機会を提供している。また、全学委員会であるキャリア委員会でカリキュラムや担当者を検討し、目白キャンパス9科目、西生田キャンパス6科目のキャリア形成科目を開講している。アクティブ・ラーニングの要素を盛り込み、学生が実際に手を動かし、周囲と意見交換する時間を設けることで、学生自身のより深い理解につなげている。

各種ガイダンス（資料7-56①・②【ウェブ】）では、「就職する」ことだけを目的とせず、女性として将来のキャリアを考え、自分の適性を理解し、積極的に進路選択ができるよう、低学年から段階的に構成している。

カウンセリングセンターでは、学生の進路選択の迷いの個別相談や適正を考える助けとなる心理検査、自己主張訓練や自己理解のためのグループ・ワークを通して、間接的にキャリア支援につながることを考えた活動を行っている（資料7-57【ウェブ】）。就職活動中のメンタルヘルスの維持にも利用され、発達障がいや精神障がいを抱える学生の進路選択や就職活動の支援も行っている。

卒業生との連携では、『OGキャリアサポートスタッフ』を設けて在学生への支援体制を強化しているほか、職場状況アンケート調査を行うなど学生に提供するための情報収集に努めている（資料7-58【ウェブ】）。卒業生団体（一般社団法人日本女子大学教育文化振興桜楓会）と協力体制をとり、卒業生との懇談を中心とした就職関係講座（資料7-59【ウェブ】）を開催するとともに、卒業生の就職先の情報共有を行っている。

●正課外活動支援

本学は創立当初から教育に自治活動を取り入れている。現在、学内で課外活動を行う公認団体は、「学生自治会」「クラブ連合会」「学園祭実行委員会」の三団体で、学生自治のもとにそれぞれ運営している（資料7-60①）。大学公認の課外活動は、教授会選出の「学

生委員会」と学生生活部学生課が支援している。大学側と学生側の意志疎通を図り、問題解決を目的とした連絡協議機関として「学生連絡協議会」を両キャンパスに設けている（資料7-60②）。

全学生の組織である学生自治会は、学生生活向上のため学生の意見や要望の実現を目指してキャンパスごとに活動している。クラブ連合会は、公認サークルで組織しており、キャンパスの区別なく活動している。69サークルに2,154名（全学生の33.9%）が所属している（2018（平成30）年6月1日現在）。公認サークルは、本学専任教員がアドバイザーとなり、サークル活動の支援を行っている（資料7-61）。学園祭実行委員会はキャンパスごとに組織され、学園祭（目白祭・日女祭）を開催している（資料7-62）。

学生自治会と学生委員会の共催で「リーダーズミーティング」（資料7-63）を開催している。これは課外活動における各団体・サークルの運営強化や、後継者としてリーダーを育てていくことを主眼に、1999（平成11）年から毎年開催しているものである。

点検・評価項目③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

他の基準同様、学生支援の適切性については、自己点検・評価規則に則り、自己点検・評価委員会が主導し、年度ごとに点検・評価を実施している。

例えば、学生生活を中心とした支援については、障がい学生支援委員会、奨学委員会、学生委員会、学寮委員会が担当している。これらの委員会では、日本女子大学自己点検・評価規則に従い、前年度までの自己点検・評価を踏まえ、当年度の支援体制の目標制定を行い、全学で共有している。その後、各委員会において課題についての審議を重ね、年度末にPDCAサイクルを可視化して点検を行い、全学で共有している（資料1-30【ウェブ】）。障がい学生支援内容等の見直しが生じた場合は障がい学生支援委員会が審議し修正することで、支援対象となる学生に対して迅速で最善の支援（合理的配慮）を実施する。

その他の支援についての改善・向上のための取り組みについては次のとおりである。

・通学課程におけるGPA制度について

2015（平成27）年度に策定した「GPA制度を活用した成績不振の学生への個別指導に関する申し合わせ」（資料4-33①）に基づき、各学科が個別指導状況や個別指導人数について教務委員会及び教務・学科目委員会において報告を行っている。学科の判断により指導の状況や結果も報告し、学部長間でGPA制度を活用した成績不振の学生への個別指導人数や特記事項等を把握している。2018（平成30）年度は、制度の新たな活用として、退学勧告の基準に用いることを教務委員会及び教務・学科目委員会において検討し、2019年度入学者より適用することが決定した（資料4-33②）。

・留学生に対する支援

国際交流委員会においてチューター配置や授業料減免、留学生の個人面談の記録等を確認し、点検・評価を行っている。一方、大学改革運営会議の下に置かれた国際化推進分科会が、改善・向上に向けた取り組みの方針として「日本女子大学の国際化推進の基本方針」を策定した（資料7-64）。

- ・キャリア支援

ガイダンス参加者数や学生相談件数については、学部・学科、学年別に集計し、分析結果をキャリア委員会に報告している（資料7-65）。ガイダンス参加率向上に向けて、(1)企業の動きに合わせた開催時期、(2)担当講師と内容、(3)学生に対する広報活動について、キャリア委員会において改善のための検討を行っている（資料7-66）。また、学生アンケートを元に、希望するワークショップや優良企業への内定者との座談会など、学生が希望する企画を設定する等の改善を行っている。

- ・生涯学習事業

公開講座プログラム委員会において講座内容を検討し、学生支援を目的とした資格取得講座を必要に応じて学科と連携して実施している。受講生アンケート結果や資格取得状況をもとに講座内容の点検・評価を行い、生涯学習センター運用委員会において改善案を審議している（資料7-67）。

- ・通信教育課程

教職協働のワーキンググループを中心に点検・評価を行い、通信教育課程学務委員会に報告している。同様に、改善・向上に向けた取り組みを計画し、必要に応じて学務委員会で検討している（資料7-68）。

2019年度からは、大学改革運営会議（資料1-32）において重点目標（資料2-16）を策定し、学生支援に関わる全学的な取り組みを行うこととしている。

（2）長所・特色

<学生支援ネットワークの活動>

学生への適切な対応を全学的に行うために、学生生活部、学務部、カウンセリングセンター、保健管理センターが部署を超えて連携し、学生支援ネットワークを立ち上げている。これらの部署には「四つ葉のクローバー」のマークを掲示し、学生が相談窓口へ気軽に来られる体制を整えている。本ネットワークでは日常的に、必要なことを情報共有しているが、年2回、懇談会を実施し、複数の部署がそれぞれもつ課題を持ち寄り、より良い学生対応を模索している。また、学生窓口となる上記部門と学科・専攻が協力・連携し、情報共有や学生対応に関する研修会（資料7-69）を毎年開催している。入学式では「有意義な学生生活を送るために」と題して、新入生だけでなく、保護者に向けて学生支援ネットワークによる説明を行い、学生支援について保護者へも直接周知している。（資料7-70）

<奨学金制度の整備>

優秀であるが経済的な事情を抱える学生に対して学費を減免する日本女子大学泉会学費減免奨学金を2016（平成28）年度に整備、2017（平成29）年には家計支持者の死亡・失職等の際に支援金を給付する日本女子大学泉会緊急支援金を制定するなど、学修意欲が高いながらも経済的理由により学業継続が困難な学生への支援を拡充させている。

<留学支援>

世界大学ランキングトップ100前後の大学への留学を促進するため、最高400万円までの給付奨学金を設け、留学学生への経済的支援を行っている（資料7-18）。

(3) 問題点

ハラスメントに対する機関としての相談体制は整備されており、学生・教職員ともに相談先があること自体は浸透し機能している。一方で、相談員の力量向上や一般教職員に対する啓発活動については、継続的な活動が重要である。具体的には、一般教職員の意識向上の機会を増やすことで体制充実を図り、事案の発生を防ぐための活動に注力する。

障がいのある学生の支援については、修学支援（合理的配慮）の妥当性に対して学内の認識に差があり、キャンパスのバリアフリー化や当該学生のプライバシーの確保等についても、今後改善すべき課題が多い。また、支援対象の学生が毎年増加しているため、学科の負担が増加しており、対応する学内各部署のマンパワーが不足している。

奨学金については、経済的な事情により学業継続が困難な学生のための給付奨学金の拡充に努め、整備を進める一方、継続的に財源を確保することが今後の課題である。

就職支援については、就労にあたって何らかの障がいを抱え、就職活動を自ら組み立てられないと思われる相談事案が近年増加しているため、学内の障がい学生支援との連携について検討する必要がある。当該学生の就職活動状況の把握と就職に際しての課題を組織として共有し、対策を検討するシステムの検討も必要である。外部の就労支援機関との連携を行い、就労をスムーズにすることが今後の課題である。

外国人留学生については、博士論文を執筆する大学院生の留年が続いており、日本語による授業に支障のある学部生も見受けられることから、個別に留学生の日本語を添削できるような仕組みづくりを検討している。海外に留学を希望する学生については、経済的負担が少ない交換留学の可能な協定大学が少ないことが問題点であり、教員のつながりを足がかりに協定締結の交渉を進めている。

通信教育課程では多様な学生を受け入れることから、基礎学力が不十分な学生が比較的多い。また、支援を必要としている者が通信教育課程に入学してくる例が漸増しており、学生の状況に応じた対応に迫られている。関係部署と連携し、教職協働で支援を行っているが、次年度以降も教職員が更に研鑽を積み、より適切な学生支援を目指した体制づくりに取り組んでいく。

(4) 全体のまとめ

学生支援の方針に基づき、学生が安定した学生生活を送ることができるよう、学部・研究科、事務局、附属機関において場面に応じたサポートを行うだけでなく、学務部、学生生活部、保健管理センター、カウンセリングセンターから構成される「学生支援ネットワーク」を始め、所属学科・専攻と関係事務局が連携して、きめ細やかに学生を支援している。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するために次の方針を定め、大学HP「2018（平成30）年度各種方針」に掲載、公開している（資料1-29【ウェブ】）。

教育研究等環境の整備に関する方針

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するために以下の方針を定める。

- (1) Vision120に向けた教育改革・教育研究環境の充実を実現するため、キャンパスの再整備を行い、学修環境や教育研究環境の整備充実を図る。
- (2) 学生に快適な大学生活の場を提供できるよう、安全と健康に配慮したキャンパス・アメニティの充実に努める。
- (3) 地球環境に優しいキャンパス作りを目指し、省エネルギー化や環境配慮への取り組みを推進するとともに次世代への環境教育を行う。
- (4) 図書館は、学修・教育・研究に必要な学術情報資料を質・量ともに備え、施設の整備、サービスの充実をはかり利用を促進する。図書館システムをより良く機能させ、国立情報学研究所への参加等を通して、学術情報の相互提供を実施する。
- (5) 研究倫理に対する取組として、研究者の行動規範と研究費の適切な使用、それぞれにかかる環境整備に努める。

点検・評価項目②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

文京区目白台と川崎市多摩区西生田とにキャンパスをもち、女子の総合大学としての教育研究活動に十分な施設も有している。創立120周年を迎える2021（令和3）年にはこれら2キャンパスの4学部15学科、大学院5研究科を建学の地である目白キャンパスに統合し、総合大学としての強みを生かした教育・研究を行う（資料8-1【ウェブ】）。

●ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学の情報教育の要であるコンピュータ演習室は、目白キャンパスに4教室、西生田キャンパスに3教室設置しており、各学部の専門科目や資格課程の科目など多くの授業で利用されているほか、レポート作成、課題のための情報検索、卒業研究、就職活動等に活用されている。コンピュータ演習室には無線LAN環境を配備し、学生用パソコン（目白：約200台、西生田：約120台）・CALLシステム・電子黒板・複合機などを設置しており、これ以外にも毎年夏季休暇と春季休暇の2回、教員からの要望を中心にコンピュータ演習室

のメンテナンスを実施している（資料8-2【ウェブ】）。

ネットワーク環境については、稼働状況やネットワーク機器の保守期間・性能、回線の利用状況を踏まえて、定期的に更新を行っている。また、学生自治会や教員からの要望を受けて、学内の無線LAN環境の拡大も適宜行っている。

学生や教職員に向けては、メディアセンターHP（資料8-3【ウェブ】）や本学のポータルサイト・電子掲示板・ツイッターなどを利用して、イベント告知や情報提供を行い、活用の促進に取り組んでいる。特にポータルサイト「JASMINE-Navi」では、学生へのお知らせだけでなく、WEB履修登録や履修時間割の確認、シラバスや成績の照会などの機能が利用でき、教員についても履修者名簿のダウンロードや採点登録、シラバスの登録が行えるようになっており、教育活動における利便性の向上や処理の効率化を実現している（資料8-4【ウェブ】）。

●施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

学内施設・建物の安全性については、2017（平成29）年6月から行っていた成瀬記念講堂の耐震補強工事が2018（平成30）年8月に完了した。また、第一体育館は耐震補強工事を、第二体育館は耐震改築工事を実施した（資料8-5【ウェブ】）。図書館については2019（平成31）年4月に新図書館に移転することにより、耐震化が実現する（資料8-6【ウェブ】）。

衛生面では、施設、設備等の安全及び衛生の確保のために、学内の水質・空調等の管理を定期的に行っている。外部へ委託されている水質・空調管理等については、その定期検査結果を保健管理センターに集約し、学校環境衛生管理基準にそって産業医・校医が確認している。異常値の検出の場合には、早期対応はもとより、再発防止に向けて施設課等担当部署と連携・協議している。

●防犯・警備体制

防犯体制について、来校者には入構時に氏名や入構理由、訪問先等の確認を行い、構内での入構証の着用を義務付けている。また、日中から夜間まで随時、警備員がキャンパス内及びキャンパス周辺を巡回するとともに学内の主要箇所に防犯カメラを設置し、キャンパスの安全確保に努めている。

●災害時対応

火災、震災その他の災害時の対応について、消防計画を制定・運用することより、災害時における人命の安全及び被害の軽減を図ることに努めている。具体的には、本学職員や警備・ビル管理等委託会社職員による自衛消防隊を編成し、発災時には迅速に被害状況が把握できるよう、また怪我人対応、初期消火や避難誘導等活动ができるよう訓練を重ねている（資料8-7）。学生に対しては、財布等に入れやすい大きさの「大地震対応マニュアル」（資料8-8【ウェブ】）を全員に配布し、発災時における自身の身の守り方などを指導している。防災備蓄品については、滞留人数に則した量の食料品、飲料水、毛布等のほか、衣料品、簡易マット、発電機等必要な物資を備蓄している。

●バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

「文京区バリアフリー基本構想」に基づき、山の手地域（西部）の文化・教養・教育施設の特定期業者として事業内容・実施時期を策定し、対応計画を公表した（資料8-9【ウェブ】）。教室等がある香雪館において、基準に適合したスロープへの改修やエレベーターの設置を今後3年以内実施することとし、七十年館の既存スロープの勾配の改善や百年館の車い

す対応トイレの増設についても実施時期を公表した。また、利用者の快適性に配慮し、安全かつ快適な教育・研究環境を保持する女子教育機関として、キャンパス全体にたばこの煙がない環境（学園敷地内完全禁煙）を実現している。併せて、地域の方々や通学・通勤をしている本学構成員への受動喫煙防止のために、学園周辺にも禁煙の協力を呼びかけている（資料8-10【ウェブ】）。

●学生の自主的な学習を促進するための環境整備

<WEB学習システムの導入>

2017（平成29）年度から最新のクラウド型WEB学習支援システム（LMS）「manaba」を導入し運用している。教員に対しては活用に向けて毎年説明会を実施している。また、メディアセンターではICT資格関連の過去問題集を作成するなど、LMSの活用促進を図るとともに、学生の自主的な学びを支援している（資料4-40【ウェブ】）。

<図書館（ラーニング・スペース）>

2015（平成27）年、目白キャンパスの図書館内に、可動式の机椅子を備え、様々なスタイルでの学修が可能となるラーニング・スペースを整備した。このスペースには電子黒板、モニター付テーブル、可動式プロジェクタ等の機器類もそろえた。2016（平成28）年6月には西生田キャンパスにもラーニング・スペースを開設し、現在では目白・西生田とも主に大学院生による学修サポートを提供している（資料4-24【ウェブ】）。

2019年4月には目白キャンパスの新図書館が開館し、現状の2倍の面積を有するラーニング・スペースが入り口フロアに設置される（資料8-11【ウェブ】）。

<ランゲージ・ラウンジ>

第7章でも述べたとおり、目白・西生田両キャンパスに「ランゲージ・ラウンジ」を設置し、学生の自主的な語学学習や異文化理解への支援を行っている（資料4-23【ウェブ】）。

●情報倫理に関する取り組み

学生については、先ず授業として基礎的な科目である「基礎情報処理」を履修することで情報倫理を学ぶことになる（資料8-12）。環境面では、メディアセンターHPに掲載されている情報セキュリティ対策資料や動画、「コンピュータ演習室利用の手引き」（資料8-13【ウェブ】）、コンピュータ演習室のPCにインストールされている『情報倫理デジタルビデオ小品集』という動画などを用意し、これらを利用することによって情報倫理への理解を深めることができる。

教職員は、メディアセンターHPや教職員用HPに掲載の資料により自習している。また、情報セキュリティ委員会にて他大学等で発生した情報インシデントの共有や、システム企画課によるセキュリティ講習や標的型攻撃メール訓練を実施している（資料8-14）。

また、ウイルス対策ソフトの包括ライセンスを全学的に締結し、学生・教職員に対して無償でウイルス対策ソフトを導入できることを周知（資料8-15【ウェブ】）して、セキュリティの向上に取り組んでいる。

点検・評価項目③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1： 図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2： 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

●図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書の冊数、所蔵雑誌種類数、視聴覚資料所蔵数、電子ジャーナル種数は図書館統計（資料8-16【ウェブ】）に記載のとおりである。資料費は、図書費、研究教育経常費、個人研究費、指定寄付金等による支出の合計として、2017（平成29）年度総額は236,204千円である。うち図書館の資料費は101,148千円である。図書館図書費の目白、西生田の比率は、学生人数比を基準としている。図書館資料の収集は、「日本女子大学図書館規則」（資料8-17）に則り、図書資料収集方針を定め、本学の学科構成・研究分野を踏まえて行うとともに、シラバスに掲載されたテキスト、参考図書の整備にも留意している。図書館資料の収集では、第一に、図書委員（教員）及び図書館長・部課長で構成する図書館運営委員会で適正な蔵書構築に関わる審議を行い、第二に、図書館長、司書で構成する図書選定委員会で選定、収集を行い、第三に、教員による推薦図書制度、図書館利用者から購入希望図書を募る体制を設けている。年に1回、各学科1名の教員に専門分野所蔵資料評価を依頼し、図書委員に図書選定委員会への出席を依頼している。研究室等での資料収集は、学科内協議などで検討され購入されている。

●国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備、学術情報へのアクセス

図書館HP「オンライン・データベース」（資料8-18【ウェブ】）にて、本学の教育・研究に必要な国立情報学研究所その他が提供する学術コンテンツへのアクセスを可能としている。NACSIS-CAT/ILLに参加して他図書館とのネットワークを形成し、総合目録データベースの構築、円滑な図書館間相互利用を実施している。リンクリゾルバを導入し、二次文献情報データベースから一次資料入手への道筋をわかりやすく示している。2017（平成29）年10月には、大学で契約しているデータベース、電子ジャーナル等を自宅など学外から利用できるサービス（EZproxy）を導入し、学術情報へのアクセス環境を向上させた。また、2018（平成30）年4月、図書館システムを更新し、OPAC機能の向上とともに、スマートフォン対応サイトの運用を開始した。2014（平成26）年10月には国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の利用を開始し、約150万件の資料の利用が可能となった。

オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）に参加し、JPCOARと国立情報学研究所との共同運営によるJAIRO Cloudを利用し、日本女子大学学術情報リポジトリを運営して、本学の構成員が生産した学術成果物を電子的に保存、公開している（資料8-19【ウェブ】）。

図書館の相互利用協定については、2009（平成21）年11月に学習院大学と、2011（平成23）年11月にお茶の水女子大学と、2013（平成25）年11月に跡見学園女子大学と協定を締結し、大学発行の学生証、身分証明書の提示によって各校の図書館の相互利用が可能となっている（資料8-20【ウェブ】）。5大学単位互換制度 f-Campusでは図書館も協力体制を整えており、受講者の資料閲覧が可能である。

●学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館の利用環境については、日本女子大学図書館HPに詳細を掲載している（資料8-21

【ウェブ】）。

座席数は、学生収容定員の約14%であり、入館者が増加する試験期においても不足はない（資料8-22【ウェブ】）。グループワークを可能とするため、目白にはグループ研究室3室（30座席）、ラーニング・スペース（50席）が、西生田にはグループ研究室3室（18座席）、ラーニング・スペース（13席）を設けている。西生田には、教職員・大学院生用の個人研究室も4室（4座席）設けている。

開館時間については、目白・西生田両キャンパスの学生の授業時間に合わせて設定している（資料8-23【ウェブ】）。また、通学課程の授業期間だけでなく、通信教育課程の夏期スクーリング期間にも対応している。

利用状況は、図書館統計（資料8-24【ウェブ】）に記載のとおりである。来館利用のための環境整備に加え、システムによる非来館利用の環境も改善した。その結果、2017（平成29）年度入館者数は2016（平成28）年度に比較してやや減少したが、図書館HPアクセス数は2016（平成28）年度に比べて21.3%増加している。

なお、1964（昭和39）年に開館した現在の大学図書館は、第6代学長上代タノの考えから開架式を採用し、現在は89万冊近くの蔵書の殆どを開架式書架に収めている（資料8-16【ウェブ】）。開架式は「自学自動」を目標に、学生達の学習（授業を中心とする学修を含む）支援を目的とする本学図書館の姿勢を示すものであり、新図書館にも採用することとしている。

●スタッフの配置

司書資格を有し図書館業務経験を長く持つ専任職員を、目白に11人、西生田に4人配置するとともに（資料8-24【ウェブ】）、図書館及び学術情報に関する今後のあるべき姿を考察し、図書館の総合的な計画、蔵書構築、図書館システム（HPを含む）、リポジトリ、図書館報等の方針・計画を判断・決定することによって、よりよき図書館運営、サービスの向上に努めている。参考業務以外の業務には業務委託を導入し、当館の方針のもとで連携を図り実務を推進している。

点検・評価項目④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

●大学としての方針の明示

本学では、2021（平成33）年の創立120周年に向けて示したVision120（資料1-24【ウェブ】）において、「創立者成瀬仁蔵の建学の精神を継承し、発展させるとともに、社会を支え、国際社会をリードする人材を育成するために教育改革を進める」という方針が明示されている。2014（平成26）年度には「学校法人日本女子大学中長期計画（2014年度～2023年度）」（資料1-27【ウェブ】）が策定され、行動計画項目として、「現在の四つの科学系統（人間生活科学系・人文科学系・社会科学系・自然科学系）に分かれた教育、研究だけでなく、学際的な領域の創成が望まれているため、四つの分野の研究から新しい学際分野の探求をしていく」ことを掲げている。

●研究費の適切な支給

経常的な研究費については教授会の下に予算委員会を設置し、理事会から配分された研

究費予算の配分作業を行っている。2018（平成30）年度の学部等研究費予算の総額は、380,515千円である。研究活動の充実に資するため、教授会構成員及び助教の個人研究費は1人あたり440千円であり、特任教授及び特任准教授も同額の440千円である。助手については、自己研鑽費として27万1千円配分されている。また、各学科に配分される研究教育経常費は総額233,325千円、各学部配分される学術交流費は総額15,500千円である。この他、各種委員会を通して執行される研究教育経常費は総額27,495千円となっている。これらの予算については一部繰越を認める等、教員の自由な研究の妨げとならないような取り組みをしている。また、研究・教育活動における一層の充実をはかり、対外的競争力をもつけるために重点的に資金を援助し、大学における幅広い研究・教育活動の活性化を推進することを目的として、特別重点化資金9,500千円が教育改革予算として措置されている（資料8-25）。

大学院については各研究科専攻に配分される研究教育経常費は総額71,086千円、自然科学系の研究科に配分される研究設備整備費は7,066千円となっている。また、大学院学生への特別研究奨励金は8,848千円、研究科紀要に対しては3,000千円が配分されている。この結果、大学院全体では90,000千円が予算配分されている（資料8-26）。

●外部資金獲得のための支援

科学研究費補助金、受託研究・共同研究及び受託事業など外部資金の申請窓口は、研究・学修支援課が担当している。科学研究費補助金の申請書類作成に関する説明会の開催やアドバイス、Web上で学外からの研究助成等を掲載するなど、外部資金獲得のために支援を行っている。その結果、2017（平成29）年度科学研究費助成事業「細目別採択件数上位10機関」で、本学は次の3分野で全国10位以内にランクインした（資料1-36①【ウェブ】）。

「衣・住生活学」第4位（私立大学では第1位）、「実験心理学」第9位（私立大学では第2位）、「ケア学」第1位である。なお、2017（平成29）年度末の採択状況は、採択件数102件、配分総額182,755千円である（資料8-27）。その他の学外研究費については、競争的資金として受託研究5件（総額15,078千円）、国等からの受託研究2件（総額550千円）、受託事業21件（総額31,862千円）等、外部資金獲得に努めている（資料8-28）。

●研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室は専任教員1人あたり平均27㎡として全ての専任教員（助教を除く）に個人研究室として割りあてている。この他、学科の共同（中央）研究室、学科図書室、助手室が必要に応じて配置されている。個人研究室には初動設備として机、本棚、電話、LAN設備を用意している。近年、学生の質の低下に伴う対応や大学の運営に関わる様々な業務などにより教員1人あたりの研究以外に割く時間が増加している。研究専念期間の保障として、学術研究及び教授能力の向上を期して「教員研修規程」（資料8-29）及び「日本女子大学サバティカル制度規程」（資料8-30）を定めている。利用状況は資料のとおり（資料8-31）。

●ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

TAについては、「教育補助員に関する規則」（資料8-32）で定められている。この規則によりTAを活用できるのは実験、実習、実技、演習等に関わる教育補助業務、定期試験及びそれに準ずる試験以外の小試験の採点並びにレポートの添削・採点に関する補助業務となっており、講義科目への配置はできない。RAについては、「日本女子大学リサーチ・ア

シスタントに関する規則」(資料8-33)が定められている。更に、2011(平成23)年4月に「出産・育児にかかる女性研究者のための研究支援員に関する規程」(資料8-34)が制定され、出産及び育児によって研究の中断や遅滞のおそれがある場合に、研究支援員を雇用することにより、当該大学教員の研究の継続を支援、維持することが可能となった。科学研究費補助金の2017(平成29)年度採択の女性比率において、本学が全国14位(50.6%)であった(資料1-36①【ウェブ】)。これは、本学において女性研究者の研究活動が活発であることを示している。

点検・評価項目⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

●研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備

文部科学省制定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費の管理運営に関して、「日本女子大学における公的資金研究費の使用に関する行動規範」(資料8-35【ウェブ】)、「日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程」(資料8-36【ウェブ】)、「日本女子大学公的資金研究費不正防止計画」(資料8-37【ウェブ】)、「日本女子大学公的資金研究費内部監査規程」(資料8-38【ウェブ】)を定めており、大学HPで取り組みを公表している(資料8-39【ウェブ】)。

管理運営・監査委員会では教職員への使用ルールの浸透を進め、これを踏まえて教職員は使用ルールの理解と遵守に努めることで、不正使用や過失による不適切使用も発生させないように機関全体で取り組んでいる(資料8-40【ウェブ】)。

また、実験研究に関しては「日本女子大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理審査委員会」(資料8-41【ウェブ】)、「日本女子大学遺伝子組換え生物等に関する委員会」(資料8-42【ウェブ】)、「日本女子大学動物実験委員会」(資料8-43【ウェブ】)が組織され、それぞれの規程に則り適切な措置を行っている。

●コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

コンプライアンス教育については、全教員及び研究費に係わる学生を対象として、学務部及び学内諸規程に定められた担当部署による研究費合同説明会を例年5月下旬～6月上旬に複数回実施している(資料8-44)。研究費の適正な執行のための心構え、不正使用の主な例、研究費を執行する際の注意点等を説明し、参加者アンケートの回答により、理解度を把握している。未受講者に対しては、個別に当日配付資料を渡し、読んで理解した上で、記名式のアンケート提出を義務付けている。事務職員向けには、部課長全員を対象にした研修を実施した後、各課長から構成員に説明を行っており、ガイドラインに基づき、職員の意識向上の目的、不正の種類、不正発覚後の対応と影響や、公的研究費の適正な執行等のための取組を中心に説明している。研究倫理教育については、研究者(専任教員、客員研究員、学術研究員等)に対して講義形式の研修及びeラーニングによる受講を義務付けている(資料8-45)。

●研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究活動に携わる全ての研究者を対象として、本学の学術研究における行動規範に違反する不正行為の防止や遵守を促すために、「日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程」(資料8-36【ウェブ】)及び「日本女子大学研究活動における不正行為への対応

に関する規則」(資料8-46)に基づき、「日本女子大学研究行動規範委員会」を設置している。委員は、学内者(副学長が委員長)であるが、専門分野に応じた活動の適正を確保するため、委員の活動を補佐する専門委員を置くことができるよう、整備している。

**点検・評価項目⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

他の基準同様、教育研究等環境の適切性については、自己点検・評価規則に則り、自己点検・評価委員会が主導し、年度ごとに点検・評価を実施している。点検・評価、改善・向上のプロセスとしては、まず、「学校法人日本女子大学中・長期計画」(資料1-27【ウェブ】)の達成を目指して毎年策定する事業計画(資料8-47【ウェブ】)に具体的な計画を定め、その計画を達成するために、関係部署において適切な教育研究環境の構築のための到達目標(資料1-33)を策定し、それを実行、点検・評価し、改善を行う体制となっている。

図書館については、自己点検・評価委員会のもとに、図書館自己点検・評価委員会を設け、本学の中・長期計画及び年度の事業計画を踏まえた目標を設定して、行動、点検して、改善を行うというPDCAサイクルに基づく点検・評価を実施している。

また、施設、設備等の安全及び衛生の確保のために外部へ委託している水質・空調管理等については、定期検査結果を産業医・校医が確認し、学校環境衛生基準と照合し点検している。定期検査結果で異常値が検出されることはほぼないが、検出された場合には、早期対応はもとより、再発防止に向けて施設課等担当部署と連携・協議する体制としている。

2017(平成29)年度には、学修行動調査(資料4-42①・②【ウェブ】)、卒業時アンケート(資料4-41)及び履修登録時の学習環境に関する学生の満足度集計結果(資料8-48)に基づき、冷暖房設定温度や照明等工夫を行い、教室を含む学生滞在スペースにおける学習環境の改善を行った(資料8-49)。

(2) 長所・特色

図書館における学生の年間貸出冊数は私学平均の16,262冊を大きく上回っている(目白：42,866冊、西生田：25,843冊)(資料8-24【ウェブ】)。また、蔵書数(目白：651,423冊、西生田：235,279冊)(資料8-16【ウェブ】)は、同規模(2～4学部を持つ)の私立大学266校の1館あたり平均、174,673冊を大きく上回る。

(3) 問題点

<情報インフラの整備>

設備投資予算の制約から他大学ではもはや当たり前前に整備されている一般教室における無線LAN環境の構築が一部分しかできていない。

<図書館>

蔵書収容力は、目白・西生田とも書架数の制約から、利用の少ない資料等を外部倉庫委託している。また、図書館を始めとして学術情報サービスを提供するための専門的な

知識を有する職員の育成を進めることが必要である。

< 研究倫理関連 >

研究倫理教育については、研究費を使用する大学院生には研究費説明会への出席を義務付けているが、全ての大学院生を対象とはしていない。現状では学部生も対象では無いため、全ての大学院生及び学部生を含めた実施体制の整備及び新たなeラーニング教材の導入が今後の課題である。次年度以降の新たな教材としては、APRIN（一般財団法人公正研究推進協会）のeラーニングプログラム（CITI Japan）の導入を予定しており、手続きを進めている（資料8-50）。

（４）全体のまとめ

施設・設備については安全性に配慮し、耐震対策、防犯、衛生面の対策が取られている。ネットワーク環境については、構成員のリテラシー教育に努め、セキュリティ意識の向上を図っている。

大学図書館は、蔵書を充実させるのみならず、非来館利用にも対応して研究・学修の支援を行っている。館内にはラーニング・スペースを設け、学生の自主的な学修に対応している。また、学術情報リポジトリにより、学外への学術情報の発信も実現している。

教員の研究面では、適切な研究費を配分する共に外部資金の獲得に努め、一定の成果を上げている。研究倫理面では、不正を防止するためのガイドラインを定め、ルールの順守に取り組んでいる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献の方針を含む各種方針（資料1-29【ウェブ】）については、毎年、自己点検・評価委員会において見直しを行い、2018（平成30）年度は次のように定め、大学HPにおいて公表している。

社会連携・社会貢献に関する方針

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するために次の方針を定める。

- (1) 研究成果を社会に還元し、物的・人的資源の活用による地域等との連携・交流を積極的に推進する。
- (2) 社会人に高等教育を受ける機会を提供することにより、社会に貢献する。
- (3) 国際平和や人間尊重の一端として、女子教育の国際連携を支援する。
- (4) 学生主体の地域交流を推進する中で、学生が学内外で学んだ成果を社会に還元する。

点検・評価項目②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

●学外組織との連携

<文京区との相互協力>

地域貢献の活動として2006（平成18）年に目白キャンパスのある東京都文京区と「相互協力に関する協定」（資料9-1【ウェブ】）を締結し、文京アカデミア講座（資料9-2）や子ども科学カレッジ（資料1-20）等の公開講座を通じて学術研究の成果を提供している。また、2012（平成24）年に「災害時における母子救護所の提供に関する協定」（資料9-3）を締結し、災害時における妊産婦及び乳児の受け入れ及び支援活動等の協力体制を整備している（資料9-4【ウェブ】）。

<川崎市多摩区を中心とした連携・協力>

西生田キャンパスのある川崎市多摩区では、2005（平成17）年に明治大学、専修大学、本学と川崎市多摩区とで協定を結び、協議会を発足、多摩区・3大学連携事業として、3大学コンサート、インターンシップ、大学・地域連携事業等を行っている（資料9-5①・②③【ウェブ】）。2015（平成27）年をもって10周年を迎え、新たに協定書を交わし、川崎市長、3大学の学長とのトップ懇談会を載せた記念誌の発行等を行い、幅広く地域住民への大学の活動について周知を行った（資料9-6【ウェブ】）。

更に10周年を機に事業の見直しを行い、2018（平成30）年から、地域と学生の情報・

コミュニケーションの促進と地域連携の更なる展開を目指し「たまなびプログラム」を新たな事業として展開している（資料9-7【ウェブ】）。

<生涯学習センター>

生涯学習センター（目白）では、独自の公開講座提供に加え、文京区在住・在勤者を対象とした講座を企画・提供している（資料9-2）。生涯学習センター（西生田）では、公開講座の一部を川崎市教育委員会・大学等高等教育機関関連連携事業として市民に提供している（資料9-8）。また、本学創立に尽力した広岡浅子氏との縁から、2015（平成27）年度から大同生命保険株式会社による寄附授業及び公開講座を実施し、働く女性や一般向けに公開講座を開催している（資料9-9【ウェブ】）。

<リカレント教育課程>

キャリアのブランクやキャリアチェンジ、地方から転居を伴う入学者等、バックグラウンドが多様化し続けるリカレント受講生の要望に対応するために、「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」を2018（平成30）年に東京商工会議所と締結した（資料9-10【ウェブ】）。リカレント教育課程の受講生が特別受講料で東商が実施する研修講座を受講できることに加え、東商の人材採用支援事業を通じて、受講生の再就職支援に協力を得ている。

<現代女性キャリア研究所>

現代の女性とキャリアを取り巻く諸問題の調査研究成果を、本学の教育のみならず、広く社会へ発信している。シンポジウム「なぜ女性は管理職になりたがらないのか」や公開講演会「女性と仕事：西友／ウォルマートを事例として」などを開催し、社会に対して問題提起や研究成果を発信するとともに、東京女子大学エンパワーメント・センターと共催による学外交流会「東女×日女 オトナ女子会」を実施し、両大学卒業生の世代を越えたネットワーク作りを支援するなど幅広く活動を行っている（資料9-11【ウェブ】）。

<教職教育開発センター>

多くの教員を輩出してきた本学の社会的使命として、教員免許状更新講習を卒業生のフォローアップとして実施している。講習については、必修領域・選択必修領域に加え、各学校種の課題に対応する選択領域についても幅広く実施することで、卒業生のみならず現職教員の学び直しの機会を提供している（資料9-12）。また、板橋区教委委員会と本学との連携協定により、同区内小中学校教諭の優先的受入れを実施している。

<成瀬記念館>

文京区内の博物館・美術館・庭園の連絡組織である文京ミュージズネットに加盟、ミュージズネットフェスタなどの活動に参加するほか、共通のマップやちらしを作成している（資料9-13【ウェブ】）。また、全国大学史資料協議会に所属し、大学史研究成果の共有、合同展示や刊行物による社会への発信を行っている（資料9-14【ウェブ】）。

<図書館>

オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）に参加し、JPCOARと国立情報学研究所との共同運営によるJAIRO Cloudを利用し、日本女子大学学術情報リポジトリを運営して、本学の構成員が生産した学術成果物を電子的に保存、公開している（資料8-19【ウェブ】）。

●社会連携・社会貢献活動による教育研究活動

<多摩区・3大学連携事業>

多摩区・3大学連携協議会は3大学コンサート、3大学連携フェア、学校教育ボランティア事業（資料4-14）等の連携事業を行ってきた。連携事業委託として、本学の地域交流団体を中心としたイベント企画やコラボ商品開発の実施、寺尾台団地の調査研究等を行った（資料9-15【ウェブ】）。また、2018（平成30）年から、人・情報の交流促進と、多摩区民の学び、学生の学びの実践フィールドとして「たまなびプログラム」（資料9-7【ウェブ】）を展開している。地域への愛着意識醸成を高める取り組みを進め、学生と地域とが連携し、活力ある地域作りを目指している。2018（平成30）年度は、多摩区の区画整理事業区域内において、25名（本学10名）の学生により、一日子ども商店街を立ち上げるプログラムを実施、地域についてより知る事を目的に商店街においてヒアリングを行うとともに、プログラムに関する企画の立案・ディスカッション等を行った。本プログラムの一環として、大学の地域に関する教育的取組等を知ってもらうことを目的に、多摩区・3大学連携協議会が年2回「たまなびNews」（資料9-16【ウェブ】）を刊行している。

<教育委員会等との連携>

2011（平成23）年度の川崎市との連携・協力基本協定の締結を機に、学校現場における実践的で幅広い見識を身に付けさせることを目的として「学校インターンシップ」事業を実施している（資料4-15）。また、2013（平成25）年度に狛江市教育委員会、2014（平成26）年度に板橋区教育委員会、横浜市教育委員会と連携を拡大し、学校現場における実践的で幅広い見識を身に付けさせる実習を実施している。また、学校教育ボランティア活動についても文京区、新宿区、多摩区などの幼、小、中学校に派遣し、近隣学校支援の一端を担っている（資料9-17【ウェブ】）。

<生涯学習センター>

目白・西生田キャンパスそれぞれで年間70から100の公開講座を一般に向けて開講している。本学専任教員の研究教育成果を社会に還元する目的の講座を中心に、その他著名人等による講演会や語学・キャリア講座まで幅広いカテゴリーの公開講座を設けている。また、2001（平成13）年からインターネットによるVOD講座を開講継続しており、2017（平成29）年度は新たにオンデマンドによる双方向学習可能な「論理的思考講座」を開講している（資料9-18【ウェブ】）。

生涯学習センター（目白）では、一般公開講座に加え文京区民対象の「文京アカデミア講座」を複数企画し地域に提供している。また、文京区のインターネット学習コンテンツ「文京eラーニング」の撮影・配信を受託運営している他、資格取得・キャリアアップ講座を区民割引にて提供している（資料9-2②）。

生涯学習センター（西生田）では一般公開講座の一部を川崎市教育委員会連携講座として提供している。これらの講座には、西生田キャンパスの自然環境を生かした子ども向けや（資料9-19）、附属中学教員による子ども向けの講座（資料9-8）を提供し、地域特性を生かした貢献に努めている。また、心理学専攻と連携して行っている心理相談事業は、教育研究活動の推進にもつながっている（資料9-20①【ウェブ】、②）。

<成瀬記念館>

収蔵する学園史資料の研究成果を叢書『日本女子大学史資料集』として刊行、他大学や公立図書館などに送付している。また、成瀬記念館の刊行物及び日本女子大学が刊行した年史等の歴史的刊行物をデジタルアーカイブとして公開している（資料9-21【ウェブ】）。平塚らいてう、タゴール、広岡浅子、日本式バスケットボール、自転車、運動会等、社会的に関心の高い人物や事項に関する資料についても企画展示や刊行物、画像提供等の形で公開・提供している（資料3-2【ウェブ】）。

●地域交流、国際交流事業

<五女子大学コンソーシアム>

五女子大学（お茶の水女子大学、津田塾大学、東京女子大学、奈良女子大学、本学）は2002（平成14）年度にアフガニスタンの女子教育支援に関わる事業を、2006年度以降には対象を広げて開発途上国の女子教育支援及び女子教育の発展に関わる事業を実施するためコンソーシアム協定を締結し、2017（平成29）年に協定更新を行った。（資料9-22①・②【ウェブ】）

<総合研究所>

本学設置の総合研究所において、以下2件の研究課題に取り組んでいる。

（1）研究課題「アジアの女性の自立に向けた調査研究～家政学からのアプローチ～」

家政学部の教員を中心に、個人・家族・コミュニティの最適で持続可能な生活を目指す家政学的見地から、アジア地域の開発途上国の女性の自立に向けたニーズの把握・分析を行い、現地で教育や地域社会活動に貢献できる手法の検討と構築を目指している。文部科学省・JICAとの国際協力経験の蓄積及びラオスの学校給食を通じた支援プログラムの開発・実施を通して得た知見をもとに、ブータンの都市部及び農村部の生活の実態を把握し、地域の状況に適応できるような女性の生活の質の向上につながる方策を検討している（資料9-23【ウェブ】）。

（2）研究課題「日本女子大学における学生を主体とした地域連携活動の活性化のための調査・研究」

地域連携活動を活性化するための調査・研究として、学校サポート事業、西生田地区地域交流事業、目白地区地域交流事業、地域コミュニティ活性化事業の取り組みを行った（資料9-15【ウェブ】）。

<生涯学習センター>

生涯学習センター（目白）では、地域課題に関するワークショップや研究発表、事例紹介やディスカッションを通じて、本学の研究成果を地域に還元した。2014（平成26）年度には地震災害をテーマに「大地震のための避難所教室～文京区関口台町小学校避難所ワークショップ」や文京アカデミア講座「あなたの力を活かす災害ボランティア入門―首都直下地震に備えて」を提供した（資料9-24①【ウェブ】・②）。また、文京区からの要請を受け、2016（平成28）年度に「外国人おもてなし英会話講座」を開講し、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたボランティア育成事業との連携を行った（資料9-25）。

生涯学習センター（西生田）では、人間社会学部の特質を生かした心理相談室事業や「幼児グループ・らっこっこ・こぐま」等の子育て支援事業を通じて地域貢献を行った（資料9-20①【ウェブ】、②）。

<リカレント教育課程>

2018（平成30）年に文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課「男女共同参画推進ための学び・キャリア形成支援事業」に採択された。これを受け、東京商工会議所、東京労働局、中高年齢者雇用福祉協会（JADA）、鳥取県、文京区、豊島区、名古屋大学、京都女子大学、青山学院女子短期大学と産官学連携し、再就職希望の女性と受け入れ側企業調査のために実行委員会を開催し、鋭意検証を行っている。（資料9-26【ウェブ】）

<図書館>

目白キャンパスでは、本学と東京都文京区との「相互協力に関する協定」に定める施設利用の一環として、2013（平成25）年に本学図書館と文京区真砂図書館とで覚書（資料9-27【ウェブ】）を交換し、一定の条件を満たす文京区民が本学図書館（目白）の資料を閲覧できるようにした。西生田キャンパスも同様に、多摩区・3大学連携協議会に関する協定書の規定に基づき、2013（平成25）年に本学図書館と川崎市多摩図書館とで覚書（資料9-28【ウェブ】）を交換し、一定の条件を満たす川崎市多摩区民が本学図書館（西生田）資料を閲覧できるようにした。

<特別重点化資金による研究課題>

幅広い研究・教育活動の活性化推進を目的として、提案された研究課題に資金を付与する特別重点化資金を設けており、この制度では社会連携・社会貢献に寄与する課題についても採択している。

家政学部の教育研究成果を社会貢献に生かすべく、各分野（保健体育・舞踊・健康、公衆栄養、住居計画、生活工学・被服、社会サービス）の教員を福島県に派遣し、地域住民と連携して、①健康維持管理に役立つ運動による生活支援、②保育園等における食育支援、③保育園等の園庭環境の回復、④安心・安全を付与するための衣生活の検討、⑤放射能汚染による生活の不安・制限からの回復を目指す市民運動の現状把握の5つのテーマを実施し、被災地の生活支援活動を行っている（資料6-24①【ウェブ】・②）。

点検・評価項目③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各事業の点検・評価に関しては、学部・学科・担当部署・附属機関・委員会毎に各年度の目標案を設定し、到達目標を達成するため一年を通じたPDCAサイクルを循環させている（資料1-30【ウェブ】）。この中では、附属校園を含む学園の中・長期計画や各年度の事業計画から事業報告に至るプロセスとも整合性を図っている。具体的な各事業の点検・評価に関する事項や根拠について、以下に列挙する。

<多摩区・3大学連携事業>

事業全般に関しては、原則3回行われる協議会会議における報告事項や摘録（資料9-29）をもとに点検・評価を行っている。3大学コンサートについては、観覧者からのアンケート結果に記載された地域住民の意見等を協議の際の参考にしている。たまなびプログラムについては、多摩区・3大学連携協議会等での報告を経て、最終報告・振り返り会に担当

課が参加することで点検・評価を行っている。

<特別重点化資金による研究課題>

論文・学会等発表実績を含む事業報告書を特別重点化委員会に報告するとともに、各学部教授会に実績報告をし、学内共有を図っている（資料9-30①・②【ウェブ】）。

<総合研究所研究課題>

研究経過報告書を総合研究所運営委員会で報告し、日本女子大学総合研究所HPで公開している（資料3-6【ウェブ】）。2年目の研究課題については、総合研究所研究発表会でそれまでの成果を発表している。研究終了後は、研究成果を『日本女子大学総合研究所紀要』（資料3-9【ウェブ】）で掲載し、この論文はHPでも公開している。

<教職教育開発センター教員免許状更新講習>

教員免許状更新講習は講習終了後、受講者の事後評価アンケートを実施・提出することが文科省によって義務づけられている。受講者の事後評価アンケートの結果は、教職教育開発センター運営委員会（資料3-15）等における講習実施報告や次年度講習案を審議する際、改善に向けた参考資料として活用している（資料9-12）。

<生涯学習センター公開講座>

一般向け公開講座については、目白・西生田キャンパスの「公開講座プログラム委員会」において講座の企画計画を策定し実施している。受講生アンケート結果や資格取得状況をもとに、講座内容の点検・評価を実施し、生涯学習センター運用委員会（資料3-17）において、改善提案を検討、審議している（資料7-67）。

自治体との連携講座に関しては、文京区内大学生涯学習担当者会議、川崎市生涯学習大学等高等教育機関連絡会議に出席し、講座アンケート等のデータや自治体との意見交換をもとに改善に生かしている。

<リカレント教育課程>

前後期終了後に受講生を対象とする授業評価を実施し、修了時にはリカレント教育課程の「学び」「再就職」についてアンケートを実施している。また、授業科目担当講師・連携企業に対してもヒアリングを行っている。これらの結果をもとに、リカレント教育委員会（資料3-21）においてカリキュラムや再就職支援について点検・評価を実施し、改善を行っている。

（2）長所・特色

<リカレント教育課程>

本学のリカレント教育課程は、高等教育機関が行う国内初のリカレント教育課程として注目されている。本課程設置から11年間の教育効果や再就職支援結果等について、「第1・4回働き方改革に関する総理と現場との意見交換会」、「第4次産業革命 人材育成推進会議」での説明の機会を得た（資料9-31【ウェブ】）。また、「第6回人生100年時代構想会議」において、内閣官房「人生100年時代構想」推進室提出の資料として報告された（資料9-32【ウェブ】）。さらに、修了生のキャリアブランクや再就職データを厚労省に提供した。このデータが根拠資料となり、2018（平成30）年1月から、職業訓練給付制度「専門実践教育訓練給付金」の「適用対象期間」延長期間が最大4年間から20年間に延長された（資料9-33【ウェブ】）。

このような本学の取り組みが評価され、文部科学省の推薦により、2017（平成29）年6月には内閣府男女共同参画局「平成29年度女性のためのチャレンジ支援賞」を受賞している（資料9-34【ウェブ】）。したがって、リカレント教育課程の活動は、本学の建学の精神のもと、出産等で離職した社会人女性の学び直しを支援する我が国の施策にも繋がる有意な成果が見られる。

<成瀬記念館>

大学の創立者の記念館として独立した建物を持ち、常設の展示スペースを有する施設として先駆的である。設立の目的は、「創立者の教学の理念と本学の歴史を明らかにし、もって建学の精神の高揚と継承を図るとともに、ひいては女子教育研究の進展に寄与しようとするもの」である。記念誌の編纂・発行、学園史資料の収集・整理他校の自校教育に先駆けた「教養特別講義」との連携に加え、NHKドラマ「あさが来た」等への学園史に関するレファレンス及び学内外への資料の貸出（画像提供を含む）協力、学園史に関する常設及び企画展示の開催などの活動を進めてきた。とりわけ2016（平成28）年に開催した「女子大創校の恩人ー広岡浅子展」は、会期3か月にもかかわらず世間の関心を集め2万人を超える来館者があり好評を博した（資料9-35【ウェブ】）。今後は収蔵資料の公開をデジタルアーカイブとして順次進めていく予定である。

（3）問題点

社会連携・社会貢献については、それぞれの部署・組織が分担して実施しており、点検・評価も個別に行っている。各年度の到達目標に挙がっているものについては、最終的に自己点検・評価委員会にて取り組みを俯瞰しているが、本学全体の社会連携・社会貢献の更なる推進を行うには、情報の共有と点検・評価の仕組みについて改善の余地がある。全学的な社会連携・社会貢献を統括する体制を構築するため、JWU社会連携教育センター（仮）の設置を2019年度事業計画（資料2-15）に定め、設置のための検討を開始した。

<リカレント教育課程>

2017（平成29）年度は全国から267件の資料請求があり、実際に鳥取・高知・大阪・京都・富山・石川・宮城から、転居を伴い本課程に入学しているため、地方への学習提供について課題と考えている。2017（平成29）年度は、オンデマンドコンテンツを作成し、受講生の履修を補完する一方で、地域を問わず履修が可能な公開講座として開講した（資料9-18②【ウェブ】）。

また、現在の課程は離職者が集中的に1年間学び直しをするプログラムであるが、離職をせずに働きながら学びたいというニーズが数多く寄せられている。企業からは、育児休業明けの女性を対象とした復帰プログラムとしての要望もあり、今年度文部科学省委託事業の中でニーズ調査を実施し、2020（令和2）年4月開講を目指して、時間的制約の少ないプログラムなどの新たな学びを提供するために検討を行っている。

<図書館>

学術情報リポジトリについて、研究者がよりコンテンツを登録しやすくする等、さらなる充実・発展のために継続した検討体制の構築が必要である。

（4）全体のまとめ

本学は、大学図書館の開放はもとより、幼稚園から大学までの本学関係者による共同研究を行う総合研究所、学園史・女子高等教育史の拠点としての成瀬記念館、卒業生をはじめ学習機会を公開講座として一般の方々に提供する生涯学習センターの活動は、大学の知的財産の社会への還元を果たしている。また、教職教育開発センター、現代女性キャリア研究所、リカレント教育課程の設置など時代のニーズに対応した社会貢献を行う体制も整えている。地域連携としては、目白・西生田両キャンパスの近隣自治体との連携事業を継続し、本学の学生の学びの場としながら、地域への貢献を拡充する。

本学は女子教育のパイオニアとして、創立時から大学拡張や学びの継続を重視し、通信教育課程の設置や卒業生団体（一般社団法人 日本女子大学教育文化振興桜楓会）との連携により、生涯にわたる学びの場を提供してきた歴史がある。今後も、本学の特質を活かしながら、更なる充実を図っていく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

日本女子大学は、大学の機能を十分に発揮させ、教育研究活動を支援するために、次の方針を定め、公表している（資料1-29【ウェブ】）。

管理運営に関する方針

- (1) 学園をめぐる内外の情勢変化を踏まえ、建学の精神に基づいた教育・研究活動の推進のための課題を整理し、課題解決に向けて柔軟かつ迅速に対応できる管理運営体制を置く。
- (2) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、教員及び事務職員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じる。

点検・評価項目②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2 適切な危機管理対策の実施

●適切な大学運営のための組織の整備

学校法人日本女子大学は、「学校法人日本女子大学寄附行為」（資料1-40）第10条第1項の定めにより、理事長がこの法人の業務を総理し、この法人を代表することを規定している。学長については、「組織規程」（資料10(1)-1）第13条第2項により大学の「校務をつかさどり、所属職員を統督する」ことを明記している。また、寄附行為第12条第1項及び第2項の定めにより、この法人に理事をもって組織する理事会を置くこと及び理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することを規定している。

「学校法人日本女子大学理事会の運営に関する規程」（資料10(1)-2）第4条では理事会の議決を経なければならない事項が定められている。

理事会は臨時を除き、年間6回開催している。そのため、理事会の運営に関する規程第

7条の定めにより、日常業務に関する事項に関しては理事会からの委任を受け、常任理事会を毎週1回開催し、審議執行している。常任理事会の構成員は、「常任理事会の運営要項」（資料10(1)-3）により、理事長、常務理事及び学内理事（学長、副学長、学部長、大学院研究科委員長、事務局長）と定めている。他にオブザーバーとして、家政学部通信教育課程長、図書館長、総務部長、管理部長、学務部長、学務部事務部長、学生生活部長、附属中学校・高等学校校長、附属中学校・高等学校副校長、附属豊明小学校校長、附属豊明幼稚園園長が出席し、それぞれの部署、部局から提案される案件の協議を行い、執行している。

・学長の選任方法と権限の明示

学長の選任については、寄附行為第14条第1項に「学長選考規程」（資料10(1)-4）及び「学長選考規程実施規則」（資料10(1)-5）に基づき、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により評議員会に推薦し、評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決をもって、選任することを規定している。理事会では、学長の選任方法について協議を重ね、平成29年度に「学長選考規程」及び「学長選考規程実施規則」を改正し、「学長選考規程実施規則運用細則」（資料10(1)-6）を制定した。制定した規程に基づき、選考を行った。

学長の権限について、「日本女子大学学則」（資料1-4【ウェブ】）では、「学長は、学校教育法の定めるところにより、校務に関して最終決定を行う権限を有する。」と規定し、「組織規程」においては、「学長は学校教育法の定めるところにより、校務をつかさどり、所属職員を統督するものとする。」と定めている。

・役職者の選任方法と権限の明示

副学長については「副学長規程」（資料10(1)-7）で任命方法と権限を規定している。

学部長については「学部長規程」（資料10(1)-8）を「学部長選挙に関する規程」（資料10(1)-9）とともに制定しており、選任方法と権限を定めている。学部長の権限については、「組織規程」により、「学部長規程」の定めるところにより、その学部の責任者として学部を統轄するものと定めている。

研究科委員長については、「日本女子大学大学院学則」（資料1-6【ウェブ】）及び「研究科委員長規程」（資料10(1)-10）で選任方法と権限を規定している。研究科委員長の選出は、学部長選挙に準じて行われている。研究科委員長の権限については、「組織規程」により、研究科委員長規程の定めるところにより、その研究科を統轄するものと定めている。

・教授会の役割の明確化及び学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との明確化については、2015（平成27）年の学校教育法等の改正に伴い、学則・諸規程等を一部改正し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる事項を明確に規定した。「日本女子大学学則」及び学部ごとの「教授会規程」（資料6-1）に定めている。

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備については、「日本女子大学学則」及び「大学改革運営会議規程」（資料1-32）で教学の全学的な方針の策定を審議する機関として学長が定期的に開催する、大学改革運営会議を置くことを規定している。

・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

教学組織と法人組織の権限と責任の明確化については、「組織規程」により、法人の管理機構、教育研究の組織、教育研究の管理組織、事務組織を、それぞれ定めている。学校法人の決定機関である理事会に関しては、「学校法人日本女子大学理事会の運営に関する規程」（資料10(1)-2）を制定し、同規程に則り、運営している。

・ 学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見への対応は、年に2回行われる学生総会でとりまとめられ、学生側（学生自治会・学園祭実行委員会・クラブ連合会の「学生三団体」の執行部）から学生連絡協議会に提出され、教授会選出の「学生委員会」が必要に応じて教授会や法人等に伝え、回答を学生側に戻すものとしている（資料7-60②）。

教職員からの意見については、各種委員会において、教員と職員が連携して運営しており、委員会での協議に反映している。

●適切な危機管理対策の実施

本学の教育・研究活動及び管理運営が阻害される事件、事故、問題等の発生の防止に努めるとともに、発生した場合の被害を最小限にとどめ拡大、再発の防止を目的に「日本女子大学危機管理要綱」（資料10(1)-11）を定め、全学的な組織として危機管理委員会を設置している。

防火・防災管理業務の遂行のため、大学の各建物には職員を防火管理者として任命し、防火設備の点検等の業務及び防火・防災訓練の実施等の任務にあたっている。

消防法の改正に伴う防災管理の強化という観点から、昨今の防火・防災管理業務の重要性に鑑み、防火・防災の専門家に防火・防災アドバイザーを委嘱することにより、防災訓練の実施等本学の防火・防災管理業務が円滑に遂行できる体制をとっている。

防災管理業務の重要性をさらに認識し、職員による防火・防災体制の強化を図っている。毎年11月に目白、西生田両キャンパスで、授業時における大学全体での防災訓練を実施している（資料8-7）。さらに学生対応部署の職員の防火・防災管理者等消防関係の資格取得者を増やすべく努めている。

点検・評価項目③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1： 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

財務運営の意思決定について、より透明性を高めるため2014（平成26）年1月に財務委員会を設置した（資料10(1)-12_第53～54条）。財務委員会は常任理事会のもとに設置され、財務に関する提案、理事長による意思決定の支援を行う合議機関として機能している。財務担当理事を含む理事、事務系部課長を構成員とし概ね隔週で開催され、財政計画の策定、予算編成・執行管理、決算の確認及び学費等の収入に関する事項などを検討している。

予算編成は、予算単位ごとに予算要求基準（シーリング）に沿ったゼロベースの業務別の積算を基礎とし、予算申請にあたっては積算根拠の明示を求めるとともに、必要に応じて財務委員会が主管となりヒアリングを実施し妥当性を検証している（資料10(1)-13）。

従前は事業活動収支の収入超過を目標としていた財政計画、予算編成について、2017（平成29）年度財政計画より「創立120周年記念事業など複数年にわたって収支を均衡させる特定事業を除き、当年度収支差額を均衡することとする」との基本方針を理事会で定め繰越収支差額の改善に取り組んでいる（資料10(1)-14）。

予算執行の適正管理の仕組みのひとつとして2015（平成27）年4月、事務局に財務管理室を設置した。調達方法や支出金額の適正性、契約内容について管理・確認を行うとともに、500万円以上の案件等については調達方法の妥当性、金額の適正性等を財務委員会に諮り、1,000万円以上の案件について常任理事会に報告している（資料10(1)-13）。

また、2015（平成27）年10月には規程として未整備であった業務委託、印刷物、サービスの提供等役務の調達について「役務等調達管理細則」（資料10(1)-15）を定め、規程に則った調達を開始した。

以上に加え、補正予算編成の要否判断のために予算執行状況を確認し、未執行予算の返還及び組替といった調整を行っている。財政計画、予算編成、執行管理、決算という一連の流れに財務委員会が関わることで予算の適正な編成及び執行が行われるとともに、透明性も確保されるようになっている。

点検・評価項目④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

大学から附属校園までの学校法人日本女子大学の事務処理を行うために、目白キャンパス及び西生田キャンパスに「組織規程」に定める事務局を置き、「学園事務分掌規程」（資料10(1)-16）により定めた分掌に則り、業務を遂行している。

大学・学部・研究科における教学に関する会議、各種委員会等には、事務職員が参画し、必要な事務を行い、教員とともに連携してその運営にあたっている。また、全学に共通する事項を検討・協議する組織横断的な委員会も複数設置しており、教職員が一体となって大学運営を担っている（資料10(1)-17）。

専任職員採用に関しては、「職員の任用等に関する規則」（資料10(1)-18）に則り、選考による職掌別の採用を行っている。職員の昇格に関しては、「職員の資格に関する規程」（資料10(1)-19）において基準を定め、昇格の実際は「職員人事考課規則」（資料10(1)-20）に基づいた人事考課で行っている。考課の視点として成績考課偏重（結果さえ出せばよい）とならないように、他者との協調性なども積極的に評価する能力・行動考課を取り入れている。専門的な知識及び技能を有する職員の育成については、実務経験＋研修制度（点検・評価項目⑤に記載）の活用＋自己研鑽に依っており、特に人事異動が、実務経験を積んでいく中での職能開発の妨げとならないように配慮している。

点検・評価項目⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

職員のSDは、その職能開発の重要性に鑑み、「職員研修規則」（資料10(1)-21）及び「職員研修実施細則」（資料10(1)-22）に基づき、自己啓発及び資質の向上に資することを目的とした5種類の研修を行っている（資料10(1)-23）。また、定期的の実施している学生支援（資料1-39③、7-28、7-69）、ハラスメント防止（資料7-48）のための学内研修会、大学改革運営会議主催の講演会（資料10(1)-24）や入試動向や大学生の就職環境説明会等への参加を職員に限定せずに行うことで、教員一人ひとりのSDに資する取り組みを実践している。

業務評価（処遇改善）については、項目④に記載のとおり「学校法人日本女子大学職員人事考課規則」（資料10(1)-20）に基づいている。本学における人事考課は、管理職を含め全職員の能力及び資質の向上に主眼を置いているものではあるが、人事考課結果は昇格にあたっての判定資料としている。具体的には、人事考課結果が上位資格への推薦基準を満たしており、経験年数等基準要件が充足されている場合は職員人事選考委員会へ昇格対象者として推薦され、そこで昇格判定がなされる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

他の基準同様、管理運営の適切性については、自己点検・評価規則（資料1-3【ウェブ】4）に則り、自己点検・評価法人委員会が主導し、事務局を中心として、年度ごとに点検・評価を実施している。

点検・評価、改善・向上のプロセスとしては、まず、「学校法人日本女子大学中・長期計画」（資料1-27【ウェブ】）の達成を目指して毎年策定する事業計画に具体的な計画を定め、その計画を達成するために、関係部署において適切な教育研究環境の構築のための到達目標を策定し、それを実行、年度末に到達目標チェックシートを使って点検・評価し、改善を行う体制となっている（資料1-30【ウェブ】）。

●監査プロセスの適切性

私立学校法及び「学校法人日本女子大学寄附行為」に基づき、非常勤監事2名が公認会計士や理事長直轄の内部監査チームと連携し、学校法人の業務及び財務の監査を実施している。監査体制として、監事監査（寄附行為第15条、組織規程第4条、経理規程第69条）、公認会計士による会計監査（経理規程第69条）（資料10(1)-25）、監査チームによる内部監査（日本女子大学公的資金研究費の管理運営監査規程第17条、日本女子大学公的資金研究費内部監査規程）を整備している。内部監査の結果は、監事及び公認会計士に報告しているほか、監事と公認会計士との協議を定例化している。

また、監事は、寄附行為第15条に基づき、法人の業務、財産の状況を監査し、毎会計年度に監査報告書（資料10(1)-26【ウェブ】）を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に

理事会及び評議員会に提出することを規定しており、毎会計年度実施している。また、監査の結果、法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することを規定しており、監事による監査は、適切に運用されている。

（２）長所・特色

財務委員会の設置に伴い、財務運営の透明性が担保された。財務委員会が財政計画、予算編成、執行管理、決算の一連の財務活動に関与することで、適正な予算編成・執行の改善が行われている。また、調達については過去には随意契約がほとんどで入札は行われなかったが、1千万円以上は原則指名競争入札を実施しているほか、500万円以上の案件は財務委員会での協議を必須とし、100万円以上の特命随意契約についても財務委員会承認が必要となった。これにより、競争が適正に行われるようになり支出の削減につながるとともに、取引先選定において透明性を保つことが可能となっている。

副学長、学部長が理事となる運営体制をとることにより、法人と教学組織との意思疎通を図っている。意思決定にあたっては、法人、教学ともに規程等に定めた正規な会議の他に、事前の調整のための会議を設けており、相互理解に基づいた大学運営を行っているといえる。

（３）問題点

学生支援、財務、入学者選抜、広報等、より専門性を備えた大学職員が求められる中で、現在実施しているSD以外の可能性（例：高度専門職の設置等）を探る必要がある。

指名競争入札の実施や適正な見積合わせの実施により役務等の委託費の低減化が実現したが、人件費の高騰の影響などから再び増加する傾向がある。限られた予算を有効に活用するために、指名競争業者の更なる開拓や委託業務の仕様について精査を行っていく必要がある。

平成30年度から設置した大学改革運営会議での審議事項については、学則で別に設置を定めている「大学評議会」での協議事項と実質的に内容が重なっており、それぞれの役割が不明確であることから、全学的な教学マネジメント等を行っていくための組織体制を継続して点検していくことが今後の課題である。

また、「評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備 学長の選任方法と権限の明示」において記載したプロセスに基づき、平成29年3月31日で任期を終えた前学長の後任選考を行ったが、新たな制度での選考であったため、円滑な手続きが進められなかった。日本の女子高等教育を牽引する学長のあるべき姿の共有に時間がかかることとなり、後任決定は平成31年1月29日まで持ち越すこととなった。次回の学長選任にあたっては、円滑な選考が進むように、今後は理事会を中心に規定等の見直しを含めた検討を開始することとした。

（４）全体のまとめ

大学を運営する組織、体制については規程に基づき、支障なく運営されているが、社会の変化に合わせて柔軟な対応を図れるよう、点検・評価を継続していくこととする。予算

編成・執行に関しては、財務委員会が関与することで透明性を保ちながら合議により適切な実行につながっている。また決算や「学園財政の現状と今後について」の作成を通じて財務状況確認を行うことにより、収支改善案の策定と目指すべき財務比率の設定を行っている。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

日本女子大学は、大学の機能を十分に発揮させ、教育研究活動を支援するために、次の方針を定め、公表している（資料1-29【ウェブ】）。

財務に関する方針

質の高い教育・研究活動を永続的に実施するため、大学の財務関係比率に関する指標・目標を設定し、中・長期の財政計画に基づき健全な財務基盤を確立する。

学校法人日本女子大学中・長期計画（2014年度～2023年度）（資料1-27【ウェブ】）において、教育研究の安定した遂行のための財政基盤の確立について定めている。具体的には、施設整備を進める2021（令和3）年度までに、借入金を最小限とするため学費の増額改定及び120周年募金（資料10(2)-1【ウェブ】）により自己資金の充実を図るとともに、支出の抑制を図ることを財政目標とし、金融資産の充実に努めること、また、長期的には収支バランスを取り、単年度では事業活動収支収入超過を堅持することを予算編成方針と定めている。

これらの執行状況について「学園財政の現状と今後について」（資料10(2)-1）を定期的にまとめ、学内に公開することでモニタリングと方向性の確認を行っている。「学園財政の現状と今後について 平成29年度版」（資料10(2)-2）では近年の収支状況をふまえて、Vision120をはじめとする教育改革により大規模な施設関係支出が継続するため、単年度収支については段階的に改善することを目標としている。

財務関係比率に関する指標・目標としては、（1）事業活動収支差額比率を①2020（令和2）年度まで2.0%以上、②2021～2023年度3.0%以上、③2024年度以降は4.0%を堅持し5.0%を目指す、（2）積立率を2026年度に50%以上、（3）総負債比率を2025年度に13%未満とし以降これを維持すると定めた。

点検・評価項目②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

予算編成及び予算執行については、財務委員会が財政計画、予算編成、予算執行状況確認、決算、ヒアリングなどの一連のプロセスに関与し、かつ高額の支出案件の協議にも関

わることによって、適切性を点検・評価している。

耐震を含む施設の改修、創立120周年記念事業により繰越収支差額（支出超過額）が増加傾向にあるが、事業活動収支関係比率、貸借対照表関係比率等の財務比率について、同系統私立大学と比較しながら本学の財務状況を把握するとともに、この状況を踏まえて財政目標の設定と収支改善策の検討を行っている。

質の高い教育・研究活動を永続的に実施すべく、2014（平成26）年度に策定した学校法人日本女子大学中・長期計画（2014年度～2023年度）の財政目標として、単年度では事業活動収入超過の予算編成を行うこととしている。しかし、将来計画の実現のためには十分とはいえないことから、2017（平成29）年度財政計画（資料10(1)-14）から、「創立120周年記念事業など複数年にわたって収支を均衡させる特定事業を除き、当年度収支差額を均衡することとする」との基本方針を理事会で定め、繰越収支差額の改善と財務基盤の更なる強化に取り組んでいる。

また、課題である金融資産の充実や借入金の返済についても改善を行っている。金融資産については特定資産の積立を継続し、特定資産、有価証券及び現金預金を合わせた運用資産は、2013（平成25）年度末の154億3千万円から2017（平成29）年度末には175億7千万円に増加した。借入金返済については計画的償還により、総負債比率は2013（平成25）年度の18.6%から2017（平成29）年度の15.9%にまで縮小してきている。2011（平成23）年度から2013（平成25）年度の各年度には、借入金の繰上償還も実施して負債の縮減に努めた。

●教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

事業活動収支の均衡をはかりつつ、負債の計画的な削減を行う一方で、将来の教育研究活動のため教育研究施設拡充引当特定資産、減価償却引当特定資産の積立を毎年行っている。

また、法人と研究費を所管する予算委員会との間で定期的に意見交換の場を設け、円滑な意思疎通を図っている。特に教育・研究にかかる大型設備等購入に関しては、補助金を利用した購入の仕組みの改善や法人負担費用の積立制度などについて、財務委員会（資料10(1)-13）も関与して検討を重ね改善に努めている。

●外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

文部科学省科学研究費補助金は、2017（平成29）年度決算では91件、交付額約1億6千4百万円（2016（平成28）年度決算86件、約1億6千7百万円）となっている。また、創立120周年記念事業募金を2016（平成28）年から開始し、8億円を目標として募集を行っている。2018（平成30）年9月現在4億4千万円の申込みに達しており、2022（令和4）年3月まで募集活動を継続していく。受託事業収入については近年減少の傾向にある（2017（平成29）年度約3千7百万円、2016（平成28）年度約4千9百万円、2015（平成27）年度約5千2百万円）。

競争的な補助金や受託研究等の多様な外部資金の獲得に努めており、平成29年度科学研究費助成事業では、採択件数101件、178,388千円であった。また、「細目別採択件数上位

10機関」において、本学は3分野（衣・住生活学：第4位（私立大学で第1位）、実験心理学：第9位（私立大学で第2位）、ケア学：第1位）で全国10位以内となった（資料1-36【ウェブ】）。その他の学外研究費については、競争的資金として受託研究5件、総額15,078千円、国等からの受託研究2件、総額550千円、受託事業10件、総額31,862千円等、外部資金獲得に努めている（資料8-28）。

資金運用について理事会は安全性を重視しており、定期預金や格付けの高い国内債券によつての運用となっている。資金運用（受取利息・配当金収入）は、2017（平成29）年度決算では7千万円、2016（平成28）年度7千6百万円、2015（平成27）年度8千8百万円と低金利の影響により利息収入が低下しているが、「学校法人日本女子大学資金運用規程」（資料10(2)-3）を改正し、理事会、理事長及び財務担当部署の役割を整理し明確化したことで、従前より機動的に金融商品購入が行えるよう改善している。

（2）長所・特色

理事会の下に設置されている学園総合計画委員会の財政部会にて、予算・決算を都度反映した中長期の収支試算を行い財務の見直し等に取り組んでいる。試算においては、収支の試算のみならず貸借対照表上の各資産・負債の状況についても試算を行い、定期的に「学園財政の現状と今後について」（資料10(2)-2）として財務状況と課題、目標をまとめ全教職員と情報共有を行っている。

資産運用に関しては理事会の方針に基づき、「日本女子大学資金運用規程」第4条及び第5条において運用対象の限定と元本の確実な回収について定めて安全な運用を執行し、半期ごとに運用状況を理事会に報告している。

（3）問題点

学生全員が卒業論文を必修としているため、伝統的に少人数教育を進めている。このため、学生に対する教員の割合（ST比）（資料5-12【ウェブ】）が高く、同系統「理工他複数学部を設置する私立大学法人」と比べても、財務比率の中で人件費比率が依然高い状況にある（2017（平成29）年度58.6%で、2016（平成28）年度同系統大学法人52.9%）。2021（令和3）年度のキャンパス統合に向けた人員再配置と職員の退職後不補充等により人件費の減を見込むが、抑制策について更なる検討が必要である。また、施設設備の老朽化から減価償却比率が上昇を続けている。

更なる外部資金等の活用による教育研究経費の充実を進めるとともに、専門知識を組織的に有する等、支援体制を整備することも喫緊の課題である。

（4）全体のまとめ

「学校法人日本女子大学中・長期計画」を基に、定期的に「学園財政の現状と今後について」をまとめ、収支状況の把握と今後の見通しについて確認を行っている。キャンパス統合等の大規模な施設関係支出により、収支差額は一時的に大幅な支出超過となるが、周年事業募金の推進や学費改定等といった収支改善施策の実施検討により、中長期的には単年度収支の黒字化を達成し、これを継続できる見込みであり、安定した財務基盤を維持することが可能である。

終章

2013（平成25）年度に受審した大学基準協会の第2期大学評価での指摘を受けて、本学は自己点検・評価活動のさらなる改善に取り組んできた。今年度、大学基準協会による第3期大学評価を受審するに際し、2014（平成26）年度から「第3期認証評価における大学評価の基本方針」を意識して、これまで本学が行ってきた自己点検・評価の形式にとらわれることなく、各学部、研究科、及び事務部署での問題点を根拠資料によって明確にし、内部質保証に関わる仕組みの見直しを段階的に実施してきた。特に、2017（平成29）年度には、「日本女子大学自己点検・評価規則」を改正して、教学部門と法人部門においてそれぞれ点検・評価した上で全学的自己点検・評価を行う体制を確立した。また、2018（平成30）年度には、内部質保証の全学的な推進に責任を負う教学マネジメント担当組織として「大学改革運営会議」を設置した。これにより、教育、研究、学生支援、社会貢献等に関する全学的方針を決定し、実施する体制が整い、これまで各学部、研究科、事務部署が自立的に活動している傾向があった側面を改善すべく取り組み始めている。大学改革運営会議の設置に伴い、本学の全学的自己点検・評価体制とPDCAサイクルを可視化した「日本女子大学における自己点検・評価体制イメージ図」を「日本女子大学における内部質保証に関する体制図」に改定し、教職員の自己点検・評価意識の改革にも努めている。加えて、2018（平成30）年には学内での自己点検・評価結果に対して大学の外部から評価を受けるために「外部評価委員会」を設置した。外部評価委員会からの報告書で指摘された事項については、大学改革運営会議における重点目標設定の際に早急に取り組むべき課題を選択して、次年度の到達目標設定に組み込む予定である。

本学は現在、創立120周年を迎える2021（令和3）年に西生田キャンパスの人間社会学部を目白キャンパスに一斉移転する事業を進めており、4学部全学共通の基盤教育カリキュラム整備を進めるなど、改革の只中にある。今回の第3期大学評価受審により、自己点検・評価体制を確立することができ、いくつか喫緊の課題を確認した。自己点検・評価活動をルーティンワークにせず、継続的な改善意識を保持して、今後も内部質保証の実質化に積極的に取り組む必要を強く意識している。